

目 次

序 都市計画マスタープラン改定の背景と位置づけ	1
序―1 改定の背景	1
序―2 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1 まちづくりの課題	5
2 都市づくりの理念・基本方針	13
2―1 第4次南国市総合計画が定める『南国市の将来像』	13
2―2 都市計画マスタープランの『都市づくりの理念』	13
2―3 都市計画マスタープランの『都市づくりの基本方針』	15
3 将来フレームの検討	17
3―1 将来人口フレームの検討	17
3―2 将来都市構造の検討	20
4 全体構想	29
4―1 土地利用の方針	29
4―2 交通施設の整備方針	34
4―3 公園・緑地、自然環境の整備又は保全の方針	38
4―4 河川・供給処理施設の整備方針	41
4―5 主要な地区の整備方針	44
4―6 都市防災の方針	47
4―7 少子高齢化社会に対応すべき福祉関連施設等の整備方針	50
4―8 景観形成の方針	53
4―9 観光・歴史まちづくりの方針	56
5 地域別構想	59
5―1 地域別構想の基本的な考え方	59
5―2 地域別まちづくりの方針	62
（1）北部山間地域【瓶岩、上倉地区】	62
（2）北東地域【久礼田、国府地区】	67
（3）北西地域【岡豊地区】	72
（4）中央地域【長岡、野田、後免、大篠地区】	77
（5）南東地域【岩村、日章、前浜地区】	84
（6）南西地域【三和、稲生、緑ヶ丘、十市地区】	90

6 実現化方策	96
6-1 まちづくりの体制づくりに向けて	96
(1) 市民参画・協働の推進	96
(2) 地域コミュニティ活動の支援	97
(3) 行政の取組み	97
6-2 主要なまちづくり方策	99
(1) “コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の構築に向けた方策	99
(2) 集落環境の向上に向けた方策	102
(3) 産業立地の誘導に向けた方策	103
(4) 都市施設整備に向けた方策	103
(5) 「自助」「共助」「公助」による防災対策	104
(6) 都市環境づくりのための規制・誘導方策	105
6-3 都市計画マスタープランの見直し	107
 参考資料	
市民アンケート調査	108
南国市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例	129
都市計画マスタープラン策定までの経過	130
南国市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿	131
南国市都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿	132

序 都市計画マスタープラン改定の背景と位置づけ

序

都市計画マスタープラン改定の背景

と位置づけ

序ー1 改定の背景

南国市は、1999（平成 11）年 3 月に「南国市都市計画マスタープラン」を策定し都市・まちづくりを進めていますが、この目標年度である 2018（平成 30）年度に計画期間満了を迎えました。

このような中、少子超高齢化、人口減少が進行するとともに巨大地震による災害を経験するなど、都市を取り巻く環境が大きく変化し、これに併せて下記のような国による新たな都市計画施策や県による都市計画区域マスタープランの改定、本市の第 4 次総合計画の策定などが行われてきました。

第 2 次の南国市都市計画マスタープランの策定において、改定の背景となる主な視点は下記の事項です。

（1）立地適正化計画制度の創設（2014（平成 26）年 8 月）への対応

2014（平成 26）年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画の作成が可能になりました。

この計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部となるものです。

本市は、南国市立地適正化計画の策定に 2015（平成 27）年度から着手し、2016（平成 28）年度に都市機能誘導に係る区域、施策等を定め、2018（平成 30）年度に居住誘導に係る区域、施策等を含む計画全体を定めました。この南国市立地適正化計画と一体となった都市計画マスタープランの策定を行います。

（2）高知広域都市計画区域マスタープラン（2018（平成 30）年 3 月改定）に即するマスタープランづくり

高知県が、南海トラフ地震の被害想定や人口減少、高齢化の進展など、社会経済情勢の変化に対応するため、本市の都市計画区域を含む高知広域都市計画区域マスタープランを改定しました。

この改定に伴い、本市の都市計画マスタープランにおいて高知広域都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ策定を行います。

(3) 第4次南国市総合計画の策定（2016（平成28）年3月）に即する都市計画マスタープランづくり

第4次南国市総合計画が2016（平成28）年3月に策定され、基本構想は2025（平成37、令和7）年度までの10年間の計画期間としています。

本市を取り巻く社会の動向として、“安全安心に対する意識の高まり”、“少子高齢化、人口減少の進行と活力の低下”、“地方創生の取組み”、“地方産業の低迷”、“情報通信技術（ICT）の発達”、“環境への負荷の少ない低炭素社会・循環型社会への転換”を捉え、本市の将来像を『緑とまち 笑顔あふれる 南国市』とし、基本施策を定めています。

この策定に伴い、本市の都市計画マスタープランにおいて第4次南国市総合計画との整合を図りつつ策定を行います。

(4) “人口減少、少子高齢化、災害、環境問題への意識の高まり等、近年における我が国の都市づくりの社会潮流”への対応

社会潮流を踏まえ、本市の都市計画マスタープランにおいて都市づくり方針を再検討します。

(5) 計画期間満了による、各分野の整備方針、事業計画などの変化への対応

現行の南国市都市計画マスタープランは1999（平成11）年3月に策定し、その後2009（平成21）年6月に見直しを行いました。

この現行の南国市都市計画マスタープランの計画期間が満了を迎えることから、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015（平成27）年9月）や南国市市街化調整区域の開発許可制度の改定（2018（平成30）年4月）など、各課の各種計画・事業の進展や変更、意向等を踏まえ、本市の都市計画マスタープランを策定します。

序ー2 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 位置づけ

南国市都市計画マスタープランは、高知広域都市計画区域マスタープランと南国市総合計画に即しながら、『市町村の定める都市計画に関する基本的な方針』を示すものです。

南国市都市計画マスタープランと都市計画法に指定された計画間の関係は次のようになります。

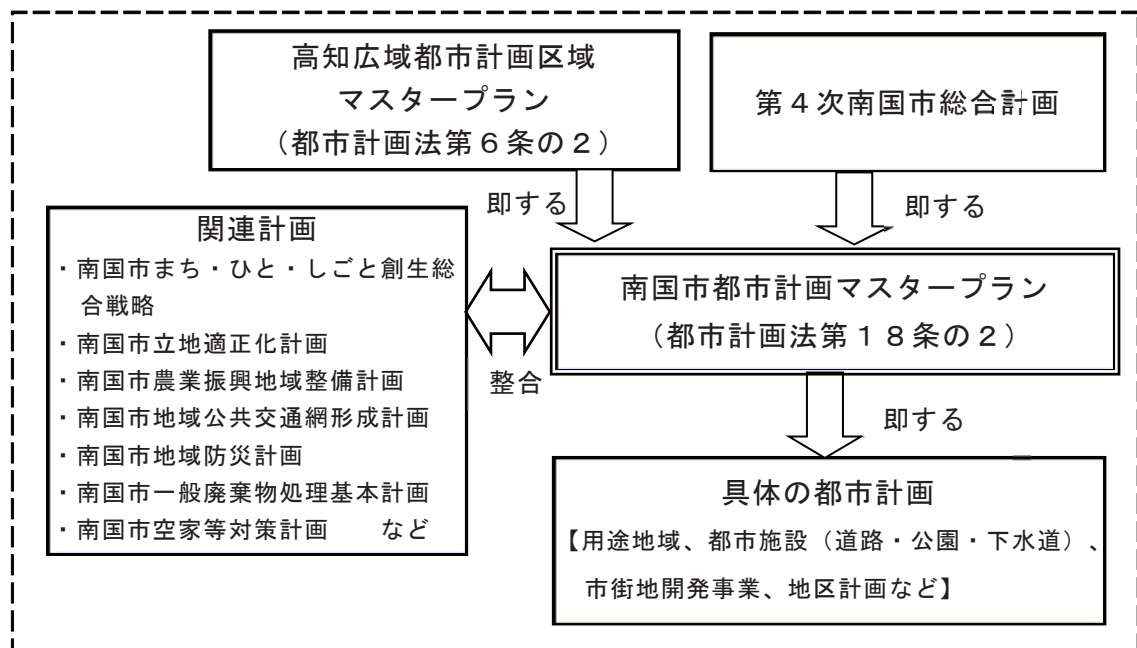


図 南国市都市計画マスタープランの位置づけ

(2) 対象範囲

南国市都市計画マスタープランは市町村が定める都市計画の基本方針であることから、基本的には行政区域内の都市計画区域を対象に策定されるものです。しかし、都市は都市計画区域外なども含めて一体的に捉える方が自然であることから、本市で策定する計画の対象範囲は行政区域全体とします。

【 南国市行政区域：125.30km² 】

(3) 対象期間

南国市都市計画マスタープランは長期的視点に立った計画であることから、対象期間は概ね20年後を見据えた2038（令和20）年を目標年度とします。

(4) 改定の手順

南国市都市計画マスタープランは都市計画として決定するものではありませんが、次のようなフローに示す各段階で関係機関と協議・調整し、住民意向を反映させながら策定を進めます。

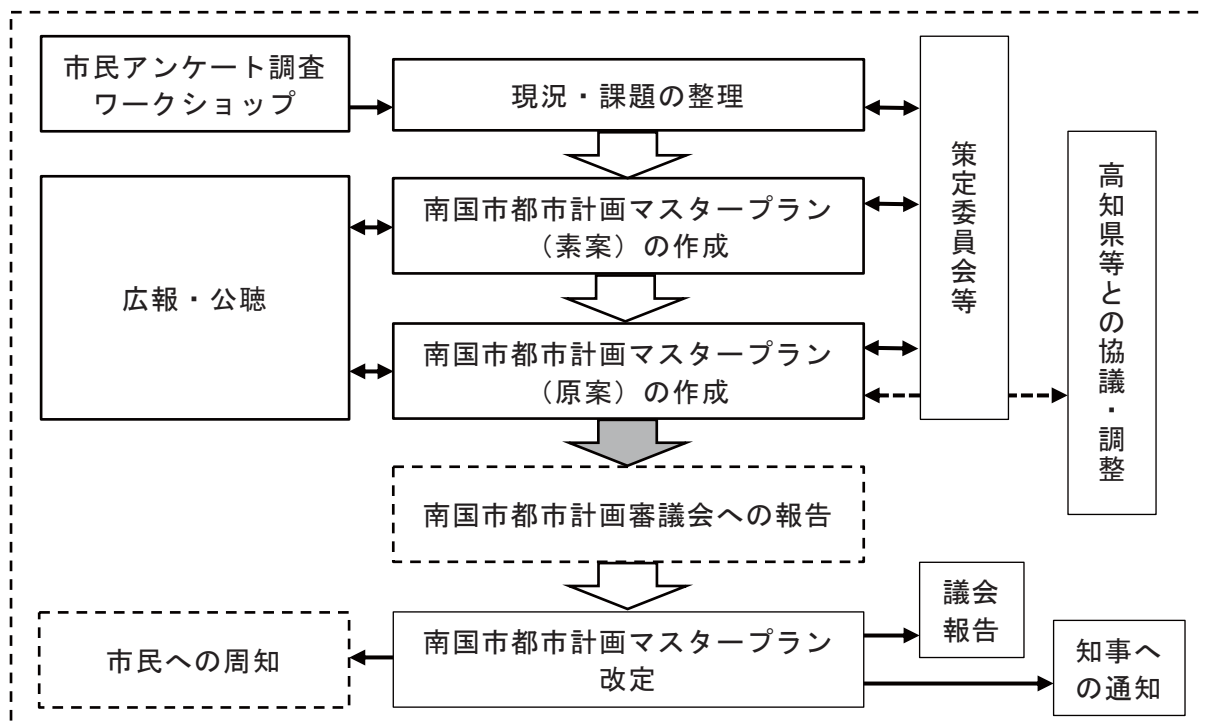


図 改定手続きのフロー

1 まちづくりの課題

1 まちづくりの課題

(1) 人口減少時代に対応できるまちづくりの取組み

～中心市街地等のコンパクトな市街地形成と集落における地域コミュニティ機能の維持～

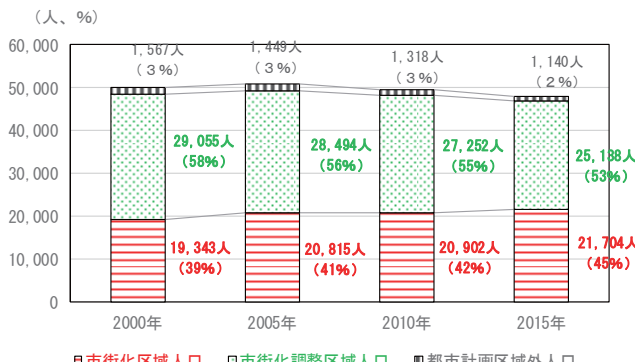
本市は人口が減少し全市的には人口密度が低下する中、特に中心市街地を中心とする人口集中地区の人口は増加し、人口密度が高まっています。

また、市民意識調査結果の『今後の居住地の意向』において、「南国市外へ移り住みたい」が約 15%、「南国市内で移り住みたい」が約 12%と移住を希望する人が一定比率います。

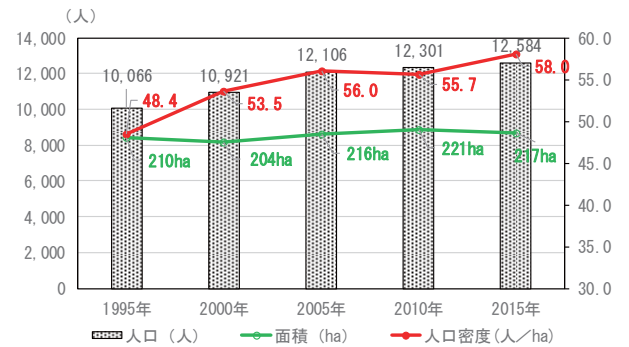
このことを踏まえ、居住環境の向上や良質な住宅地の供給とともに、各種生活サービス施設を充実させ、現在の子育て世代を中心とする中心市街地等への集住が今後も継続するように人々を誘導することによるコンパクトな市街地の形成が必要になっています。

一方、本市は人口の半数以上が市街化調整区域等に居住していますが、市街化調整区域においては人口減少が続いています。また、市民意識調査結果において、「現在の場所に、住み続けたい。」と回答する市民は約 60%と多くなっています。

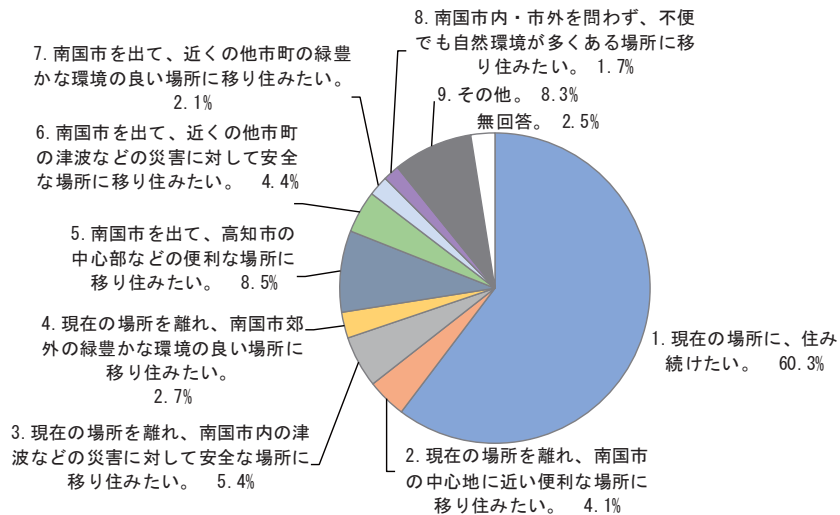
このことから、人口減少が続く市街化区域外の集落においては、農地や森林等の保全を図りつつ、地域のコミュニティ機能を維持できるようにまちづくりを進めることが必要となっています。



資料：国勢調査
図 本市の区域区分別人口の推移



資料：国勢調査
図 本市の人口集中地区の人口推移



資料：市民意識調査 (2017年)
図 市民の「今後の居住地の意向」

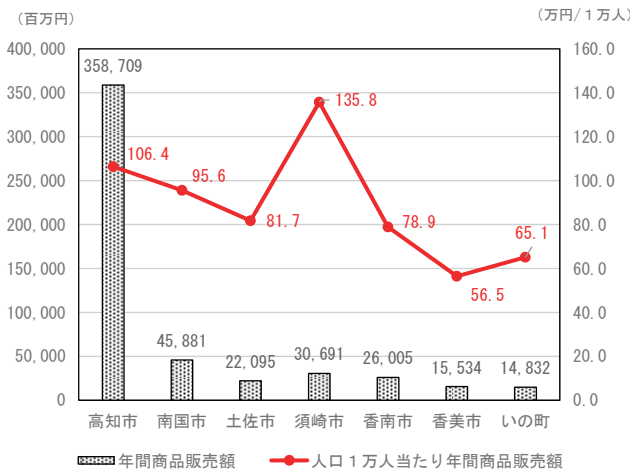
(2) 伸び悩む商業の持続的な発展と賑わいの創出

本市の小売業は、高知市に次ぐ年間商品販売額となり、一定の商業集積を有しています。しかし、市民1万人当たりの年間商品販売額は須崎市、高知市に次いで第3位に留まり、本市小売業の年間商品販売額は1999（平成11）年～2012（平成24）年にかけて減少傾向となっています。

市民意識調査結果（2017（平成29）年度）の生活行動をみると、『食料品、日用雑貨によく利用する場所』は市内が高い比率を占めていますが、『友人等との会合・会食によく利用する場所』などの非日常的な行動では高知市が本市を大きく上回っています。

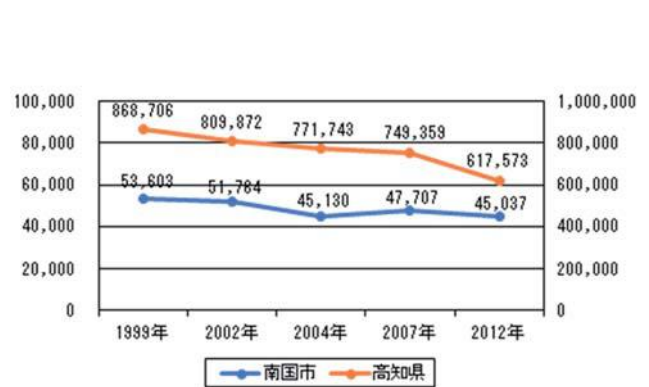
また、市民意識調査結果の『南国市中心部（後免町～市役所周辺）のまちづくりの重要事項』では「さまざまなサービスが受けられるよう、商業・文化・福祉などの施設を充実させる。」が約59%と最も多く、『南国市の今後の商業地における重要施策』において「大規模な複合商業施設などを誘致し、新たな商業の拠点をつくる。」が約33%、「魅力ある余暇・レクリエーション施設を誘致する。」が約16%と多くなっています。

これらのことから、本市において市民の余暇等の多様なニーズに対応できる商業・サービス施設の集積を誘導するとともに、中心ゾーンやシンボルロードなどの明確な顔づくりを図り、賑わいを創出することが必要となっています。



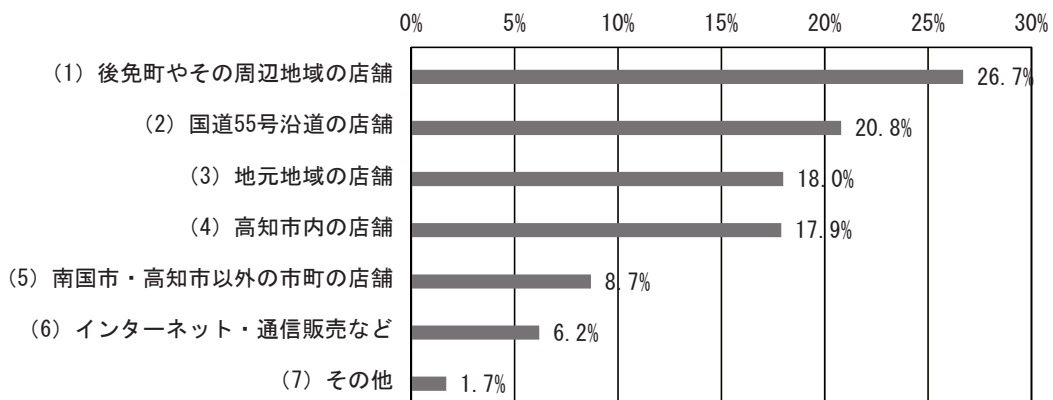
資料：商業統計表（2014年）

図 本市及び周辺都市の商業（小売業）の年間販売額の比較



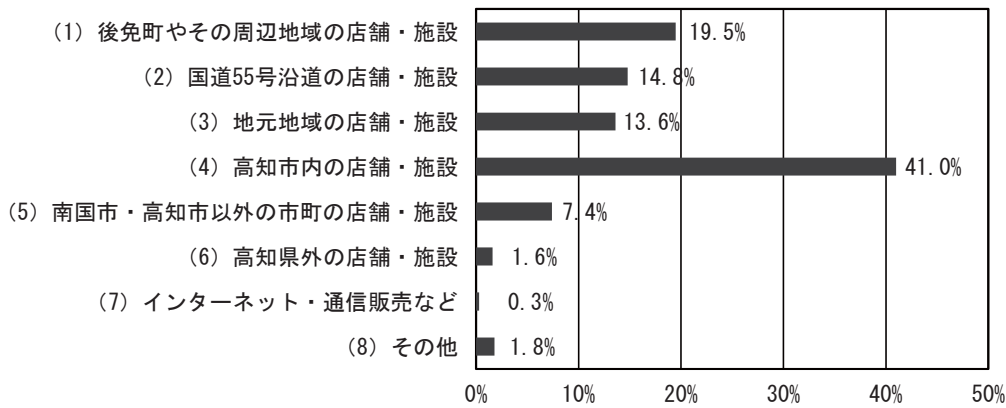
資料：商業統計調査（1999年～2007年）
経済センサス（2012年）

図 商業（小売業）の年間販売額の推移



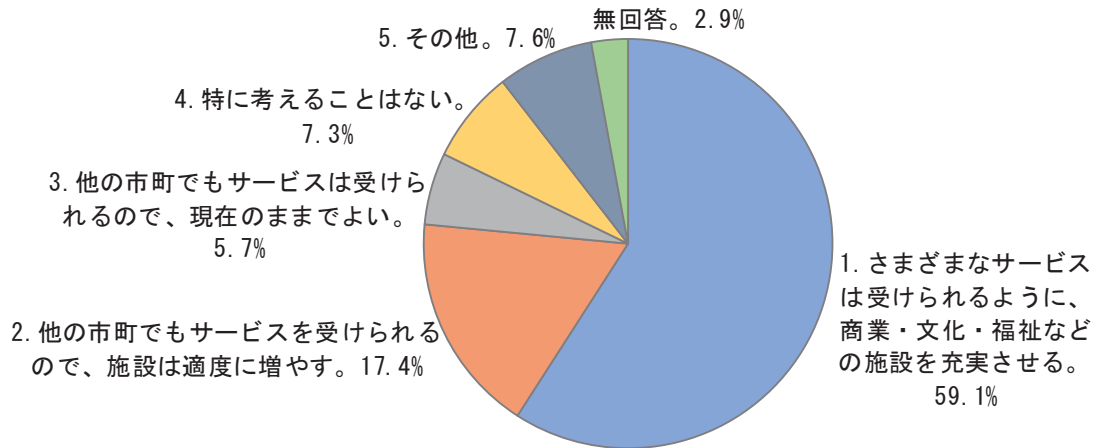
資料：市民意識調査（2017年）

図 食料品・日用雑貨の買物によく利用する場所



資料：市民意識調査（2017年）

図 友人等との会合・会食によく利用する場所



資料：市民意識調査（2017年）

図 南国市中心部（後免町～市役所周辺）のまちづくりの重要事項

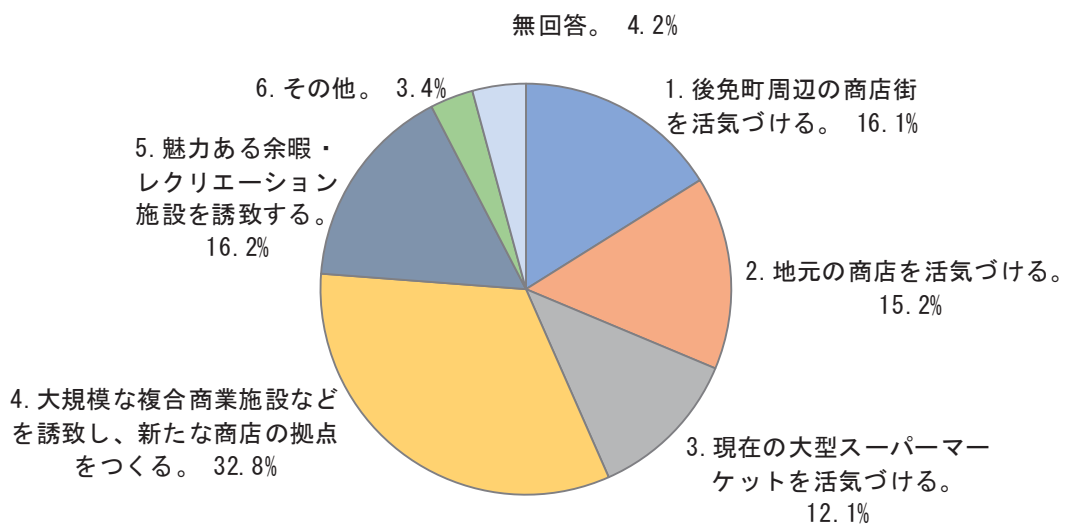


図 南国市の今後の商業地における重要施策

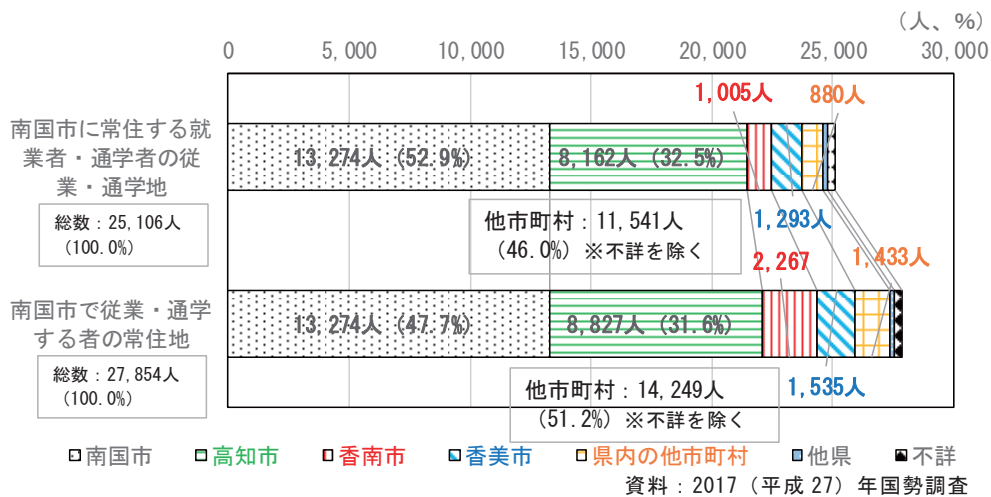
(3) “高知の玄関都市”の立地条件を活かした産業のより一層の発展

本市に常住する就業者・通学者は高知市等の市外を従業地・通学地とする人が約47%を占める一方、本市で従業・通学する者で高知市等の市外を常住地とする人が約52%を占め、従業者・通学者は本市への流入者数が本市からの流出者数を上回っています。このことから、本市において多様な就業地が形成されています。

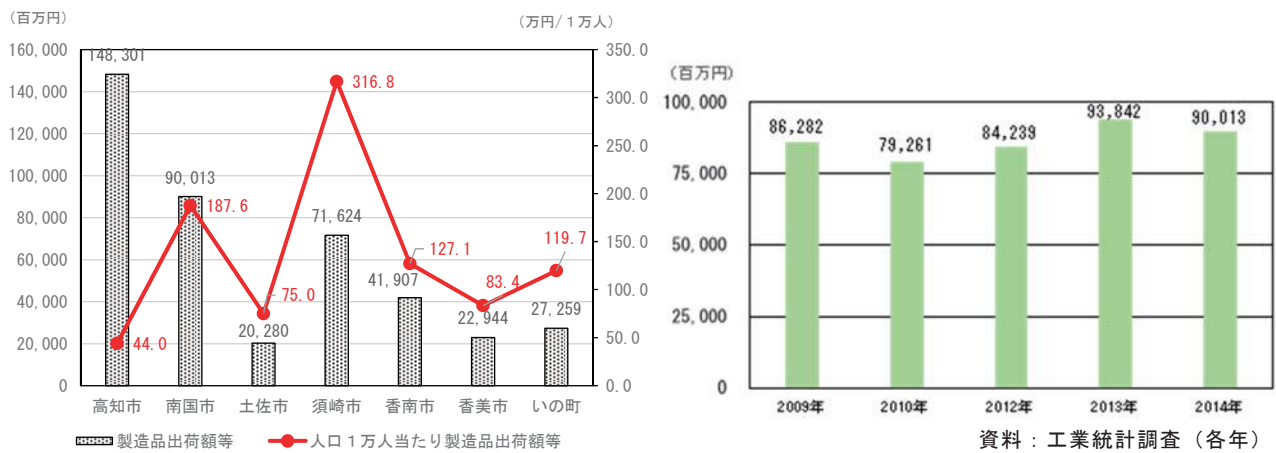
また、本市は、高知市に次ぐ製造品出荷額等を有し、2009（平成21）年～2014（平成26）年における製造品出荷額は横ばい若しくは微増傾向となるとともに、多数の流通団地が市内に立地し、工業・流通業務が発展しています。

一方、本市において、人口減少の中、転出人口の抑制とともに転入人口の増加を図るためには多様な雇用の場の確保、拡充が求められています。また、規模拡大や、南海トラフ地震による津波浸水想定区域から安全な場所への移転の計画など、事業所移転の動きがみられます。

このことから、農業等との調和を図りながら産業用地の供給余力を確保して企業誘致等を促進し、“高知の玄関都市”として工業・流通業等の多様な産業を今後も発展させることが必要となっています。



資料：2017（平成27）年国勢調査



資料：2014（平成26）年高知県の工業（従業者数4人以上）

資料：工業統計調査（各年）

図 本市及び周辺都市の工業の製造品出荷額等の比較

(4) 市民の満足度が低い都市施設の整備促進

本市において都市計画道路の整備率（改良+概成、以下同じ）は75.4%、うち市街化区域内における整備率は72.5%となり、高知市等と比較して低いものの、都市全体の全国平均74.1%、市街化区域の全国平均78.4%とほぼ同様の整備水準となっています。

しかし、市街化区域における都市計画道路の配置密度は、計画延長が2.8km/km²、整備済延長が2.0km/km²で、全国平均の計画延長3.2km/km²、整備済延長2.5km/km²を下回っています。また、市道改良率は44.0%（2014（平成26）年度、第4次南国市総合計画より）となっています。

一方、公共下水道は、都市全体の整備率が20.4%、うち市街化区域内における整備率が21.3%となっており、高知市等を下回り、都市全体の全国平均77.3%、市街化区域の全国平均82.0%を大きく下回っています。また、市街化区域面積に対する排水区域面積の比率でも全国平均を下回っています。

また、市民意識調査結果（2017（平成29）年度）においては、周辺環境の中で「生活道路の整備」「下水道の整備」「公園や広場の整備」に対する満足度が低くなっています。

これらのことから、中心市街地周辺に集住を誘導するために必要な良質な住宅地や各種都市機能用地の供給を促進する上で、道路、下水道等の都市施設の整備を計画的に推進することが必要となっています。

表 都市計画道路の計画、整備状況（南国市：2016（平成28）年3月31日現在）

区分	計画		改良		概成		改良+概成		
	全体	うち、市街化区域幹線街路	全体	うち、市街化区域幹線街路	全体	うち、市街化区域幹線街路	全体	うち、市街化区域幹線街路	
	km	km	km	km	km	km	km	km	
全国計 (H27)	72,521.41	46,250.52	46,112.04	31,277.20	7,629.85	4,992.39	53,741.88	36,269.59	
高知広域 (H27)	285.59	177.40	211.99	140.20	13.49	3.72	225.48	143.92	
高知市 (H27)	201.69	145.11	159.18	118.38	8.91	3.64	168.09	122.02	
南国市	(H28)	54.29	14.92	36.46	10.82	4.50	0.00	40.96	10.82
	(H27)	54.29	14.92	36.46	10.82	4.50	0.00	40.96	10.82
香美市 (H27)	16.31	10.16	11.12	8.15	0.08	0.08	11.20	8.23	
いの町 (H27)	13.30	7.21	5.23	2.85	0.00	0.00	5.23	2.85	

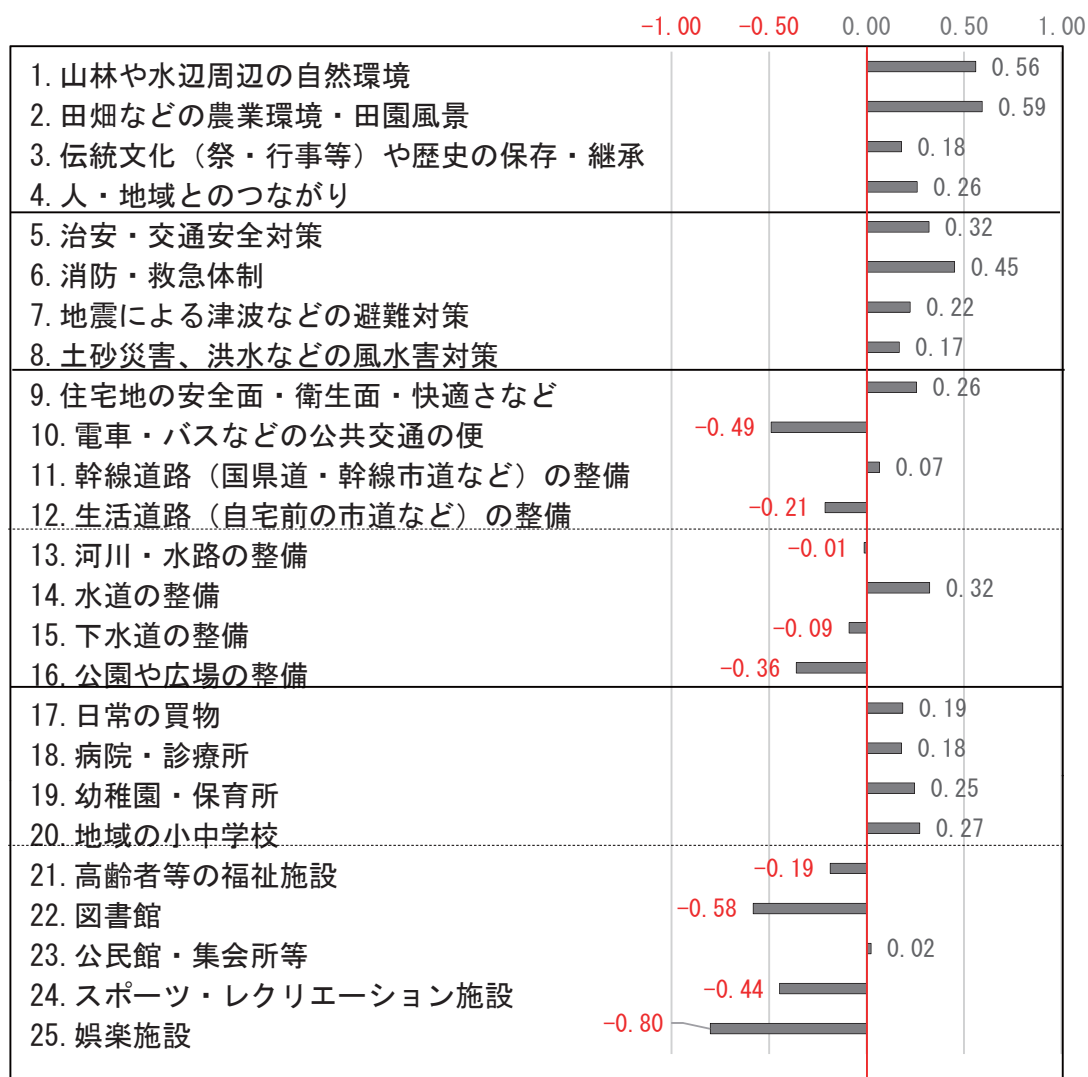
区分	改良率		整備（改良+概成）率		市街化区域幹線街路の配置密度		市街化区域面積 ha
	全体	うち、市街化区域幹線街路	全体	うち、市街化区域幹線街路	計画延長	整備（改良+概成）延長	
					km/km ²	km/km ²	
全国計 (H27)	63.6%	67.6%	74.1%	78.4%	3.2	2.5	1,448,850
高知広域 (H27)	74.2%	79.0%	79.0%	81.1%	2.9	2.3	6,190
高知市 (H27)	78.9%	81.6%	83.3%	84.1%	2.9	2.4	5,072
南国市	(H28)	67.2%	72.5%	75.4%	2.8	2.0	540
	(H27)	67.2%	72.5%	75.4%	2.8	2.0	540
香美市 (H27)	68.2%	80.2%	68.7%	81.0%	4.5	3.7	225
いの町 (H27)	39.3%	39.5%	39.3%	39.5%	2.0	0.8	353

資料：平成27年都市計画現況調査（国土交通省）2015年3月31日現在
平成28年都市計画現況調査（高知県）2016年3月31日現在

表 公共下水道の計画、整備状況（2015（平成27）年3月31日現在）

区分	計画		供用		整備率		市街化区域面積に対する比率		市街化区域面積 ha
	全体	うち、市街化区域	全体	うち、市街化区域	全体	うち、市街化区域	計画	供用	
	ha	ha	ha	ha					
全国計	1,990,277	1,622,669	1,539,322	1,330,646	77.3%	82.0%	112.0%	91.8%	1,448,850
高知広域	5,863	5,753	4,272	4,247	72.9%	73.8%	92.9%	68.6%	6,190
高知市	4,907	4,891	3,853	3,850	78.5%	78.7%	96.4%	75.9%	5,072
南国市	411	395	84	84	20.4%	21.3%	73.1%	15.6%	540
香美市	286	219	219	208	76.6%	95.0%	97.3%	92.4%	225
いの町	259	248	116	105	44.8%	42.3%	70.3%	29.7%	353

資料：平成27年都市計画現況調査（国土交通省）2015年3月31日現在



資料：市民意識調査（2017年）

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

図 お住まいの周辺環境の項目別満足度

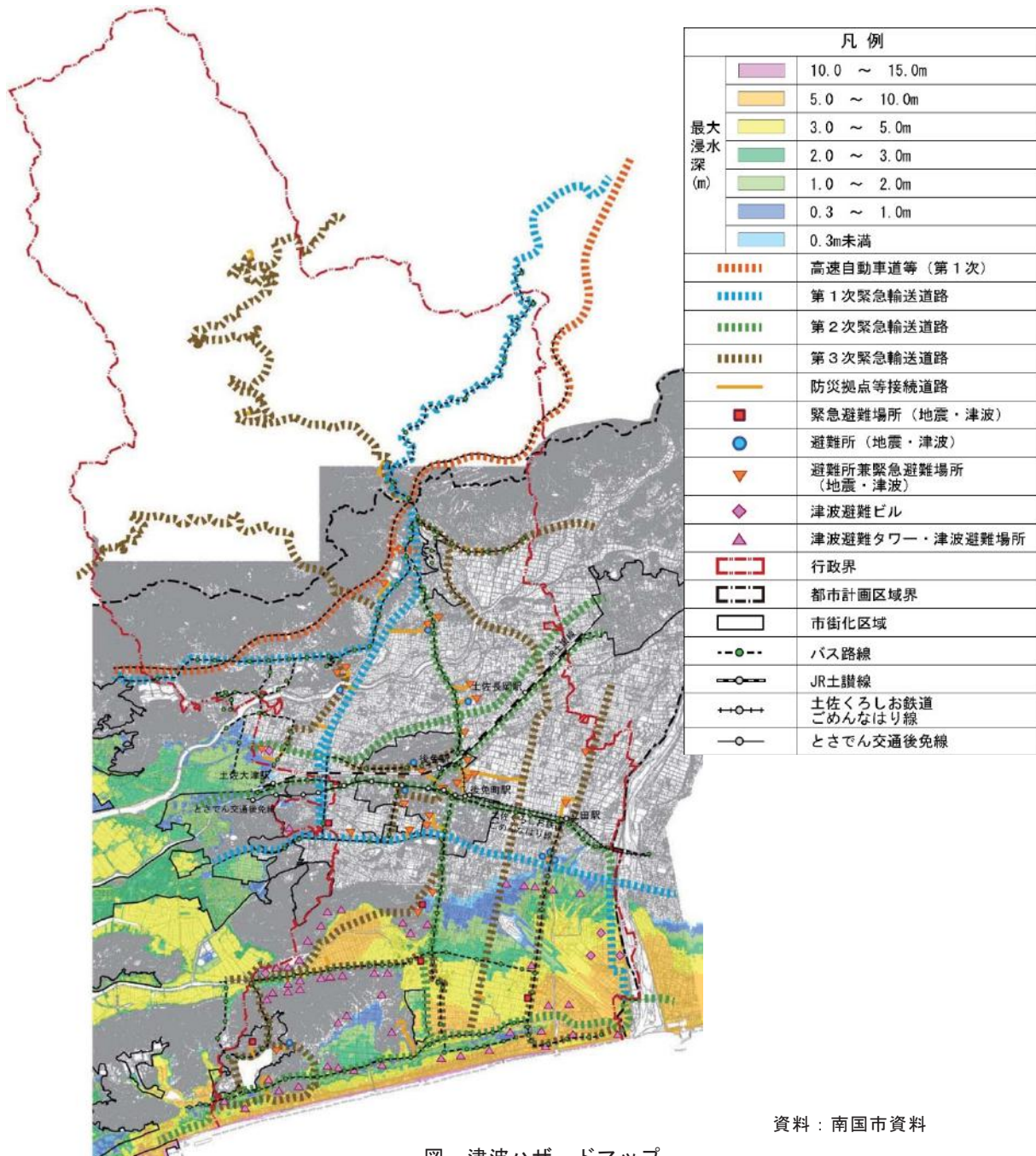
(5) 南海トラフ地震等の災害への備え

本市の南部は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域となっています。

この対策として、海岸部等で津波避難タワーが整備されているほか、避難所及び緊急避難場所が指定されています。また、災害時の緊急輸送道路が市内の道路に設定されています。

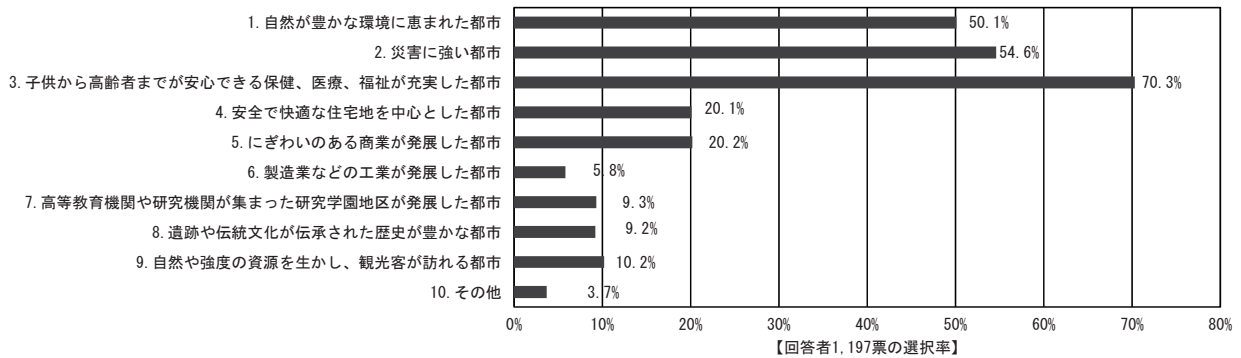
一方、市民意識調査結果（2017（平成29）年度）の『本市が目指すべき都市の目標としての都市イメージ』において「災害に強い都市」が約55%（選択率）と第2位になり、市民から災害に対する安全性の確保が強く求められています。

このことから、南海トラフ地震等の災害に対する予防対策、避難計画・体制、復興計画の策定など、災害に備えた防災・避難・復旧計画の確立が必要となっています。



資料：南国市資料

図 津波ハザードマップ



資料：市民意識調査（2017年）

図 本市が目指すべき都市の目標としての都市イメージ

（6）「土佐のまほろば」としての郷土資源の保全・活用の促進とまちなみ景観の形成

本市は、豊かな自然とともに歴史・文化資源が豊富に残る「土佐のまほろば」（素晴らしい場所、住みやすい場所）と言われています。

市民意識調査結果（2017（平成29）年度）の『本市が目指すべき都市の目標としての都市イメージ』において、「自然が豊かな環境に恵まれた都市」が50.1%（選択率）と第3位になり、市民から郷土の自然資源等の保全、活用が求められています。

市民が誇りと愛着を持って本市に住み続けてもらえるような環境を整えるためには、郷土の自然・歴史・文化資源を守り育てることが必要であるとともに、若者や子育て世代などの居住を誘導する上では、良質な居住環境とともに魅力や愛着を感じるまちなみ景観の形成が必要となっています。

これらのことから、郷土の自然・歴史・文化資源の保全、活用をより一層促進するとともに、魅力や愛着を感じるまちなみ景観を形成することが必要となっています。

2 都市づくりの理念・基本方針

2

都市づくりの理念・基本方針

2-1 第4次南国市総合計画が定める『南国市の将来像』

第4次南国市総合計画（2016（平成28）年3月）において、南国市の『まちづくりの基本理念』『南国市の将来像』を次のように定めています。

（1）まちづくりの基本理念

南国市の特性・資源、市民ニーズの動向、南国市を取り巻く社会の動向に基づき、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において尊重する基本理念を次のとおり定めます。

**「人」が輝く 「地域」が輝く 「まち」が輝く
南国市**

（2）南国市の将来像

将来像は、本市の10年後の姿を示すものであり、南国市のまちづくりの目標となるものです。

まちづくりの基本理念に則り、本市の特性や資源を最大限に活かし、すべての分野にわたって着実に進歩していく必要があります。豊かな自然を暮らしの中に活かすとともに、充実した都市機能を備えた環境の中で、だれもが心豊かに過ごすことのできるまちづくりを実行するために、南国市の将来像を次のように定めます。

緑とまち 笑顔あふれる 南国市

2-2 都市計画マスタープランの『都市づくりの理念』

本市は豊かな自然・歴史・文化資源、温暖な気候に恵まれ、『土佐のまほろば』と言われています。また、県下で最も広い穀倉地帯で農業が栄えるとともに、高知自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港、JR土讃線後免駅を有するなど高知県の交通要衝となり、工業、流通業が盛んで、IT産業も増加し“高知の玄関都市”として発展しています。

しかし、全国の人口減少、少子高齢化が進展する中、本市においても人口減少、少子高齢化が今後も続く見通しです。

市内を見渡すと、中心市街地周辺では人口が集中して増加する傾向になっていますが、集落等では人口減少により地域コミュニティの機能を維持することが懸念される状況になっています。また、沿岸部では南海トラフ地震による災害への備えなどが必要で、市

民は安全で安心できる都市づくりを求めています。

商工業は県下第2位の製造品出荷額等がありますが、小売業は低迷し、産業用地の供給余力が不足しています。このことから、雇用の場を確保、拡充して人口減少の中で人口の転出超過を改善する観点も考慮し、高知県の交通要衝となっている立地条件を活かして新たな産業用地の確保などにより多様な産業を創出することが望まれます。

道路、公園、下水道等の都市施設は整備途中であり、市街地等の安全性、利便性の向上と魅力、賑わいの創出が求められています。

このような本市の現状を認識し、郷土の自然、歴史、文化資源を守り育て、市民が安全で安心して快適に日常の暮らしを続けることができる都市づくりが必要です。

また、第4次南国市総合計画では、“まちづくりの基本理念”を『「人」が輝く、「地域」が輝く、「まち」が輝く 南国市』と定めています。

これらのことを踏まえ、中心市街地等への「**居住・都市機能の集約**」を基本とし、これと共存する集落等の「**地域コミュニティ機能の維持（安定）**」とともに、津波などの自然災害への備えや医療、福祉の充実等により「**安全で安心して暮らせる環境の充実**」を図り、**人の笑顔が輝く**ことを目指します。また、豊かな自然、歴史、文化資源を活かした「**土佐のまほろばの景観形成**」とともに、自然環境等との調和を図りながら商工業の「**多様な雇用の場の創造**」を図り、併せて「**快適性を高める都市施設の整備**」を選択と集中により効率的・効果的に進めることにより、**地域やまちの活力が輝く**ことを目指します。

このような考え方により、人々の笑顔、地域・まちの活力が輝き、かつ、人口減少時代においても市民が安全で安心して暮らし続けることができるよう、市民や産業がコンパクトに集まった『高知の玄関都市』づくりを進めます。

このことから、南国市都市計画マスタープランの“都市づくりの理念”を《笑顔や活力が輝き続ける、コンパクトな高知の玄関都市『なんこく』づくり》と定めます。

【都市づくりの理念】

**笑顔や活力が輝き続ける、
コンパクトな高知の玄関都市『なんこく』づくり**

2-3 都市計画マスタープランの

『都市づくりの基本方針』

都市計画マスタープランの『都市づくりの理念』を踏まえ、次の6点を『都市づくりの基本方針』として定めます。

(1) 居住・都市機能の集約による持続的発展が可能なコンパクトな都市づくり

市民の各種生活サービスが市内で安定的に提供され、若者、子育て世代、高齢者を含めた誰もが安心して快適な暮らしが送れるよう、市の中心市街地等に市全体の医療・子育て支援・文化・商業等の都市機能を、地域の中心地に日常生活に必要な生活サービス機能を集約したコンパクトシティの形成を目指します。併せて、これらの中心市街地等やその周辺において若者や子育て世代が増加している状況を持続させるとともに、高齢者の居住を継続させることなどにより、集住を緩やかに誘導します。このことにより、人口減少時代においても現在の一定の人口密度と人口規模を有し、生活サービス水準が持続的に確保され、市民が安心して快適な暮らしが送れるコンパクトな都市づくりを目指します。

(2) 地域コミュニティ機能が安定した定住環境づくり

本市は市町村合併の経緯から人口の半数以上が市街化区域外に居住していますが、市街化調整区域の集落は著しい人口減少と高齢化が続いています。このことから、集落の中心地において既存の医療・福祉・商業施設等を保全、活用するとともに、中心市街地周辺等への集住を目指した居住誘導との棲み分けを図りながら、中心地やその周辺において市外等からの移住者の受け入れを視野に入れつつ居住を誘導し、地域コミュニティ機能を維持し、安定した定住環境づくりを目指します。

(3) 多様な雇用の場となる産業を創造する活力ある高知の玄関都市づくり

中心市街地等において現存する医療・子育て支援・福祉・文化・商業等の商業・サービス業等の利活用を図るとともに、本市に不足している余暇・スポーツのサービス業等の誘致などにより多様な商業・サービス業の充実に努め、活気と賑わいがある本市の中心市街地の形成を目指します。

また、本市は高知龍馬空港、高知自動車道インターチェンジ、高知東部自動車道「高知南国道路」、JR土讃線後免駅等を有し、“高知の玄関都市”として交通要衝となっています。

この立地条件を活用した製造業、流通業、IT産業の集積の実績を活かしながら、今後も交通アクセスや高度情報通信基盤をはじめとする産業基盤の整備・充実に努めるとともに、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内等に見られる企業の移転動向に留意しつ

つ、新たな活力となる企業団地の確保、企業誘致を促進します。

これらの商工業等の多様な産業の創造により、多様な雇用の場を創出した高知の玄関都市づくりを目指します。

(4) 選択と集中により快適性を向上させる都市施設づくり

幹線道路、下水道等の都市施設は、厳しい本市の財政状況を勘案しつつ、中心市街地やその周辺を中心に整備を進める一方、地域住民等との協働により生活道路における安全性の確保や下水処理施設、公園・広場等の整備を促進します。また、集落等においては地域住民との協働等により安全で快適な生活環境の向上に向けて道路等の都市施設の整備を促進します。

これらの選択と集中により快適性を向上させる都市施設づくりを目指します。

(5) 誰もが安全で安心して暮らせる都市環境づくり

少子高齢化が続く中、高齢者や障害者、子育て世代に配慮し、交通安全対策や医療、福祉、救急活動の充実に努めます。

南海トラフ地震対策として、整備が一定完了した緊急避難場所を活用し、津波避難計画に基づく避難訓練等により市民の防災意識の向上に努めます。また、洪水・土砂災害対策や自主防災組織の充実に図り、防災対策、防災体制の強化を促進します。

これらの交通安全対策、医療、福祉、救急活動の充実や防災対策により、誰もが安全で安心して暮らせる都市環境づくりを目指します。

(6) 郷土の自然・歴史・文化資源と共生する「土佐のまほろば」の都市景観づくり

本市で受け継がれた自然・歴史・文化資源を守り育て、市民との協働による交流活動や観光資源の情報発信により、郷土の豊かな資源の保全と利活用を促進します。

また、本市の中心市街地において賑わいを感じる道路空間・広場の景観や沿道の魅力、愛着を感じるまちなみ景観の形成に努め、本市固有のシンボル性が高い中心ゾーンの景観形成を促進します。

これらの郷土資源の保全・利活用と郷土の風土に調和する景観の形成により、郷土「土佐のまほろば」の自然・歴史・文化資源と共生する都市景観づくりを目指します。

3 将来フレームの検討

3 将来フレームの検討

3-1 将来人口フレームの検討

(1) 上位・関連計画における将来人口の見通し

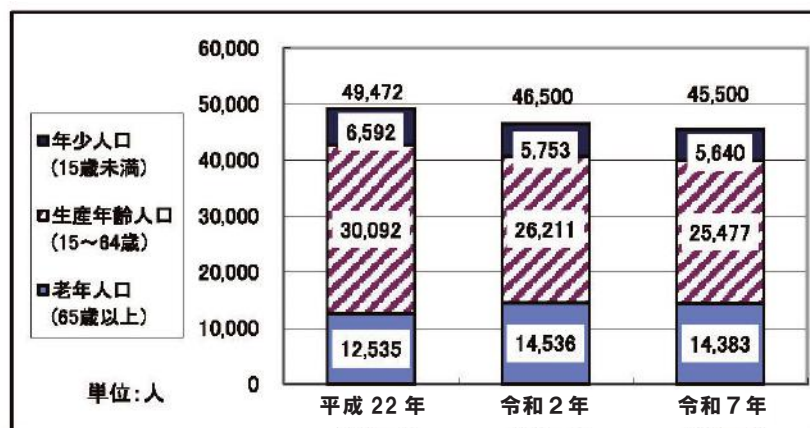
1) 第4次南国市総合計画（2016（平成28）年3月）

【人口目標】

本市の人口の見通しは、現状のまま推移すれば、2020（令和2）年には45,000人程度、さらにその5年後の計画目標の2025（令和7）年には42,500人程度になると推計されています。

我が国全体で人口減少対策が大きな課題となっているなか、本市では恵まれた自然条件、生活条件、産業条件を活かしたまちづくりを今後とも積極的に進め、人口減少を最小限に食い止め、計画目標年の人口目標を次のとおりとします。

2020（令和2）年	46,500人
2025（令和7）年	45,500人



2) 南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015（平成27）年9月）

【人口の将来展望】

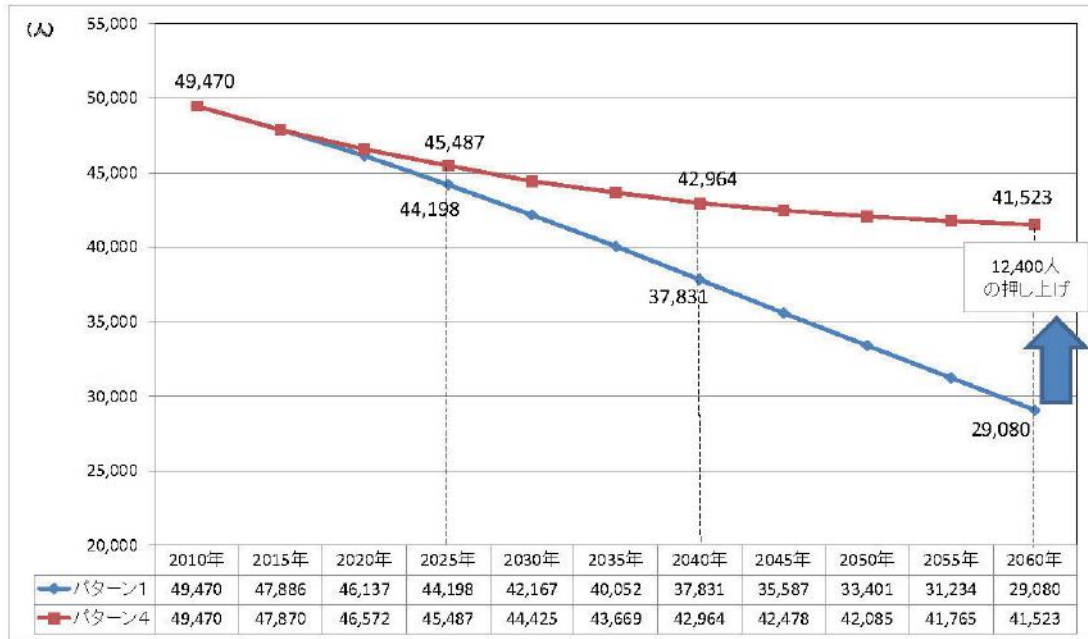
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の2040（令和22）年の人口は37,831人、2060（令和42）年は29,080人まで減少すると見通されています。^{*}

人口の将来展望を行うにあたっては、出生率を2.07まで引き上げることとし、社会増減は2020年以降微増とする仮定を実現することにより、合計特殊出生率が上昇すること、また、40歳未満の流入人口が増加することで、年齢区分別人口に大きな影響を与え、出生数が増加し、年少人口の増加、人口ピラミッドにおける若年層の比率の上昇という好環境を生みだします。

以上により、本市の人口の将来展望を次のとおりとします。

2040年（令和22年）	43,000人
2060年（令和42年）	41,500人

^{*}本計画では、国立社会保障・人口問題研究所による2018（平成30）年3月時点の推計人口（37,039人）を用いていますが、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2013（平成25）年3月時点の推計人口（37,831人）を用いて人口の将来展望を示しているため、本頁では2013（平成25）年時点の推計値を示しています。



資料：まち・ひと・しごと創生本部および高知県から提供された資料等に基づき作成

図 人口の将来展望

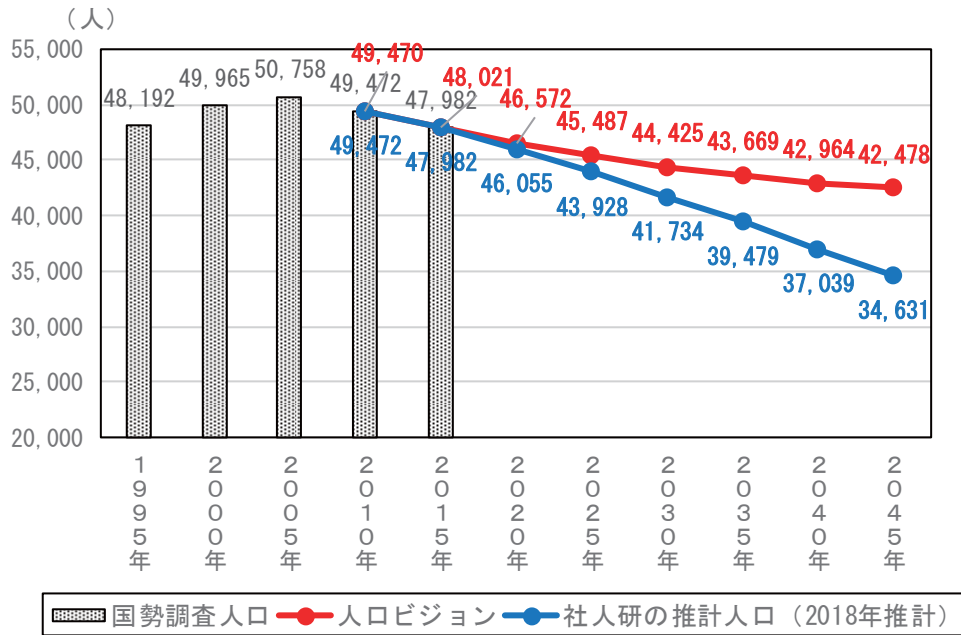
(2) 本市人口の推移と将来見通し

本市の人口（国勢調査）は、2005（平成 17）年の 50,758 人をピークに減少し、2015（平成 27）年で 47,982 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）』によると、本市の将来推計人口は 2025（令和 7）年が 43,928 人、2035（令和 17）年が 39,479 人、2040（令和 22）年が 37,039 人と推計されています。

一方、『第 4 次南国市総合計画』は人口目標を 2020（令和 2）年が 46,500 人、2025（令和 7）年には 45,500 人と定めています。

『南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は人口の将来展望を、2040（令和 22）年が 43,000 人、2060（令和 42）年が 41,500 人としています。また、この基礎とする推計人口は、2025（令和 7）年が 45,487 人、2035（令和 17）年が 43,669 人、2040（令和 22）年が 42,964 人と推計しています。



資料：国勢調査（1995（平成7）年～2015（平成27）年の各年）
 ・“人口ビジョン”は『南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の「仮定に基づく推計」。
 ・“社人研の推計人口”は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）』

図 本市人口の推移と将来見通し

（3）将来人口フレームの設定

南国市都市計画マスタープランは『第4次南国市総合計画』に即した計画と位置づけられています。

このことから、将来人口については本市の根幹的な計画である『第4次南国市総合計画』の人口目標を基本とし、この基礎資料としている『南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略』による“人口の将来展望”（「仮定に基づく推計」）を踏まえ、計画目標年である2038（令和20）年の目標人口を43,000人と設定します。

【将来目標人口】
目標年：2038年（令和20年） 43,000人

なお、この“将来目標人口”を達成するためには、現状の自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）による人口減少を改善することが必要となります。

このことを踏まえ、本計画において“子育て環境の充実”、“高齢者医療・福祉の充実”、“多様な雇用の場の拡充”、“良質な居住環境の向上”などに資する都市づくり、まちづくりを進め、出生数の増加、転出人口の抑制と転入人口の増加に努めて人口減少の抑制を目指すこととします。

3-2 将来都市構造の検討

(1) 都市構造の基本的な考え方

都市の構造を形成する要素となる地形、土地利用ゾーン、交通軸の分布を踏まえ、本市における居住機能、都市機能、農業、自然・歴史・文化機能等の配置等を示す将来都市構造の基本的な考え方を概念図として作成します。

1) 都市構造の要素

①地形

本市は南北に細長く、南が太平洋に面し、北部が山地部、中部が東側の台地と西側の国分川沿いの平野部、南部は物部川流域の平野部と西側の丘陵地から形成されています。

②土地利用ゾーン

本市の土地利用ゾーンは北部の山地部に森林ゾーン、中部～南部の平地部と台地部の中央に市街地ゾーンが立地し、田園ゾーンが周囲に広がっています。また、南部の西側の丘陵部に住宅地ゾーンが形成されています。

③交通軸

本市の交通軸は高速自動車道、国道等の主要な幹線道路と鉄道、空港から形成されています。高速自動車道、国道は概ね東西方向に通っており、西方の高知市方面、東方の香南市、香美市方面と連絡しています。南北方向には県道等を通り、市内の骨格的な幹線道路網が形成されています。鉄道は概ね東西方向に通っており、高知龍馬空港が土佐湾沿岸に位置しています。

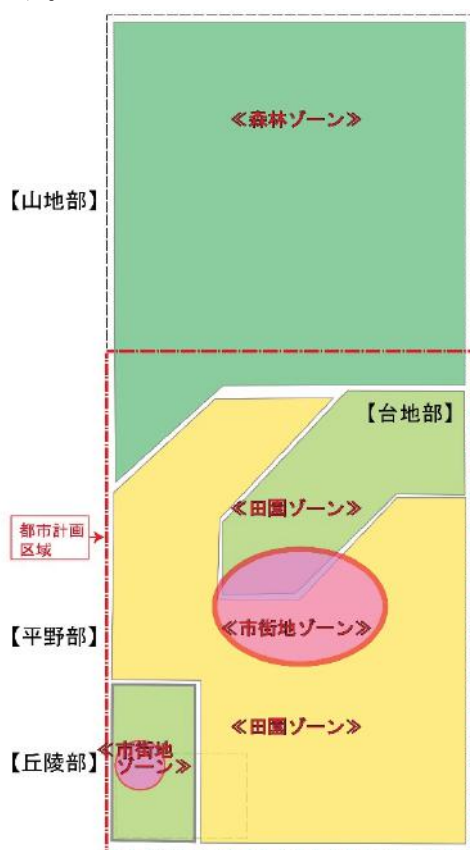


図 地形と土地利用ゾーンの概要

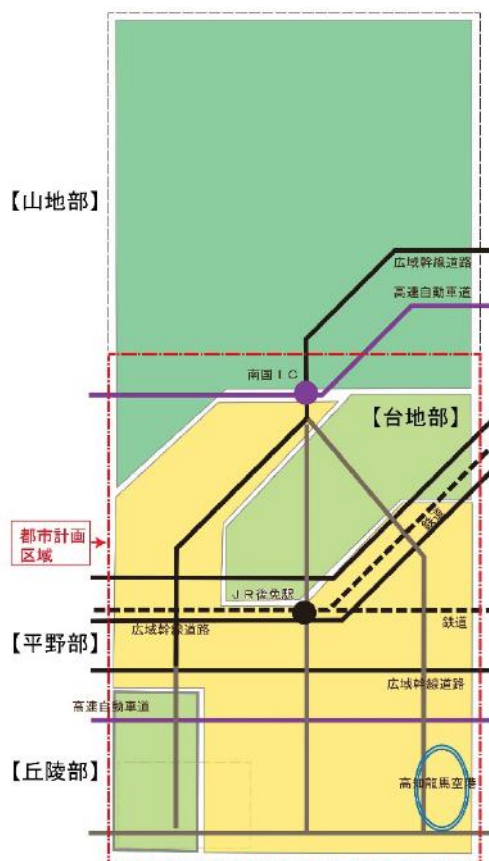


図 交通軸の概要

2) 将来都市構造の基本的な考え方

『都市づくりの理念』、『都市づくりの基本方針』を踏まえ、将来の都市構造の基本的な考え方を示します。

①中心市街地等での居住・都市機能の集約によるコンパクトシティづくり

人口減少が続くなか、中心市街地等やその周辺において居住機能と都市機能を誘導して集約し、一定の人口密度・規模を維持して各種生活サービスが安定的に提供され、若者、子育て世代、高齢者を含めた誰もがいつまでも安心して快適な暮らしが送れるよう、コンパクトな市街地づくりを目指します。

②集落の地域コミュニティ機能の維持

人口減少と高齢化が進む田園ゾーンの集落等において、中心市街地等やその周辺への居住・都市機能の誘導との棲み分けを図って移住者を受け入れ、人口減少を抑制して地域コミュニティ機能の維持を目指します。

③雇用拡大を牽引する産業機能の創出

高知の玄関都市である立地条件を活かして人口減少の抑制策の一つとなる多様な雇用を拡大するため、連鎖型交通ネットワーク上において、自然・農業環境等との調和を基調として既存の産業機能の拡充と新たな産業機能の集積を目指します。

④都市間・地域間連携を強化する交通ネットワークの形成

高知の玄関都市として都市間の交通ネットワークの充実とともに、各地域の均衡ある発展と地域の相互連携により各種都市機能の向上・充実を効率的に促進するため、本市の中心市街地や広域交通結節点と各地域の各種都市機能を連絡する交通軸を放射・格子状に形成し、連鎖型交通ネットワークの形成を目指します。

⑤安全で安心できる都市環境形成の促進

子育て支援、高齢者の生きがいを感じる生活環境づくりや、人にやさしいまちづくりを目指します。津波浸水想定区域においては、安全な居住地への住み替えを希望する人を支援する一方、避難体制・防災意識の向上を目指します。

⑥自然・歴史・文化機能の保全と利活用の促進

本市固有の自然資源を守り育て快適な都市環境を形成するとともに、誇れる郷土の歴史・文化資源を利活用し“なんこく・ならでは”、“なんこく・らしさ”となる郷土の文化、観光・レクリエーションの創造を目指します。

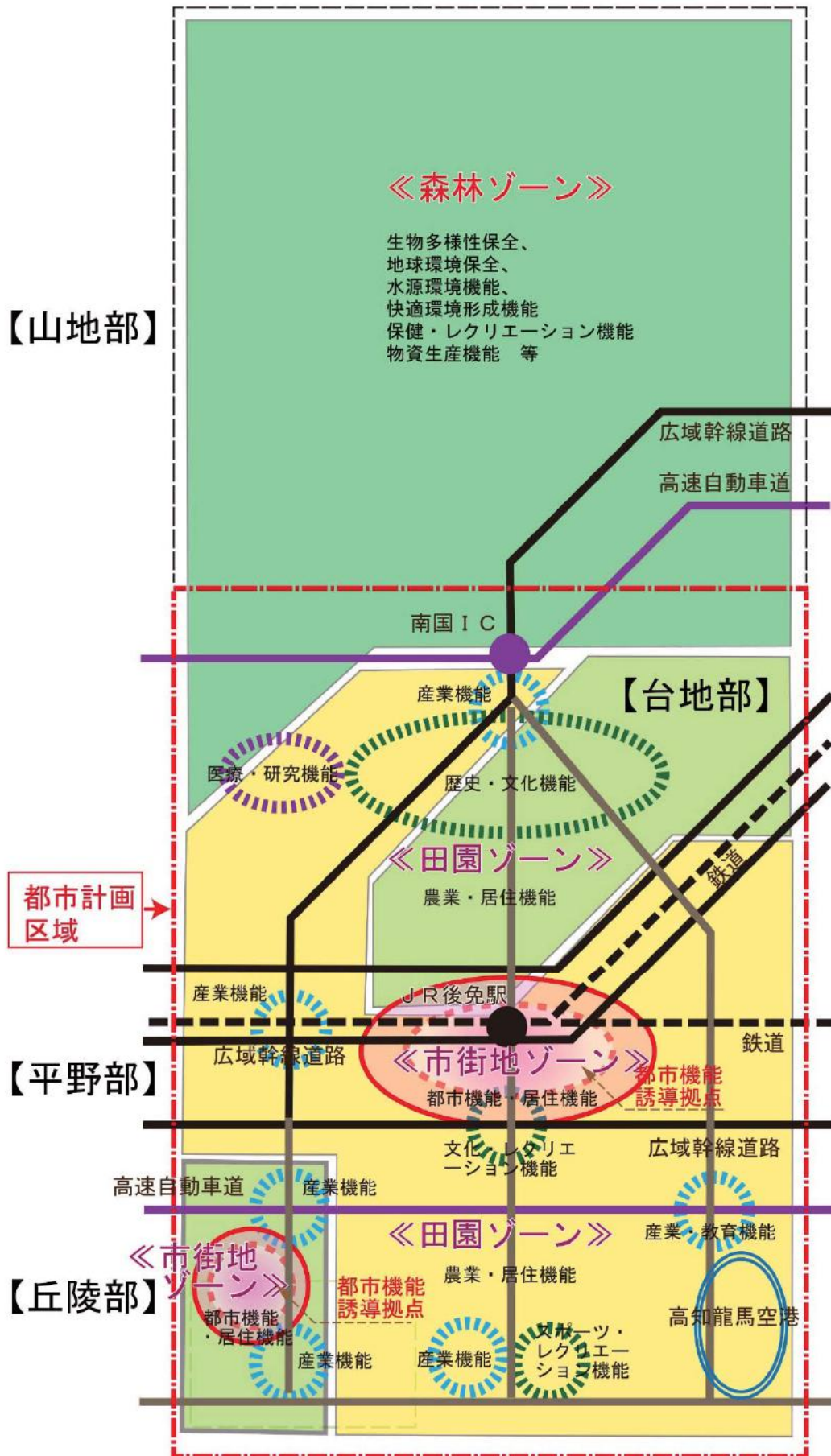


図 都市構造概念図

(2) 将来都市構造の設定

本市の将来都市構造において、市内各地に配置する各種機能の集積地を「拠点（点的な地区）」とし、この拠点を中心に居住機能や各種都市機能を集約するとともに、これらの拠点の相互間、拠点と市内各地域を放射・格子状の「都市軸（交通軸等）」により連絡し『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の構築を目指します。

また、市域の地形や土地利用状況を踏まえて「土地利用ゾーン（面的な空間）」として適正な土地利用のコントロールを図りながら、目指すべき将来の都市構造の実現を目指します。

これらの「土地利用ゾーン（面的な空間）」「拠点（点的な地区）」「交通軸（道路、鉄道等）」を以下のように位置づけます。

1) 土地利用ゾーンの設定

①市街地ゾーン

南国市役所周辺、緑ヶ丘、南国オフィスパークなどの工業団地、流通団地を「市街地ゾーン」に位置づけ、道路、下水道、公園・広場等を選択と集中による効果的・効率的な整備により都市基盤の充実を促進し、安心して暮らし続けられる市街地の形成を促進します。

②田園ゾーン

平野部と台地部に点在する集落や周辺に広がる農地等の一帯を「田園ゾーン」に位置づけます。集落においては生活道路、排水施設、身近な福祉・集会施設等の保全、整備により、安定した定住環境の維持、向上を促進します。一方、優良農地を中心に農地の保全を図るとともに、農業基盤の充実を促進します。また、集落と農地の適正な土地利用の調整を図ります。

③森林ゾーン

北部の山間部に広がる森林や南西部の丘陵部の樹林地を「森林ゾーン」に位置づけ、環境の保全に留意しつつ適正な森林施業を促進し、森林資源の有効利用に努めます。また、森林は生物多様性保全、地球環境保全、水源涵養機能等の多面的機能を有していることを踏まえ、開発行為等を抑制し、森林環境の保全と活用を促進します。

2) 拠点の設定

拠点は、居住・都市機能（生活サービス機能）、産業機能、研究機能、スポーツ・レクリエーション機能、歴史・文化機能等の各種都市機能の集積地区とし、以下のように位置づけます。

①中心拠点【南国市役所周辺】

市街地ゾーンの南国市役所を中心とする地区は、既に医療、福祉、文化、商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積しています。

このことを踏まえ、南国市役所周辺を「中心拠点」に位置づけ、既存の各種都市機能の保全や更新とともに、高次な都市機能の充実と子育て世代・高齢者への支援機能の充実を図るなど、本市に必要な多様な都市機能の充実を促進します。

あわせて、中心拠点及びその周辺区域において、若者や子育て世代を中心とした転居者の居住を誘導するとともに地域住民の居住継続を支援し、集住を促進します。また、子育て支援の充実、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを促進します。

これらのことにより、人口減少下にあっても、一定エリアに居住を誘導して人口密度を維持することにより、生活サービス機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住・都市機能（生活サービス機能）を集約したコンパクトな市街地づくりを促進します。

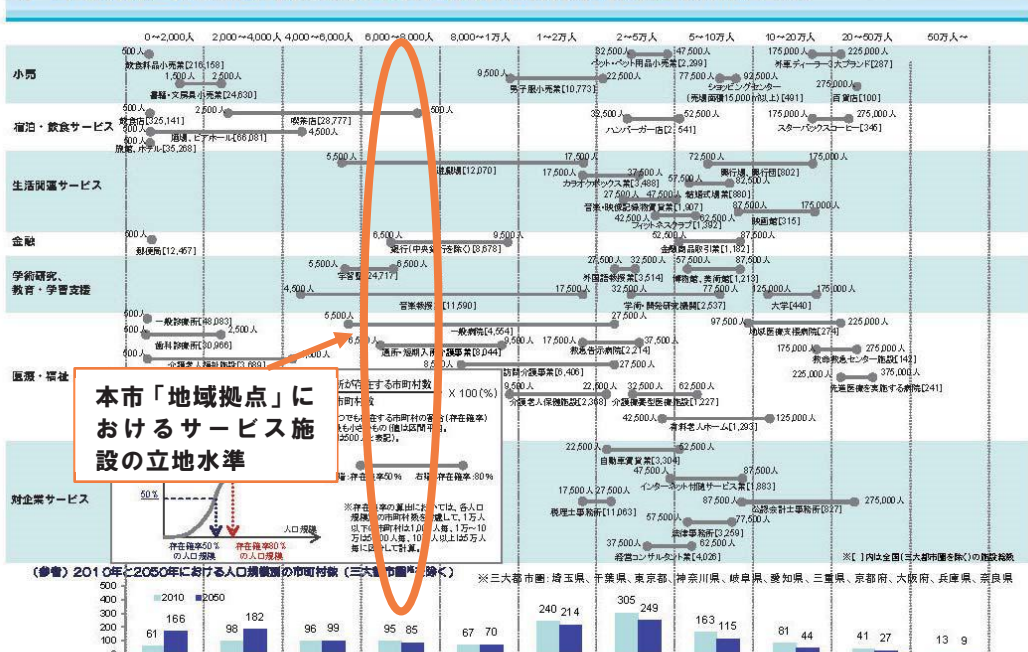
②地域拠点【緑ヶ丘の商業地周辺】

市街地ゾーンの緑ヶ丘の商業地を中心とする地区は、現在、医療施設、子育て支援施設、商業施設等が立地しています。

このことを踏まえ、緑ヶ丘の商業地周辺を「地域拠点」に位置づけ、地域の人口規模及び、下図に示す“サービス施設が成り立つ人口規模”を勘案しつつ、これらの既存の各種都市機能の保全、更新を基本とし、地域住民に必要な都市機能の充実を促進します。

あわせて、地域拠点及びその周辺区域において、若者や子育て世代を中心とした転居者の居住を誘導するとともに地域住民の居住継続を支援し、集住を促進します。また、子育て支援の充実、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを促進します。

サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模（三大都市圏を除く） 国土交通省



(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値 (注2) 2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22(2010)年12月1日現在の三大都市圏を除く1,250市区町村を基準に分類 (出典) 総務省「平成21年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成24年10月)」, 同「介護サービス施設・事業所調査(平成24年10月)」日本救急医学会HP、welnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW各HP、スターバックスコーヒージャパン資料をもとに、国土交通省国土政策局作成

(参考) 利用人口と都市機能

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



<医療>	地区診療所	診療所	地区病院	中央病院
<福祉>	高齢者向け住宅 訪問系サービス	デイサービスセンター 地域包括支援センター 老健・特養		有料老人ホーム
<買い物>	コンビニエンスストア	食品スーパー	商店街・百貨店等	

本市「地域拠点」におけるサービス施設の立地水準

※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。
出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々
 *コンビニエンスストア
 大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客
 その他の地域⇒商圏：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客
 *食品スーパー（2,000～3,000㎡規模） ⇒周辺人口1～3万人
 *ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模） ⇒周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会
有限会社 リティルワーク 代表 榎部年明 氏 プレゼン資料より抜粋 41

③集落拠点

市街化調整区域の集落は著しい人口減少と高齢化が続いています。このことから、集落の中心地を「集落拠点」と位置づけ、地域住民との協働により既存の医療・福祉・商業施設等を保全、活用するとともに、市外等からの移住者を受け入れ、将来にわたり集落に住み続けることのできる定住環境の保全を促進します。併せて、公共交通網により中心拠点等とのアクセスの確保を促進します。

また、津波浸水想定区域等において、安全な居住地への住み替え希望者を支援する一方、該当地域の住民との協働により避難体制の充実、防災意識の向上を促進します。

集落拠点は田園ゾーンの各地区において、地域コミュニティの中心地であり、今後子育て世代の生活環境の充実を図る拠点として、次のとおり小学校等の拠点施設周辺に位置づけます。

【集落拠点の設定】

- i 北部山間地域（上倉、瓶岩）：奈路小学校、白木谷小学校付近、瓶岩体育館・公民館の周辺
- ii 北東地域（久礼田、国府）：久礼田小学校、国府小学校の周辺
- iii 北西地域（岡豊）：岡豊小学校の周辺
- iv 中央地域（長岡、野田、後免、大篠）：長岡小学校、後免野田小学校の周辺
 （後免、大篠においては、この大部分が中心拠点（南国市役所周辺）から概ね半径1 km圏内に位置することより『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の形成を推進する考え方から、『集落拠点』は配置しないこととします。）
- v 南東地域（岩村、日章、前浜）：岩村ふれあいセンター、日章小学校、大湊小学校の周辺
- vi 南西地域（三和、稲生、十市、緑ヶ丘）：三和小学校、稲生小学校の周辺
 （十市、緑ヶ丘においては、この大部分が地域拠点（緑ヶ丘の商業地周辺）から概ね半径1 km圏内に位置することから、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の形成を推進する考え方から、『集落拠点』は配置しないこととします。）

④産業拠点

南国オフィスパークをはじめ既成の工業団地、流通団地等を「産業拠点」に位置づけ、広域交通環境の整備を促進します。また、産業立地の動向等を見極めつつ、既存工業・流通団地の充実・拡大や新規産業用地等の形成を図り、より一層の産業機能の強化を促進します。

⑤産学連携・研究学園拠点

高知龍馬空港周辺を「産学連携拠点」に位置づけ、産学連携の最先端の研究開発活動・企業活動拠点の整備や、研究者・学生・留学生等のための居住・交流エリアの整備等を検討します。

高知大学医学部周辺を「研究学園拠点」に位置づけ、研究学園都市づくりを検討します。

⑥観光・スポーツ・レクリエーション拠点

西島園芸団地、観光農園周辺を「観光・レクリエーション拠点」に位置づけ、観光ルートの整備や体験型農業施設の整備、観光農園の拡充等を含め滞在型交流機能の強化を促進します。

吾岡山文化の森一帯を「スポーツ・レクリエーション拠点」に位置づけ、市民のスポーツ、イベント・レクリエーション活動の拠点として利活用を促進します。

南国市立スポーツセンターを「スポーツ・レクリエーション拠点」に位置づけ、市民の体育、スポーツ及び保健の振興を推進します。

⑦歴史文化拠点

国府の国分寺・紀貫之邸跡、岡豊の岡豊城跡周辺を「歴史文化拠点」に位置づけ、歴史に親しむ観光拠点となるような適切な基盤整備を図るとともに、“土佐のまほろば風景街道”の歴史的な景観形成に努めます。

高知龍馬空港周辺の高知海軍航空隊跡地を「歴史文化拠点」に位置づけ、掩体やトーチカの保全と整備を検討し、歴史の伝承に努めます。

⑧水と緑の拠点

物部川沿いや河口周辺及び北部の山林を「水と緑の拠点」に位置づけ、豊かな自然環境を提供する物部川、国分川を活かした水辺環境、生物多様性保全、地球環境保全、水源涵養機能等の多面的機能を有する森林環境の保全に努めるとともに、観光・レクリエーションの場としての利活用についても検討します。

3) 交通軸の設定

高知県の空の玄関口として利用されている高知龍馬空港、陸の玄関口として利用されている高知自動車道南国インターチェンジやJR後免駅の立地特性を活かして広域交通網の充実を図るとともに、市民の日常生活活動や交流を支援する利便性の高い主要な交通軸の形成を図ります。

①高速自動車道

高知自動車道、高知東部自動車道を「高速自動車道」に位置づけ、高知の玄関都市として、全国からのアクセスを容易にして多様な産業・交流活動が行われるよう、全国や四国各地との交通網の保全、充実を促進します。

②広域幹線道路

国道32号、国道55号、国道195号（あけぼの街道）を「広域幹線道路」に位置づけ、県外との多様な交流が円滑に行われるよう、また本市における中心的な交通軸として活用されるよう、広域交通網の保全、充実を促進します。

③主要幹線道路

主要地方道、主要な県道・市道等を「主要幹線道路」に位置づけ、高速自動車道、広域幹線道路を補完するとともに、各種の拠点を円滑に連絡する道路網の保全、充実を促進します。

④鉄道

中心拠点（南国市役所周辺）にはJR土讃線、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、とさでん交通路面電車の3つの鉄道が通り、市内の概ね東西方向の地域の公共交通を担っています。このことを踏まえ、この3路線の「鉄道」を交通軸（鉄道）に位置づけ、市民の足として保全、充実を促進します。

⑤広域交通結節点

高知龍馬空港、高知自動車道の南国インターチェンジ、高知東部自動車道の高知龍馬空港インターチェンジ、なんこく南インターチェンジ、JR土讃線の後免駅を「広域交通結節点」に位置づけ、全国各地の広域交通と市内交通路等の乗換えの円滑化を促進します。

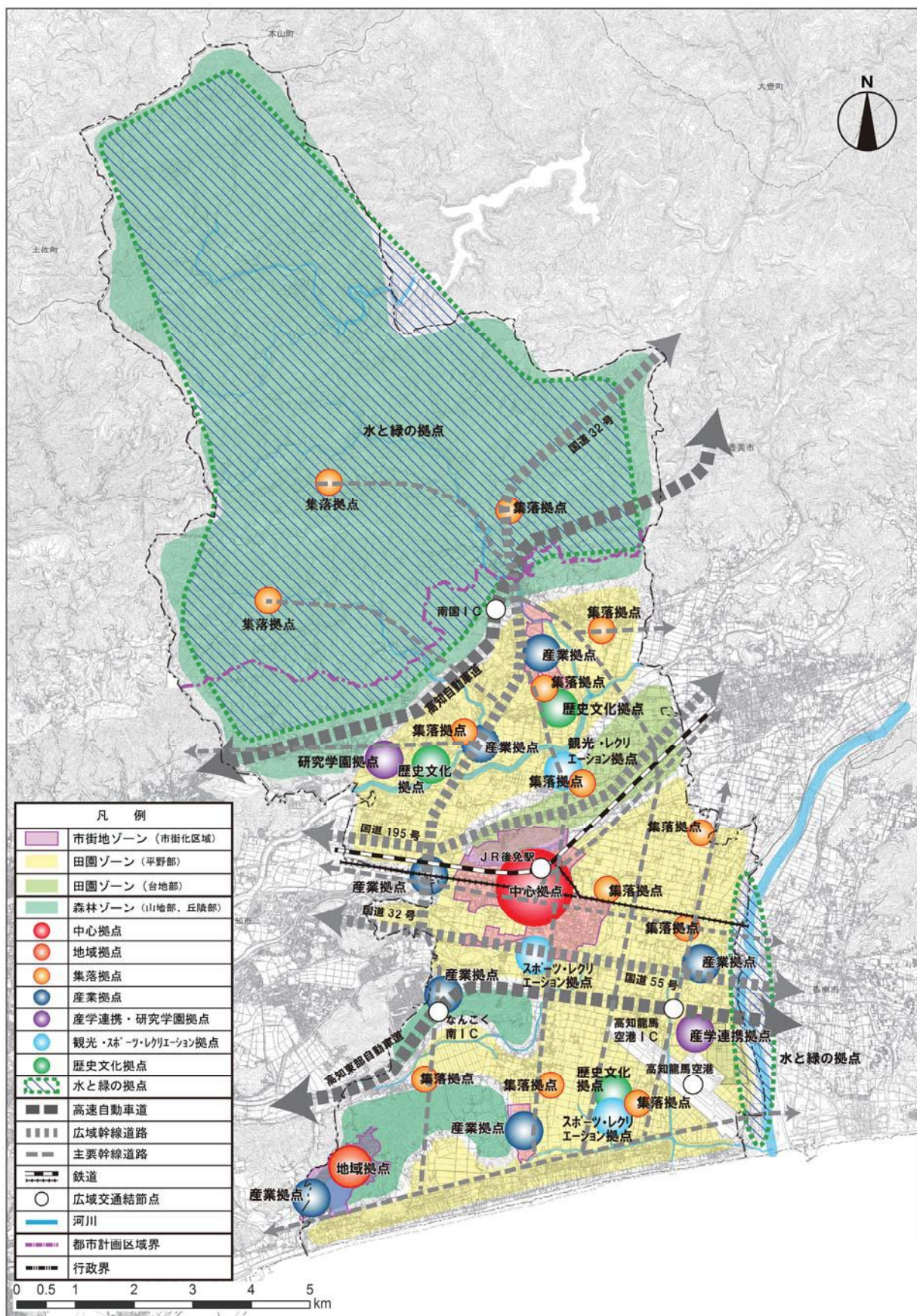


図 将来都市構造図

4 全体構想

4-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

① 市街化区域と市街化調整区域の区域区分を基調としたまちづくり

本市の人口は、市全体で減少が続く中、市街化調整区域と都市計画区域外で減少していますが、市街化区域では増加しています。

このことを踏まえ、今後も区域区分を基調とし、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設の整備による良好な市街地の形成等を図ります。また、市街化調整区域においては、優良農地、豊かな自然環境の保全とともに秩序ある集落環境づくりを進めます。

② 持続的発展が可能なコンパクトな市街地の形成

南国市立地適正化計画において、計画の理念を「高齢者など誰もが、住み慣れた郷土で、いつまでも安全で心豊かに、暮らし続けることができるまち“なんこく”づくり」と定めています。

このことを踏まえ、市民の各種生活サービスが市内で安定的に提供され、若者、子育て世代、高齢者を含めた誰もが安心して快適な暮らしが送れるよう、中心拠点に市全体の高次な各種都市機能を、地域拠点に各種日常生活サービス機能を誘導して集約を図ります。併せて、中心拠点、地域拠点を中心とする地域に、市民の居住選択を尊重しつつ集まって住む“まちなか居住”を緩やかに誘導します。

このことにより、現在の一定の人口密度と人口規模を維持し、生活サービス水準や地域コミュニティ機能が持続的に確保され、市民の誰もが安心して快適な暮らしが送れる集約型のコンパクトな市街地の形成に取り組みます。

③ 集落等の安定した定住環境の維持、充実

人口減少や少子高齢化が進行しても、将来にわたり集落に住み続けることのできるよう地域コミュニティ機能を維持した定住環境の保全を図ります。併せて、公共交通網により中心拠点等とのアクセスを確保するとともに、地域住民と協働して既存の医療・福祉・商業施設等を保全、活用した集落拠点づくりに取り組みます。

④ 多様な雇用を生み出す産業の創造

本市では、企業団地の立地を誘導する適地が限られるようになってきており、また、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に立地していることなどの理由により、既存企業の移転計画の動向がみられます。こうした状況に対応するとともに、定住人口の増加を目指し、企業誘致を促進して多様な雇用の場を拡大するため、新たな企業団地の整備や中心拠点等の商業・業務施設の誘致に取り組みます。

(2) 市街地ゾーン（市街化区域）

① 都市機能誘導区域

住居系市街地、商業系市街地のうち、南国市立地適正化計画が定める都市機能誘導区域に該当する区域を本マスタープランにおいて都市機能誘導区域と定めます。

中心拠点周辺の商業系市街地を中心として、都市計画道路整備に伴う沿道の再整備、空き店舗、空き地の活用とともに土地の高度利用を促進し、民間活力等を活かして医療、福祉、子育て支援、文化、商業、行政サービス等の市全体の高次の各種都市機能と市街地における日常生活サービス機能の集積を促進します。また、都市計画道路沿道等の用途地域の見直し等を必要に応じて検討します。

地域拠点周辺の商業系市街地を中心として、日常生活を支援する医療、福祉、子育て支援、商業等の集積を促進します。

② 居住誘導区域

住居系市街地、商業系市街地のうち、南国市立地適正化計画が定める居住誘導区域に該当する区域を本マスタープランにおいて居住誘導区域と定めます。

中心拠点周辺の住居系市街地を中心として、空き家、空き地の活用や土地の高度利用を促進し、良質な住宅・共同住宅の供給により子育て世代等を中心とした住み替えとともに、医療・福祉施設等の充実により高齢者等の居住継続を誘導し、一定の人口密度・規模を維持する中心市街地の形成を促進します。

また、安全な生活道路や身近な公園・広場の確保、下水道等の整備により良好な住宅地の形成に努めるとともに、沿岸部からの安全な居住地への住み替え希望者への支援に努めます。

地域拠点周辺の住居系市街地を中心として、良質な住宅の保全や空き家、空き地を活用して住宅地の活性化を促進し、子育て世代等を中心とした住み替えとともに、高齢者等の居住継続を誘導し、一定の人口密度・規模を維持する住宅市街地の保全を促進します。

③ その他の住居系市街地

市街化区域の居住誘導区域以外の住居系市街地において、空き家等の再利用を支援して良好な居住環境を形成し、戸建住宅を中心とした住宅地の保全を促進します。また、低・未利用地の有効利用を住民との協働により検討します。

④ 工業系市街地

市街化区域内の工業地を工業系市街地と定めます。

南国オフィスパークやなんごく流通団地、高知みなみ流通団地などの既存の工業系市街地は、周辺の土地利用との調和に留意し、良好な操業環境の維持・創出や緑地の確保等を促進します。また、工業の高度化や流通の広域化・高速化に対応した土地利用の再編を検討します。

(3) 田園・森林ゾーン（市街化調整区域、都市計画区域外）

① 集落定住エリア

市街化調整区域及び都市計画区域外の集落拠点及びその周辺を集落定住エリアと定めます。

集落定住エリアにおいて、農業振興等との調和を基本に、加速度的に進む人口減少を抑制して、地域コミュニティ機能の維持に努め、定住環境[※]の保全に取り組みます。

小学校等の地域の拠点施設が位置し地域の中心地である集落拠点において、地域コミュニティ機能の維持や良好な定住環境の確保を目的として、地域住民との協働により既存生活サービス施設の保全、活用を促進します。

この考え方を踏まえ、狭あい道路の改善などの集落環境の向上とともに、現存する宅地などの活用により、大都市圏などからのU I J移住者[※]を始めとする多様なライフスタイルの居住地選択に柔軟に対応していくとともに、将来的な集落拠点のあり方を検討します。

集落定住エリアの集落拠点を中心に緩やかな集住を促すため、民間活力を活用したまちづくりの手法を取り入れるなど、地域コミュニティ機能の維持のための施策に取り組んでいきます。

なお、南海トラフ地震による津波浸水想定区域に位置する沿岸部の集落定住エリアにおいては、沿岸部からの安全な内陸部への住み替え希望者への支援に努め、集落拠点周辺において、津波災害に備えた避難計画の周知、防災意識の醸成に努めます。

※定住環境：市街化調整区域においては、居住のほか、農林漁業等、生業との関係も深いことから、居住環境のほか農林漁業等の生業の環境を含めた用語として「定住環境」を使用しています。なお、市街化区域においては「居住環境（主に居住のための環境）」を使用しています。

※U I J移住者：元々地方で育った人が大都市で働き再び地方に戻るUターン、大都市で生まれ育った人が地方の企業に転職し移住するIターン、大都市で働き、故郷の近隣地域に戻るJターンを合わせた言葉です。

② 産業系エリア

市街化調整区域の産業系土地利用エリアを産業系エリアと定めます。

既存の流通工業団地は、周辺の土地利用との調和に留意し、良好な操業環境の維持・創出や緑地の確保等を促進します。また、南国日章工業団地は早期の完成を目指し、企業誘致を促進します。

③ 産業立地検討エリア

南国インターチェンジ周辺、とさでん交通後免線小籠通駅周辺、国道32号、国道55号、国道195号（あけぼの街道）沿道の地域、なんこく南インターチェンジ周辺、立田

の工場跡地に産業立地検討エリアを定め、周辺の土地利用との調和を基本とし、新たな企業立地、沿岸部からの企業移転を視野に入れつつ、新たな産業用地の確保を検討します。

また、国道 55 号沿道と一体となった市街化調整区域において、都市機能誘導区域に各種都市機能を集積することを基本としつつ、これを補完する商業・サービス地の形成を検討します。

④ 産学連携・研究学園検討エリア

高知龍馬空港北側の産学連携拠点や高知大学医学部を中心とする研究学園拠点は、産学連携・研究学園検討エリアと定め、周辺の土地利用との調和を基本とし、新たな産業の創出の拠点、研究者・学生等の居住・交流拠点として整備することを検討します。

また、高知大学医学部附属病院、J A 高知病院は、本市の地域医療の拠点施設用地として保全し、医療体制の充実を促進します。

⑤ 農業・農村エリア

優良農地等は、無秩序な宅地開発を抑制し、保全を図るとともに、国と連携して国営のは場整備事業を取り入れ、地域の状況を的確に反映した地域全体の農業基盤整備を図り、農地の集約化による農業所得の向上を促進します。

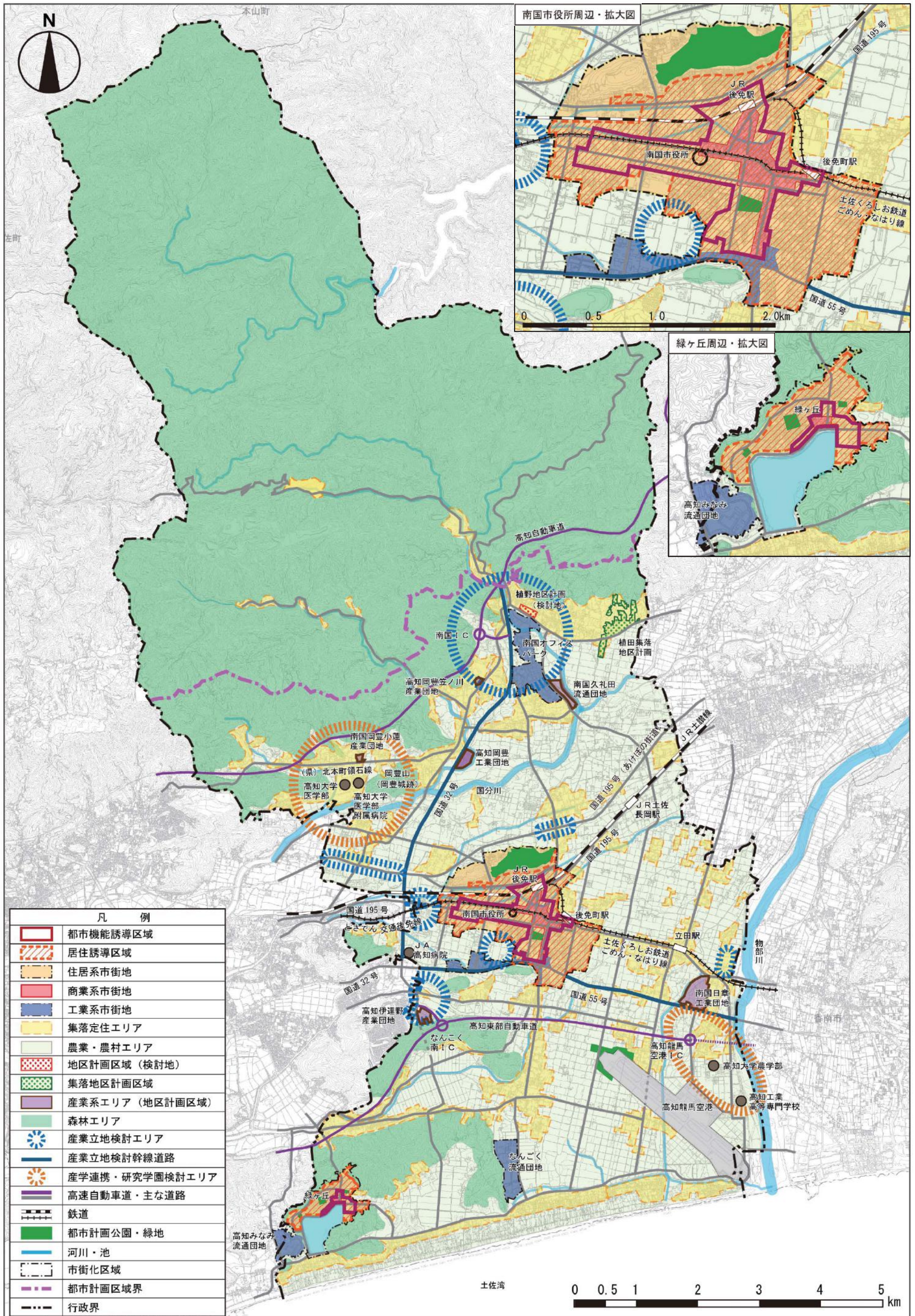
また、地域住民との協働により、農業後継者の育成、6 次産業の発掘などを促進して営農環境の向上に取り組むとともに、体験型農業施設の整備、観光園芸農園の拡充など、新たな活用を検討します。

⑥ 森林エリア

森林や樹林地は、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物資生産機能の多面的な機能を有していることを踏まえ、開発行為等を抑制して保全に努めます。

また、適正な森林施業の促進、自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に促進します。

図 土地利用方針図



4-2 交通施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 広域交通網の拡充

全国や四国各地との産業・交流活動の円滑な自動車通行を支援するため、高知東部自動車道の整備等を促進し、広域交通網の充実に取り組みます。

② 主要幹線道路網の強化

周辺都市との交通や通過交通の円滑な通行を確保するため、周辺都市と連絡する主要な幹線道路の整備や安全性の確保を促進します。特に、高知市との道路網の充実により、市民交流や産業活動の相互連携の強化に取り組みます。

③ 幹線道路網の形成

本市の円滑な都市活動を維持するとともに地域間交流の利便性を向上させるため、都市内の幹線道路網の整備を推進します。特に中心拠点と各地域間の道路網の充実を図り、中心拠点へのアクセス性の向上に取り組みます。

④ 生活道路の充実

通勤・通学や沿道宅地への交通サービス、上下水道等設置の空間となる生活道路網の拡充を推進し、市民の日常生活の利便性、安全性、快適性等の向上に取り組みます。

⑤ 公共交通ネットワークの充実

公共交通は、市民の生活活動や地域間交流を支え、特に自動車を運転できない学生、高齢者等にとって必要不可欠な存在であることを踏まえ、地域の活力を維持し、強化するため、まちづくりや観光振興等の観点も踏まえつつ、関係者と適切に役割分担しながら、地域にとって最適な交通ネットワーク及び交通サービスの実現に取り組みます。

(2) 道路の整備方針

① 全国・四国各地と連絡する高速自動車道、広域幹線道路網の充実

高知自動車道、国道32号、国道55号、国道195号（あけぼの街道）、（都）浦戸東部道路（高知東部自動車道）を活用するとともに、（都）南国安芸線（高知東部自動車道）の整備を促進し、本市の広域幹線道路網の充実、機能強化を図ります。

② 周辺都市との連携を強化する主要幹線道路網の充実

国道195号、（主）高知空港線、（主）春野赤岡線、（主）前浜植野線、（主）土居五台山線、（主）南国インター線、（県）北本町領石線、（県）南国野市線を活用するとともに、（都）高知南国線の整備を促進し、高知市等の周辺都市との主要幹線道路網の充実を図

ります。

(県) 北本町領石線は大型車両通行に対応した幅員確保と安全性に配慮した歩道整備等を促進します。また、(県) 南国野市線は拡幅整備を促進します。

③ 地域間の連携を図る幹線道路網の充実

都市内の地域間交通の円滑な通行を支える幹線道路は、広域幹線道路、主要幹線道路との円滑な連絡を確保するとともに、(都) 西山能間線、(都) 篠原線、(都) 篠原小籠線の整備を推進し、中心拠点と各地域、及び地域間を連絡する道路網の充実を図ります。

(都) 南国駅前線(JR後免駅前広場を含む。)の整備を促進し、JR後免駅の交通結節点機能や駅へのアクセス性の向上を図ります。

また、歩道等のバリアフリー化、交通安全施設・設備の整備、交通危険箇所の改良に取り組み、安全で円滑な通学路や歩行者空間の確保に努めます。

④ 市民活動を支える生活道路の充実

狭あい道路整備等促進事業の拡充の検討や宅地開発等による生活道路の確保により、緊急車両の円滑な通行や安全な歩行空間等の確保に努めるなど、長期的な視点に立って地域住民との協働により安全で利便性が高い生活道路の整備を推進します。

⑤ シンボルロードの整備検討

JR後免駅と連絡する(都) 南国駅前線をシンボルロードとし、玄関口となる駅前広場のモニュメント等による顔づくりや快適なアベニュー(大通り、並木道)となる道路空間の整備を検討します。

⑥ 歩行者・自転車の安全性を重視した道路空間の形成

主要幹線道路や幹線道路等において、交通安全施設や車道と分離された歩道・自転車通行帯の整備を検討し、歩行者・自転車の安全性の確保に努めます。

歩行者空間は段差の解消等により安全性と快適性の向上を検討し、人にやさしい歩行者空間の整備に努めます。

⑦ 都市計画道路未整備区間の見直し

都市計画道路の未整備区間で事業実施の見込みのない区間については、今後、本マスタープランや都市計画道路見直しガイドライン等に基づき、その必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について検討し、必要に応じて見直しを図ります。

(3) 公共交通の整備方針

① 鉄道・路面電車の利便性の向上

JR土讃線、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の鉄道やとさでん交通後免線の路面電車について、輸送力の強化や時間短縮など運行の充実等を今後とも関係機関に働きか

けます。

J R 後免駅前広場の整備や土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線後免町駅の駐輪・駐車場を活かし、鉄道駅の利便性の向上やパークアンドライドの促進を図ります。

② バス交通システムの充実

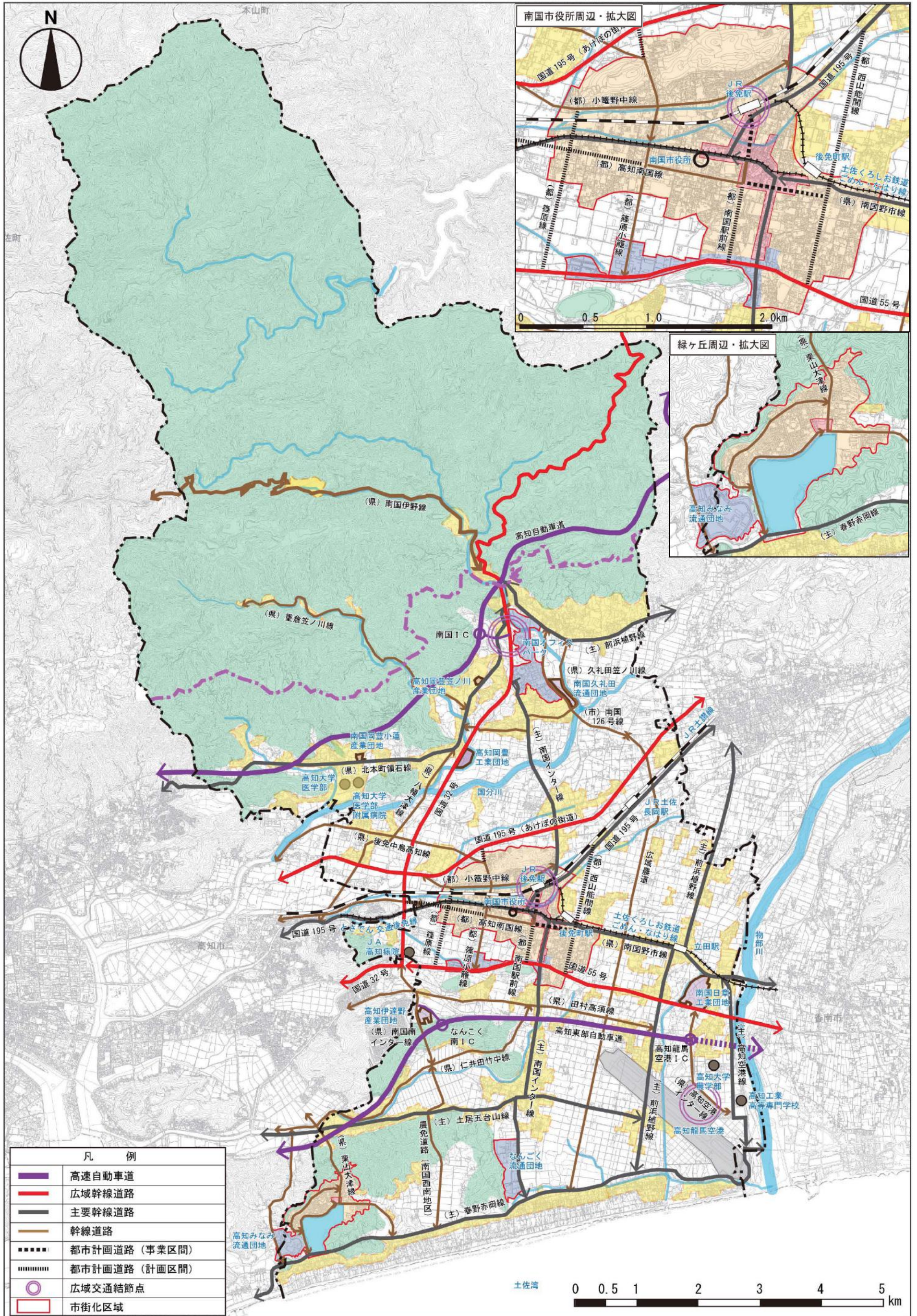
J R 後免駅などの鉄道駅を中心とした路線バス交通網について、関係機関と協働して、利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上と効率的運行に努めます。

また、市内を運行するコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーの運行の維持、改善に努め、市民の日常の移動を支えます。

③ 広域交通結節点へのアクセスの充実検討

高知龍馬空港、J R 後免駅、南国インターチェンジの広域交通結節点へのアクセスや相互に連絡する公共交通の導入について、広域交通の乗り継ぎに伴う交流人口の増加や観光振興等の観点も踏まえつつ関係機関等と検討します。

図 交通施設整備方針図



凡 例	
	高速自動車道
	広域幹線道路
	主要幹線道路
	幹線道路
	都市計画道路(事業区間)
	都市計画道路(計画区間)
	広域交通結節点
	市街化区域

4-3 公園・緑地、自然環境の整備又は保全の方針

(1) 基本的な考え方

① 適正な公園・緑地の配置

日常生活圏の憩いや交流、子ども達の遊びやレクリエーション、災害時の一時的な避難の空間利用等となる公園や緑地の計画的な配置に努め、快適でゆとりのある居住環境の形成に取り組みます。また、地域の自然・歴史資源を活かした特色ある公園・広場の整備に取り組みます。

② 身近な広場の整備検討

本市において公園の既存施設や計画施設が少ないことに留意し、空き地や空き家等を活用した身近な広場の創出について、まちなか広場の整備方策等を検討します。

③ 良好な自然環境の保全

森林、河川、土佐湾の豊かな自然資源は積極的に保全するとともに、これらを観光・レクリエーション資源として活用する場合は、自然や歴史性を活かした特色ある空間の創出に取り組みます。

④ 水と緑のネットワークの形成

土佐湾の海岸や物部川、国分川等の河川・水路の改修・整備による親水空間の確保に努めるとともに、公園や緑空間、歴史資源等のネットワークを形成し、特色ある水と緑のネットワークの形成に取り組みます。

(2) 公園・緑地等の整備方針

① 公園の整備

篠原土地区画整理事業により公園2箇所の整備を図るなど、市街地開発事業や住宅地整備にあわせて、市街地内に街区公園等の整備に努めます。

南国中央公園は、市民の意向と今後のまちづくり方針を総合的に勘案しつつ長期的な観点に立って整備方針を明確化し、計画的な整備に努めます。

② まちなか広場の整備検討

空き地や空き家等を活用したまちなか広場の整備方策を検討し、長期的な視点に立って地域住民との協働により町内のまちなか広場の整備に努めます。また、災害時の一時的な避難場所としての活用を検討します。

③ 緑地等の整備

市街地内の寺社仏閣や公共施設等の緑地空間は保全に努め、身近な広場等としての利活用の方法を検討します。

吾岡山文化の森はスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、今後とも計画的

に施設の改良整備を推進し、施設等を活用したイベントの充実に努めるなど、市民のスポーツ・レクリエーションや交流の拡充、創出に努めます。

市立スポーツセンター・グラウンドはスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、市民がスポーツ等を通じて健康保持、交流する場として活用を促進します。

物部川や海辺の適地を活用した親水公園、掩体や岡豊城跡等の歴史資源を活かした史跡公園などの整備を検討します。

紀貫之邸跡地の古今集の庭は、近隣住民の憩いの場、観光ポイントとして機能する公園として機能の拡充等を検討します。

既存の公園については、公園施設長寿命化計画の策定を検討し、適正な維持・管理とともに市民ニーズに沿った改良整備を必要に応じて推進します。

(3) 自然環境の保全方針

① 水と緑のネットワークの形成

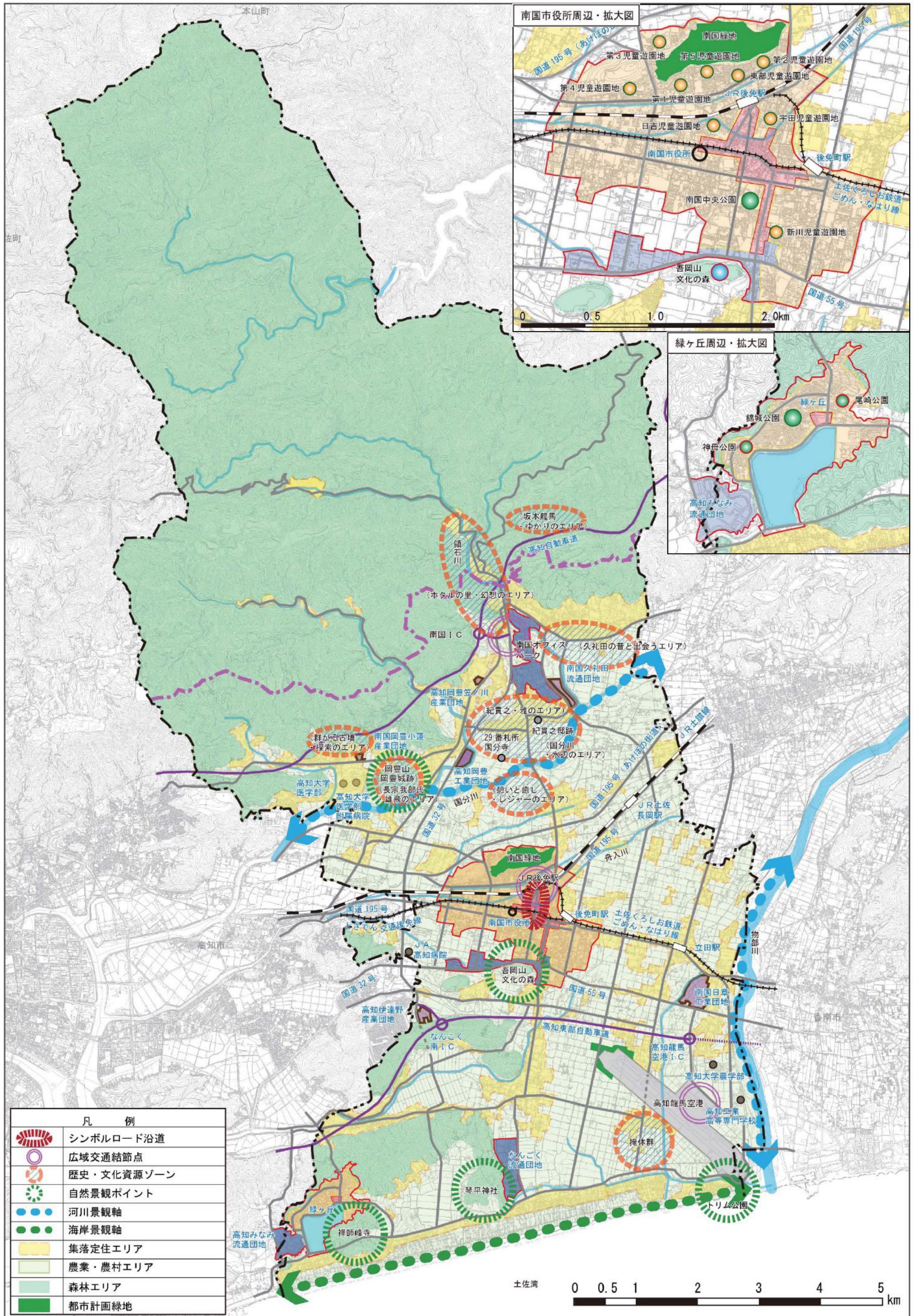
土佐湾の海岸や、物部川、国分川、舟入川や、岡豊城跡、土佐国分寺、紀貫之邸跡等の歴史資源を連絡する経路を設定し、自然資源や歴史資源を活かした個性的なネットワークの形成を推進します。

② 山林・河川等の自然環境の保全等

中山間の山林や土佐湾、河川等の豊かな自然環境は、自然環境保全指定地域の拡大等により適正な規制と積極的な維持管理により保全に努めるとともに、市民や事業者の環境に対する意識の高揚に努め、市民団体等と連携・協働による環境保全活動を促進します。

自然資源や歴史資源、農林水産資源等を活かした滞在型のグリーンツーリズムや観光・リゾートの創造を目指します。

図 公園・緑地等整備方針図



4-4 河川・供給処理施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 河川整備、清流保全の促進

物部川、国分川をはじめとする河川は、防災面での河川整備とともに、景観形成、生態系保全、レクリエーション等の本来河川が持っている多様な機能の維持・回復を目指して清流の保全に取り組みます。

② 適切な下水処理施設の整備

下水道は、快適な生活環境の確保と河川や海域の水質保全及び市街地を雨水出水による浸水、冠水等から守るための重要な役割を果たしていることを認識し、今後も市民のニーズや地域の実情にあわせて整備に取り組みます。

③ 上水の安定供給

上水道の未普及地の解消を目指すとともに安全で快適な給水を確保し、事故や災害に強い水道施設の整備に取り組みます。

④ 廃棄物の適正処理とリサイクルの促進

処理施設の適正な維持・管理や廃棄物の適正処理、資源節約、減量、再使用、再生利用によるごみの減量化に取り組みます。

(2) 河川の整備方針

① 国分川・支流河川の整備促進

高知県が計画している国分川、支流の笠ノ川川、領石川、奈路川等の河川整備は、長期的展望に立った実施に積極的に協力し、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全を促進します。

② 物部川の清流保全

物部川は高知県や地域住民との協働により長期的展望のもとに清流の再生、保全を促進し、豊かな水量の確保・維持、きれいな水質の保全、生態系及び景観の保全、川とともに人が豊かに暮らす環境づくり、地域住民型の清流保全を目指し、天然アユが沸き立つ川の再生を促進します。

(3) 上水道の整備方針

① 上水道施設の維持、更新

上水道施設の長寿命化計画等の策定を検討し、適切な維持、更新を図ります。また、南海トラフ地震に備えて、緊急時幹線経路の耐震化・水源地管理棟の更新や大口径資材の備蓄など、上水道施設の耐震化や資材の備蓄を図ります。

② 水道未普及地域の施設整備

金地、包末、福船、堀ノ内、岡豊町（常通寺島、中島沖）において水道施設の整備を計画的に図ります。また、水道未普及地域の解消を目指し、普及率の向上に取り組みます。

③ 水道事業の広域化の検討

高知県及び全市町村で構成する「水道連携検討会」により、現状や課題を共有し、水道事業の広域化への取組みの方向性について可否を含めて検討します。

（４）下水道の整備方針

① 公共下水道の整備等の推進

浦戸湾東部流域下水道関連南国処理区、十市地区下水道の公共下水道事業計画区域において整備事業を推進するとともに、耐震化も考慮して適切な維持管理等を図ります。

また、新川、篠原、明見西排水区の大雨等による浸水解消を目指し、計画的な整備に取り組みます。

② 浄化槽設置の普及促進

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の地域においては、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の普及・啓発を促進します。

③ 農業集落排水事業の保全

浜改田地区、久礼田地区、国府地区の農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全や排水施設の維持管理を適切に行い、農業環境の改善を図ります。

④ し尿及び浄化槽汚泥処理施設の維持・管理

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理については、南国市環境センターにおいて適正な維持・管理により処理を図ります。また、処理施設の延命化に向けた対策を推進するとともに、施設の更新についても必要に応じて検討します。

（５）廃棄物の処理方針

① 資源節約、減量、再使用、再生利用によるごみの減量化

市民や事業者と共にリフューズ（資源節約）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4R活動を基本とし、資源節約、ごみの減量化に取り組みます。

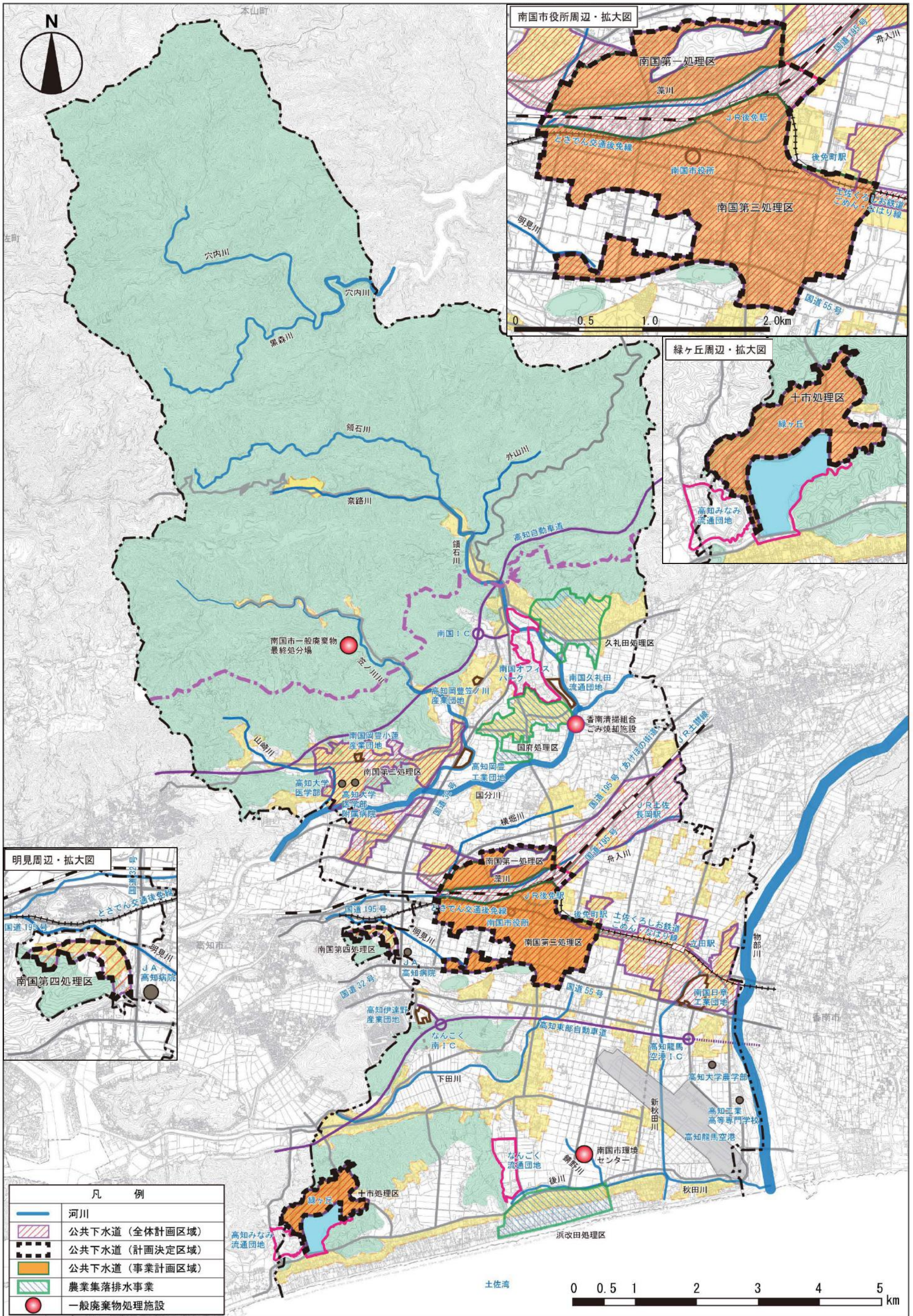
② 廃棄物の適正処理の促進

野焼きや不法投棄の禁止について、市民や観光客等への周知、啓発を図るとともに、監視パトロールによる事前防止に努めます。

③ 処理施設の適正な維持・管理

可燃ごみ焼却施設である香南清掃組合ごみ処理施設、その他の処理施設である南国市一般廃棄物最終処分場の適正な維持・管理を図ります。

図 河川・供給処理施設整備方針図



4-5 主要な地区の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 居住と各種都市機能を集約した中心市街地の再構築

南国市立地適正化計画を踏まえ、中心拠点とその周辺において、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を集約し、これらの生活サービスが効率的に提供され、併せて居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、一体的に促進し、居住と各種都市機能を集約した中心市街地の再構築に取り組みます。

② 集落の安定した定住環境の確保

市街化調整区域等の集落において、加速度的に進む人口減少の抑制を目指し、中心拠点等への居住の誘導との共存を基本としながら、市街化調整区域の開発許可の基準に基づき移住者を受け入れ、地域コミュニティ機能の維持に努め、安定した定住環境の確保に取り組みます。

③ 新たな産業拠点の形成の検討

新たな企業の誘致や既存企業の南海トラフ地震の津波浸水想定区域内からの移転動向へ対応するため、市街化調整区域の適地において新たな産業拠点の形成に取り組みます。

(2) 市街地ゾーン（市街化区域）における主要地区の整備方針

① 中心拠点の活性化

中心拠点の都市機能誘導区域において、都市再構築戦略事業を導入して（都）高知南国線、（都）南国駅前線、JR後免駅前広場の整備により、幹線道路や交通結節機能の充実を図ります。また、（都）南国駅前線をシンボルロードと位置づけ、周辺地においてまちなか歩きルート、広場を整備し、市民・来街者が回遊する賑わい空間の創出を促進します。

都市機能誘導区域において、図書館、まちおこしセンター（(仮称)ものづくりサポートセンター）、地域交流センターの整備を起爆剤として、空き店舗の再利用等や後免町商店街への企業誘致により活性化を促進するとともに、空き地等の有効利用や土地の高度利用等により商業・余暇施設等の立地の誘導に努め、魅力を感じる賑わい空間の創出を図ります。

② 地域拠点の活性化

緑ヶ丘は、空き地・空き家の活用等により子育て世代等の移住者の受け入れを支援し、良質な住宅ストックの保全、活性化を促進します。

③ 中心拠点等における若者、子育て世代等の移住希望者の集住の促進

居住誘導区域において、空き家バンクの積極的な活用により空き家、空き地等を再利用するとともに、国や県の補助制度を活用した“移住希望者への支援制度”や、“空き家を中間保有して改修した上で移住希望者に貸出しする制度”の活用を検討し、中心拠点等において集住（集まって住むこと）を促進します。

④ 中心拠点等における集住を支援する住宅・共同住宅の供給促進

狭あい道路整備等促進事業の拡充やまちなか広場の整備方策を地域住民との協働により検討し、快適性・安全性・利便性に優れた住宅・共同住宅の用地の供給を促進します。

また、(都)高知南国線の整備にあわせて実施している篠原土地区画整理事業の円滑な施行により、区画道路、公園が整備された良質な住宅地の供給を図ります。

⑤ 一般住居系地区の環境保全

空き家バンクの積極的な活用により空き家を再利用し、戸建住宅地の良好な居住環境の保全を促進します。また、低・未利用地の有効利用を住民との協働により検討します。

⑥ 高齢者等の誰もが安心して住み続けられる居住環境の充実

既存の商業、医療、福祉等の各種都市機能の保全と充実を図り、高齢者などの地域住民の居住継続を促進します。

(3) 田園・森林ゾーン(市街化調整区域)における主要地区の整備方針

① 集落拠点を中心とした定住地の保全と充実

市街化調整区域の開発許可の基準に基づき、集落拠点を中心として、市外等からのU I J移住者の受け入れや多様なライフスタイルの居住地選択を視野に入れつつ、空き家の活用や既存の宅地等の活用により集住を誘導し、地域コミュニティ機能の維持に努め、安心して暮らし続けられる定住環境の保全、充実を促進します。

また、良好な定住環境を形成して一定の定住人口を確保し、地域コミュニティ機能を維持することを目的として、農業振興等と十分に調整を図った上で、地区計画等を活用して既存集落やその周辺の秩序あるまちづくりに取り組むことを必要に応じて検討します。この考え方を踏まえ、植野地区において地区計画を活用して民間活力を活用した住宅団地の整備を検討していきます。

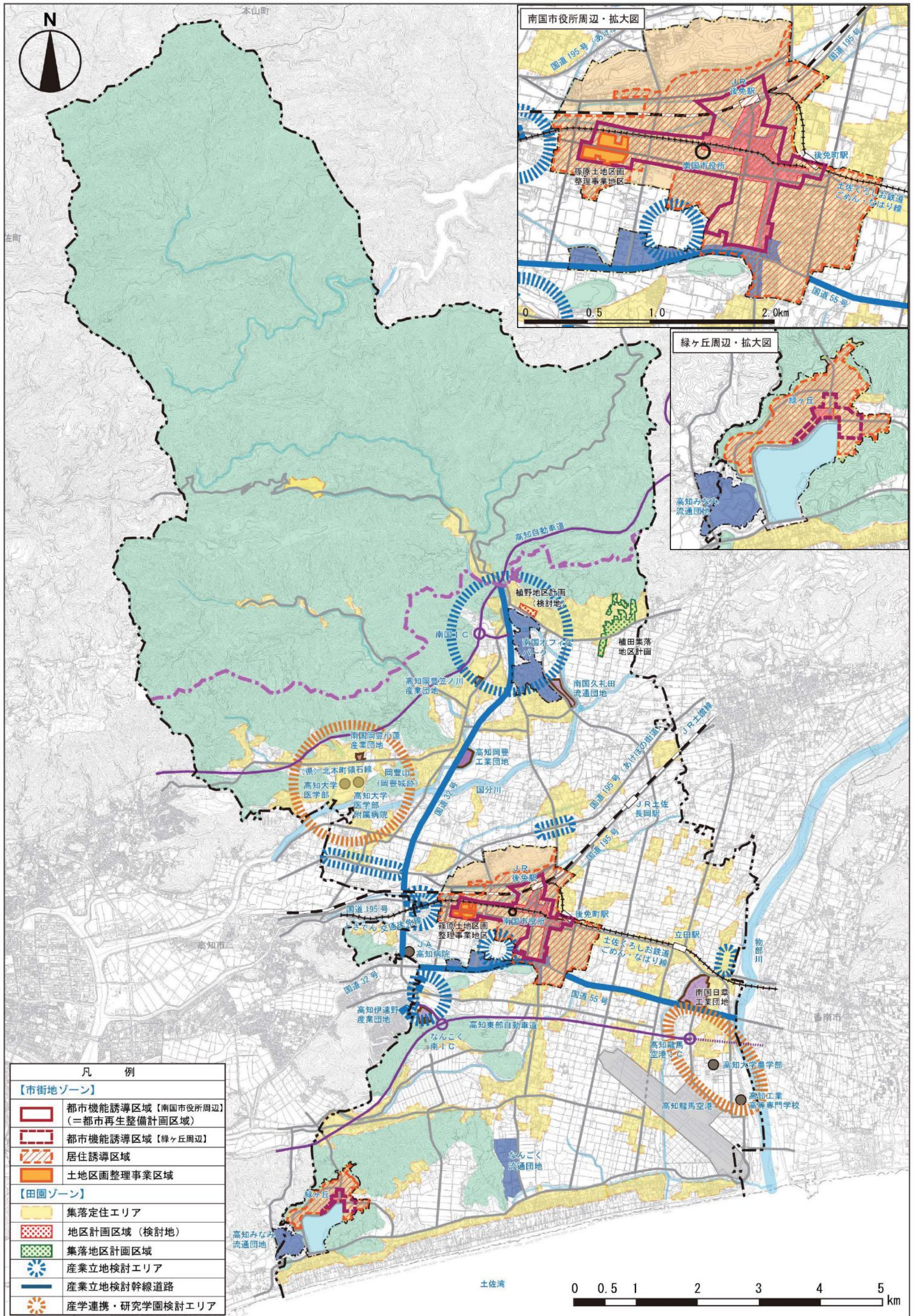
② 新たな産業用地の創出

南国日章工業団地は早期の完成を目指し、企業誘致を促進します。

南国インターチェンジ周辺、とさでん交通後免線小籠通駅周辺、国道32号、国道55号、国道195号(あけぼの街道)沿道の地域、なんこく南インターチェンジ周辺、立田の工場跡地において、自然環境や農業との調和を基本とし、地区計画等を活用して新たな産業用地の整備を検討します。また、国道55号沿道と一体となった市街化調整区域において、地区計画を活用して中心拠点周辺の各種都市機能を補完する商業・サービス地の形成を検討します。

高知龍馬空港周辺において、高知大学農学部や同海洋コア総合研究所、高知工業高等専門学校の立地を活用した産学連携研究開発拠点の整備を、また高知大学医学部周辺において、研究者や学生等の居住・交流拠点の整備を地区計画等の活用により検討します。

図 主要な地区の整備方針図



4-6 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

① 南海トラフ地震対策や風水害対策等の推進

南海トラフ地震による津波浸水想定区域においては、安全な居住地への住み替えを緩やかに誘導するため、希望者への支援に努めます。併せて津波対策として、整備が一定完了した緊急避難場所を活用し、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等の整備を図るとともに、市民の防災意識の向上に取り組みます。また、建築物の耐震化とともにライフラインの強化、緊急輸送道路ネットワーク等の強化を促進し、地震災害に強い都市づくりに取り組みます。

暴風・豪雨、洪水、高潮等の自然災害対策や防火対策を促進し、災害に強い安全で安心な都市づくりに取り組みます。

② 自主防災組織の充実と復旧・復興に向けた備え

市民に防災や避難に関する情報提供や、各地域において市民自らが組織する自主防災組織の結成、各組織の活性化を促進し、市民の防災意識の向上に取り組みます。

また、関係機関との協議を進め、復旧・復興に向けた対応策・体制の確立に取り組みます。

(2) 南海トラフ地震、風水害等への対策

① 避難対策の整備、周知

南海トラフ地震対策として、沿岸部では緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定完了しました。今後は、地区津波避難計画に基づき、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難経路を整備するとともに、定期的な避難経路の点検、地域が主体となった避難訓練の継続的な実施を啓発し、市民の防災意識の向上を促進します。

また、地震発生時に行政からの情報を待たずに迅速な避難行動を起こすことができるよう定期的・継続的な訓練や学習会の開催への支援を推進します。

② 治山・治水対策の推進

国や県などの関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修、河川堤防の耐震化の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水等の対策を促進します。

③ 都市の防災性の向上

南国市の地域防災計画や耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えることを目的とし、住宅耐震対策促進事業等を活用して住宅等の耐震化や室内の家具転倒防止対策等を支援し、地震災害に対する予防及び地震発生時における応急対策を促進します。

市街地等において延焼防止による防火機能の向上を目指し、建築物の屋根の構造、外

壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分の構造を規定する区域の拡大を検討します。

多種多様化する各種災害に対応するため、消防体制の確立に努めます。また、火災の被害を最小限に防ぐため、消火栓未設置地区への消火栓の設置に努めます。

道路や緑地等の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進します。

④ ライフライン関連施設の耐震性の強化

上下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の確保に努めます。

⑤ 防災拠点や緊急輸送道路ネットワークの強化

防災拠点である南国市役所、南国警察署、南国市消防本部や、救援物資等の集積拠点となる高知龍馬空港、災害医療拠点となる高知大学医学部附属病院、J A 高知病院等の防災機能の充実を促進します。

高知自動車道、高知東部自動車道、国道 32 号、55 号等の緊急輸送道路網の確保、機能強化とともに、道路、橋梁、鉄道の耐震性及び代替性の確保、ネットワークの連携の強化を促進します。また、緊急輸送道路沿道の建築物は、耐震・耐火性の向上を促進します。

⑥ 災害時の避難準備

災害ごとの避難勧告等の基準を明確化して避難に対する市民の意識の向上を図るとともに、避難勧告等の発令が市民の避難行動につながるよう発令基準や発令した際の情報伝達のマニュアル化を図ります。

防災行政無線の整備の充実を図るとともに、災害発生時の備え、被災者支援システム、避難所運営システム等、情報ネットワークの構築を図ります。

また、大規模災害に備え、備蓄倉庫等の防災施設の整備・充実を推進します。

(3) 自主防災組織の充実と復旧・復興に向けた備え

① 自主防災組織の充実

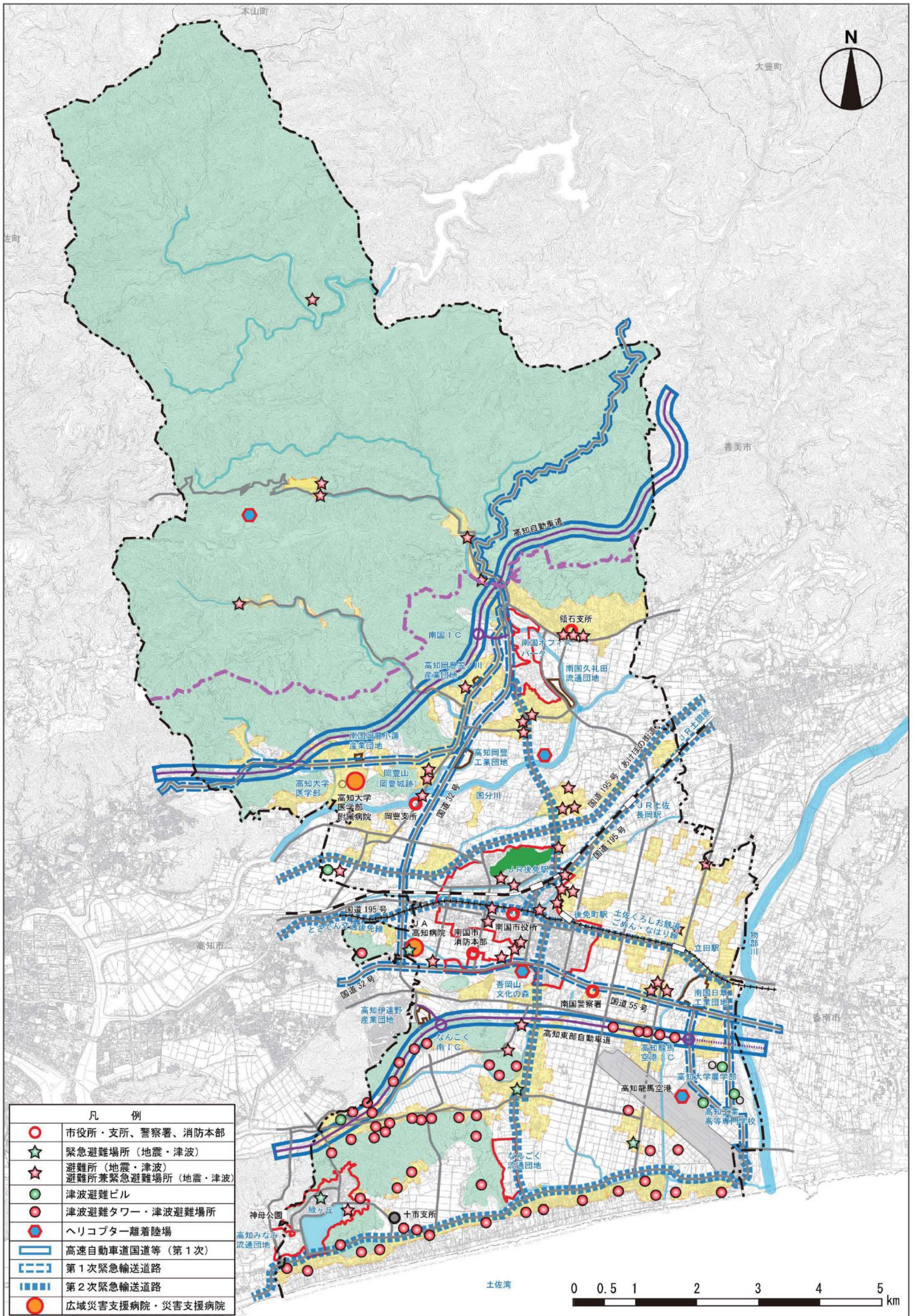
自主防災組織の未結成の地域について結成の支援を行うとともに、既存組織については若い世代のリーダーの育成を促進します。また、各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を図ります。

大規模災害発生時に重要となる避難所運営について、自主防災組織を中心とした地域主体の運営を行うことができるよう「避難所運営マニュアル」の作成を促進します。

② 復旧・復興に向けた対応策・体制の確立

災害発生した場合に備え、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、災害発生後からの復旧・復興に向けての対応策、体制の確立に取り組みます。

図 都市防災方針図



4-7 少子高齢化社会に対応する福祉関連施設等の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 安心と生きがいのある生活環境づくり

子育て支援の充実とともに高齢者の自主的な活動を支援し、地域の中で安心と生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組みます。

② 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者等が安心して生活できる環境を向上させるため、公共公益施設や交通施設等を中心としてユニバーサルデザインの導入や既存施設のバリアフリー化に取り組みます。

(2) 少子高齢化社会への対応方針

① 子育て支援関連施設の整備、充実

低年齢児保育をはじめ、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策など、子どもの居場所づくりに努めます。

② 高齢者の自主的な活動の支援

医療・福祉施設の充実とともに、高齢者が地域で行う自主的な活動を支援し、参加を促進します。また、地域で歩いて行ける範囲に集う場所をつくるなどの高齢者の居場所づくりを推進します。

③ 地域交流施設の機能充実

地区公民館は、老朽化した施設の改築を推進し、地域の活動と交流の拠点として活用していくとともに、市民が楽しく利用できる情報通信設備や教育支援機器の整備等の機能充実により、高齢者等の地域住民の身近なふれあい活動の確保、充実に努めます。

(3) 人にやさしいユニバーサルデザイン・バリアフリー化の方針

① 公共施設等のユニバーサルデザインの導入とバリアフリー化

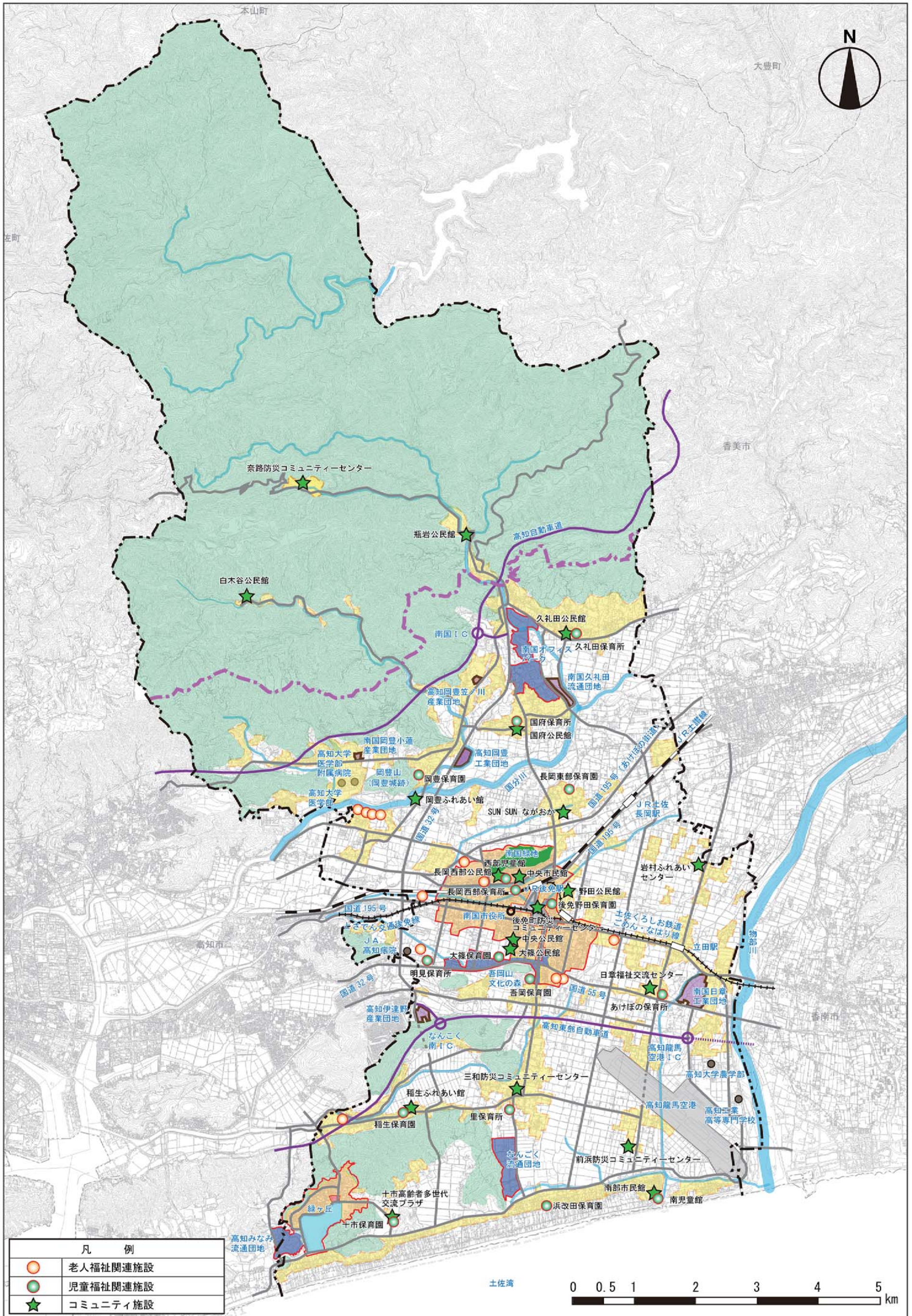
高齢者や障害者などに対応して人にやさしい都市空間づくりを目指し、市役所や公民館等の公共施設、医療・福祉施設や主要道路においてユニバーサルデザインの導入を促進するとともに、既存施設のバリアフリー化に努めます。

② 高齢者等にやさしい移動手段の確保方策の検討

高齢者の増加等に相まって、高齢者や障害者等の交通弱者のための公共交通機関を確保する必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、鉄道駅周辺や主要道路において円滑に移動できる歩行空間を確保するための整備に取り組みます。また、医療施設

や公民館等の公益施設、鉄道・路面電車・バスなどの公共交通のバリアフリー化への改善を促進します。

図 少子高齢化社会に対応する福祉関連施設等の整備方針図



4-8 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

① 都市の魅力を生み出す景観形成

本市の玄関口や中心市街地の賑わいと魅力を感じる景観、住宅地や集落等のまちなみ景観など、地域の特性を活かした魅力を感じる景観の形成に取り組みます。

② 地域資源を活用した景観形成

市街地の緑や市街地を取り囲む田園、森林等の自然資源や歴史・文化資源を保全し、郷土の地域資源を活用した景観づくりに取り組みます。

(2) 市街地ゾーン（市街化区域）における景観形成の方針

① シンボルロード沿道の魅力と賑わいを感じる景観の創出

JR後免駅から（都）南国駅前線の沿道や後免町商店街において、街路灯、ストリートファニチャーのデザイン化、無電柱化の検討等により、快適なアベニュー（大通り、並木道）として整備を図るとともに、沿道の建築物の形態・意匠、色彩、屋外広告物のデザインについて、個性の創出や統一性の確保等の工夫を誘導し、魅力と賑わいを感じる中心ゾーンとしての景観の創出に努めます。

② 住宅地における緑豊かな潤いを感じる景観の保全、形成

住宅地において敷地内緑化を誘導するとともに、地域住民と協働して地区計画や建築協定の活用を検討して外壁のデザイン統一や生け垣の設置を促進し、潤いを感じる緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。

(3) 田園・森林ゾーン（市街化調整区域）における景観形成の方針

① 田園景観との調和により愛着を感じる集落景観の保全、形成

集落において、地域住民と協働して郷土で育てられた家並みの景観や周辺の田園景観の保全を促進し、愛着を感じる集落景観の保全、形成に努めます。

② 歴史資源と調和した安らぎを感じるまちなみ景観の保全、形成

岡豊城跡、土佐国分寺や紀貫之邸跡をはじめとする国分・比江地区を中心に形成されている“土佐のまほろば風景街道”一帯や、高知龍馬空港周辺の掩体群は、歴史・文化資源ゾーンの特色を活かすとともに、これと調和する周辺のまちなみ景観、田園景観の保全、形成に努めます。

③ 河川・海岸の景観形成

土佐湾の海岸や、物部川、国分川は海岸景観軸、河川景観軸と位置づけ、自然資源を活かした潤いを感じる景観の形成を促進します。

④ 自然景観の保全

岡豊城跡や吾岡山文化の森、海岸などの市民が眺望する自然景観ポイントは積極的に保全を促進するとともに、周辺の集落や田園においてこの自然景観と調和する郷土の景観の保全、形成に努めます。

舟入川の河岸景観や物部川の自然景観は、保全とともに活用できるように整備を検討します。

北部に広がる山林や南部に点在する森林は今後も保全を促進し、郷土固有の景観の維持に努めます。

(4) 全市域における景観形成の方針

① 広域交通結節点の景観形成

高知県の空の玄関口である高知龍馬空港、高知の陸路の玄関口である南国インターチェンジやJR後免駅は、モニュメントや噴水等のシンボルの設置により、本市の顔となる個性的な景観の創出を検討します。

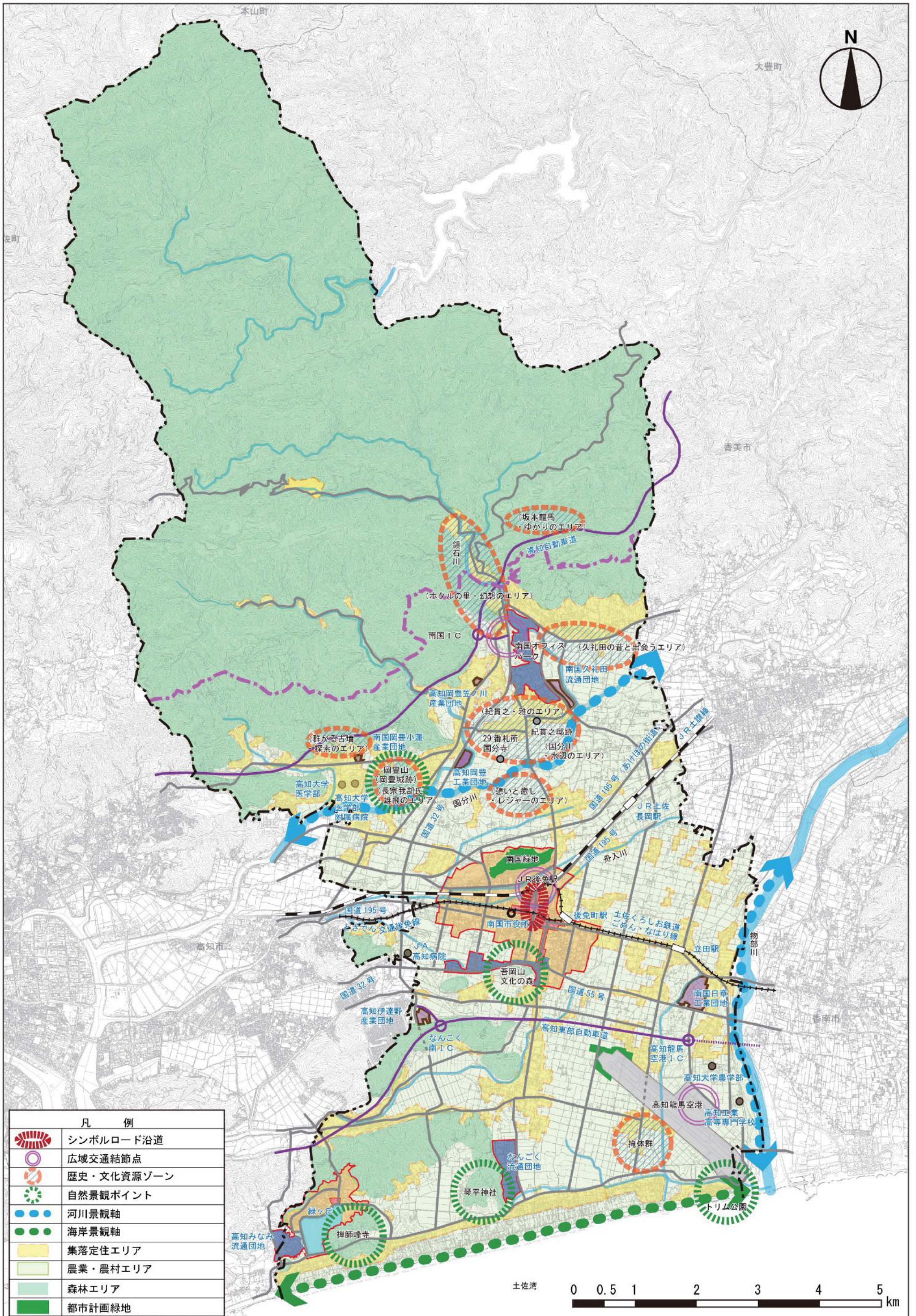
② 景観づくり活動の普及促進

花いっぱい運動等の市民の活動を積極的に支援して市内緑化を促進するとともに、歴史資源や海・川・山の多様で豊かな自然資源を活かした市民による主体的な景観づくり活動の普及に努めます。

③ 景観計画の策定への取組み

良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定への取組みを検討し、住民・事業者・行政が一体となって潤いのある豊かな居住環境の創造や個性的で活力を感じる市街地の良好な景観形成に努めます。

図 景観形成方針図



4-9 観光・歴史まちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

① 郷土の資源を活かした観光まちづくり

郷土の海・河川・山の豊かな自然資源や農林水産資源、歴史・文化資源等を保全、活用し、観光拠点の機能強化や情報発信により、観光まちづくり、歴史まちづくりに取り組みます。

② 観光拠点の整備とネットワークの強化

観光拠点の整備とともに、歴史・文化資源を中心に市内各地の観光資源をネットワーク化し、観光交流基盤の充実に取り組みます。

(2) 観光・歴史資源別の整備方針

① 歴史・文化資源の保護・継承と活用

岡豊城跡、土佐国分寺、紀貫之邸跡や掩体群をはじめとする郷土の歴史・文化資源は、関係住民の理解と協力を得ながら保全・保護に努めるとともに、岡豊城跡や紀貫之邸跡などの遺跡を活用するため周辺整備に努めます。

本市の伝統的工芸品や伝統的特産品を後世に伝えていくため、伝統的工芸品等産業の後継者の確保及び育成の支援を図ります。

② 観光資源の整備と情報発信の強化

岡豊山の桜、紀貫之邸跡のコスモス、長畝古墳公園のツツジ、白木谷の梅林等の四季の花景色や、桑の川の鳥居杉、瀬戸の滝、毘沙門の滝等の自然資源、岡豊山の高知県立歴史民俗資料館、永源寺、琴平神社等の歴史・文化資源が存在しています。また、西島園芸団地、巨峰園、吾岡山文化の森、ながおか温泉、長尾鶏センター、道の駅南国風良里（ふらり）等の観光施設があり、まちおこしセンター（(仮称)ものづくりサポートセンター）が建設される予定です。

これらの観光資源の施設の保全、充実等を促進するとともに、施設のパンフレットや観光案内マップ、案内板の整備を引き続き充実するとともに、多言語化による観光情報の提供を促進し、国内外からの観光客の受け入れに努めます。

また、自然資源や田園を活用したグリーンツーリズムを促進し、長期的な滞在にも対応できる観光施設の整備に努めます。

③ 「土佐のまほろば風景街道」の活用

国分川周辺には、県内最大の群集墳である長畝古墳群等をはじめ、領石川のホテルや才谷龍馬公園、古今集の庭（紀貫之邸跡）、桜の名所の一つである岡豊山や長宗我部氏の居城であった岡豊城跡などが連なり、「土佐のまほろば風景街道」と称されるゾーンがあります。

「土佐のまほろば風景街道」は情報発信や施設整備等により活用を促進するとともに、

地域住民団体等による国分川周辺を中心とした「道づくり・風景づくり」を支援し、へんろ道や自然を楽しめるウォーキングルートやイベント開催場所として活用を促進します。

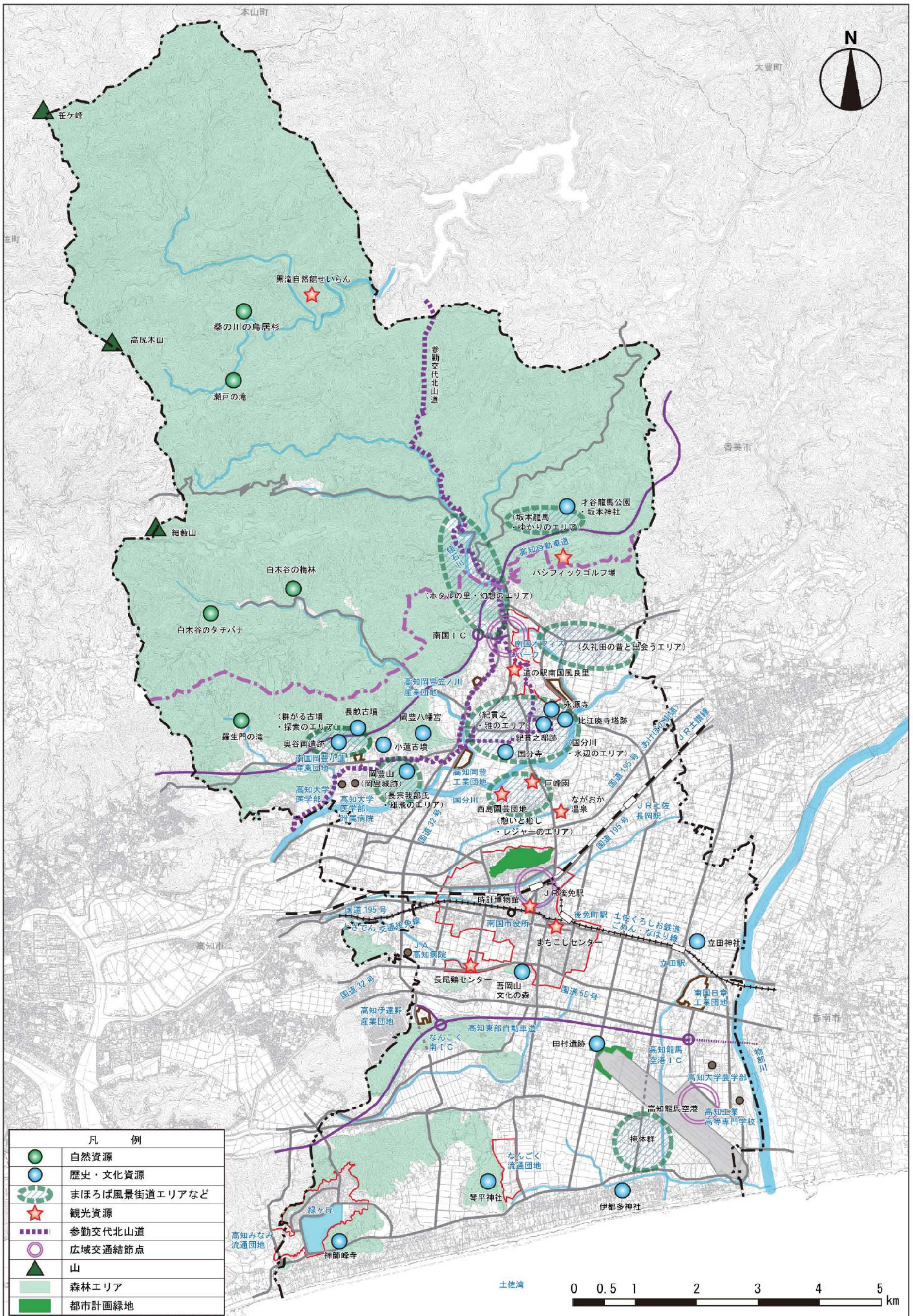
④ 農業観光機能の充実

本市の農業、園芸産業を活かし、既存の農業・園芸施設に加え、体験型農業施設や市民農園の整備により、参加型観光の創出等を促進します。

⑤ 郷土の歴史・文化資源を結ぶ観光ネットワークの強化

歴史・文化資源等の観光施設の情報発信設備等を整備することにより観光客の利便性の向上を図るとともに、周辺市町村と連携を図り、広域観光ルートの整備や広域的なイベント等の創出に努め、広域観光ネットワークの強化に努めます。

図 観光・歴史まちづくり整備方針図



5 地域別構想

5 地域別構想

本市は昭和の町村合併により成立し、歴史・文化的条件、地理的条件、さらには道路・交通条件等による産業構造などが異なる地域から構成されています。

このことを踏まえ、全体構想が全市的な観点から都市づくりの方針を位置づけていることに対し、地域別構想では各地域の特性や課題が異なる地域ごとに、地域の個性を活かした“まちづくり方針”等を定めます。

5-1 地域別構想の基本的な考え方

(1) 地域づくりの基本方針

地域別構想においては、『都市づくりの基本方針』で定めた6つの基本方針の実現に向けて、次の考え方に基づいて「地域づくりの目標」「地域づくりの方針」を定めます。

- ①市街地ゾーン（市街化区域）においては“都市づくりの基本方針：(1)居住・都市機能の集約による持続的発展が可能なコンパクトな都市づくり”の実現を主目標として「地域づくりの目標」「地域づくりの方針」を定めます。
- ②田園・森林ゾーン（市街化調整区域・都市計画区域外）においては“都市づくりの基本方針：(2)地域コミュニティ機能が安定した定住環境づくり”の実現を主目標として「地域づくりの目標」「地域づくりの方針」を定めます。
- ③あわせて、各地域の特性に応じて、“都市づくりの基本方針：(3)多様な雇用の場となる産業を創造する活力ある高知の玄関都市づくり”、“都市づくりの基本方針：(4)選択と集中により快適性等を向上させる都市施設づくり”、“都市づくりの基本方針：(5)誰もが安全で安心して暮らせる都市環境づくり”、“都市づくりの基本方針：(6)郷土の自然・歴史・文化資源と共存する「土佐のまほろば」の都市景観づくり”の実現に向け、地域固有の課題解決や資源の活用に資する「地域づくりの方針」を定めます。

(2) 地域区分の考え方

地域の区分は、市民が日々暮らす身近な生活圏として大字を基本単位とする小学校区、中学校区等を考慮し、「北部山間地域」「北東地域」「北西地域」「中央地域」「南東地域」「南西地域」の6地域に区分し、地域別にまちづくりの方針等を定めます。

【地域区分において考慮した事項】

- ①身近なコミュニティ単位である町・大字を基礎単位として地域を構成します。
- ②小学校区を基礎単位として中学校区を考慮し、地域を構成します。
- ③北部の山間地（都市計画区域外）は1つの地域とします。
- ④JR後免駅・南国市役所周辺の中心市街地とその周辺地域は1つの地域とします。
- ⑤岡豊地区（高知大学医学部周辺）は、農地が広がっていますが農用地区域に指定されていないことから、1つの地域とします。

表 地域区分一覧

地域区分	コミュニティ	区域区分	小・中学校区	面積 (ha)	平成27年 人口(人)
①北部山間地域	瓶岩地区、上倉地区	都市計画区域外	奈路小学校、白木 谷小学校 ／北陵中学校	5,917	1,140
②北東地域	久礼田地区、国府地区	市街化区域、 市街化調整区域	久礼田小学校、国 府小学校 ／北陵中学校	857	3,823
③北西地域	岡豊地区	市街化調整区域	岡豊小学校 ／北陵中学校	1,262	4,937
④中央地域	長岡地区、後免地区 野田地区、大篠地区	市街化区域、 市街化調整区域	長岡小学校、後免 野田小学校 ／鳶ヶ池中学校 大篠小学校 ／香長中学校	1,658	22,413
⑤南東地域	岩村地区、日章地区 前浜地区	市街化調整区域	日章小学校、大湊 小学校 ／香南中学校	1,323	6,028
⑥南西地域	三和地区、稲生地区 緑ヶ丘地区、十市地区	市街化区域、 市街化調整区域	三和小学校、稲生 小学校、十市小学 校 ／香長中学校	1,513	9,641
(合計)	16 地区	—	13 小学校 ／4 中学校	12,530	47,982

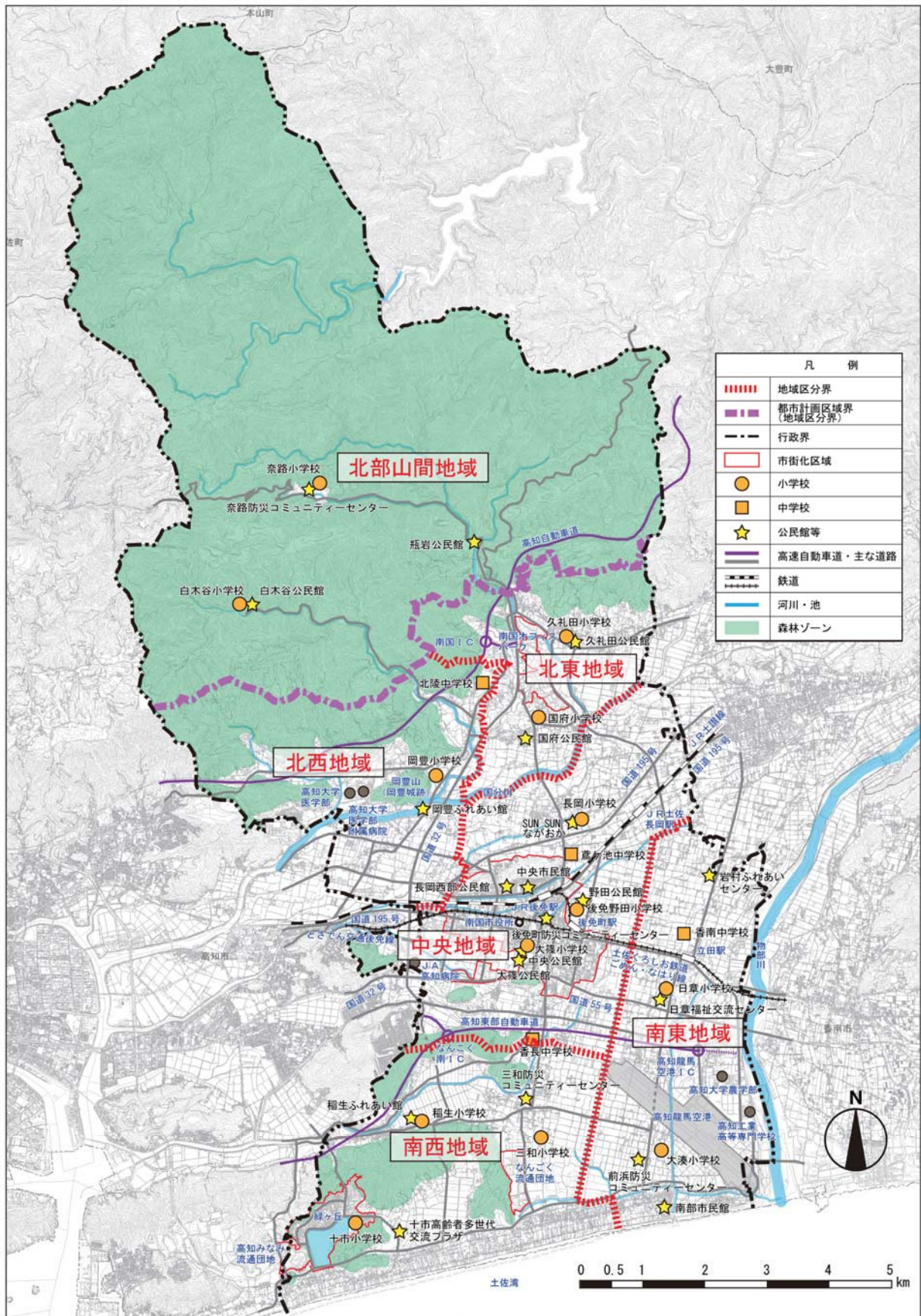


図 地域区分図

5-2 地域別まちづくりの方針

(1) 北部山間地域【瓶岩、上倉地区】

1) 地域の現状等と主な課題

①地域の概況

ア 位置、特性

北部山間地域は、本市の最北部に位置し、都市計画区域外となっています。

北は笹ヶ峰（標高 1,131m）を起点として概ね標高 100m以上の山地となり、奈路川、笠ノ川川沿いの谷部や溪谷を県道が通り、また国道 32 号が外山川付近を通り、これらの沿道等に集落が形成されています。

本地域は、白木谷の梅林・タチバナ、桑の川の鳥居杉、瀬戸の滝等の自然資源、才谷龍馬公園（歴史・文化資源）、黒滝自然館せいらん（観光資源）があり、本市の“水と緑の拠点”となっています。

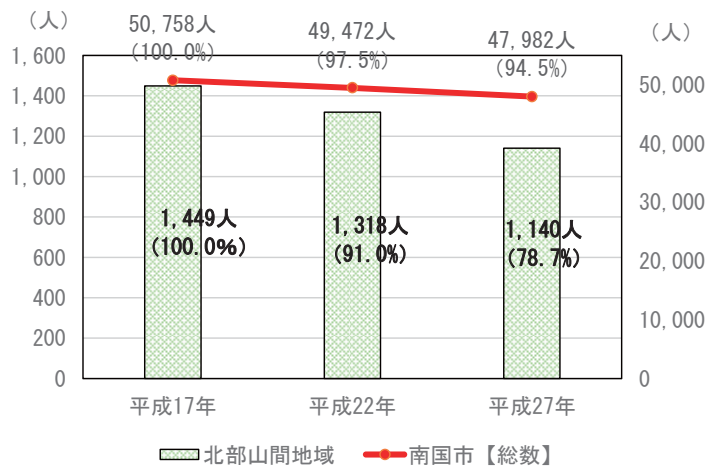


図 北部山間地域位置図

イ 人口の推移

平成 27 年時点の人口は 1,140 人で、10 年前（平成 17 年）の 78.7% となり、減少が続いています。

南国市（全市）における平成 17 年～27 年間の人口減少率（94.5%）と比較し、大きな減少率となっています。

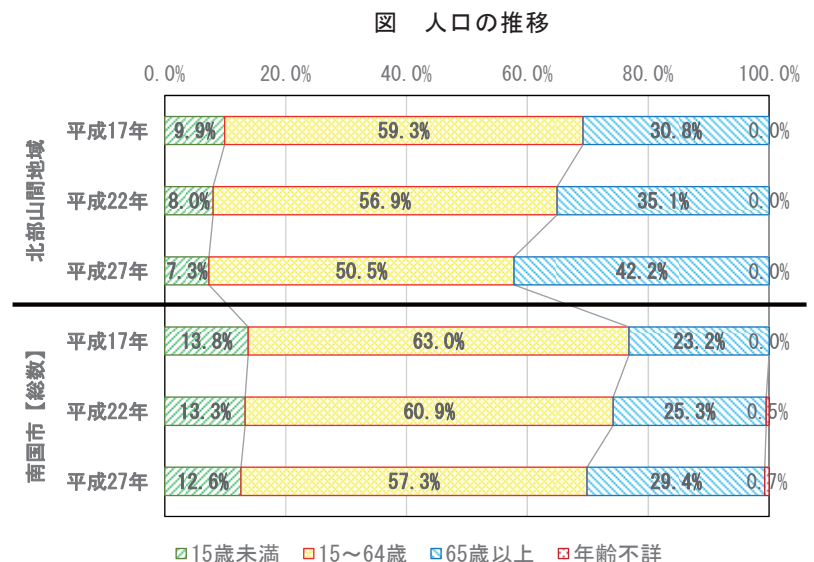


資料：国勢調査

ウ 年齢3区分別人口構成比

平成 27 年時点において、15 歳未満人口は 7.3%、65 歳以上人口は 42.2% となっています。

南国市（全市）の平成 27 年時点の 15 歳未満人口は 12.6%、65 歳以上人口は 29.4% で、この比率と比べて少子・高齢化が一層進んでいます。



資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口構成比

工 世帯数の推移

平成27年時点の世帯数は468世帯で、10年前（平成17年）の92.1%となり、減少が続いています。

南国市（全市）では平成17～27年間に於いて、世帯数は101.0%に微増しています。

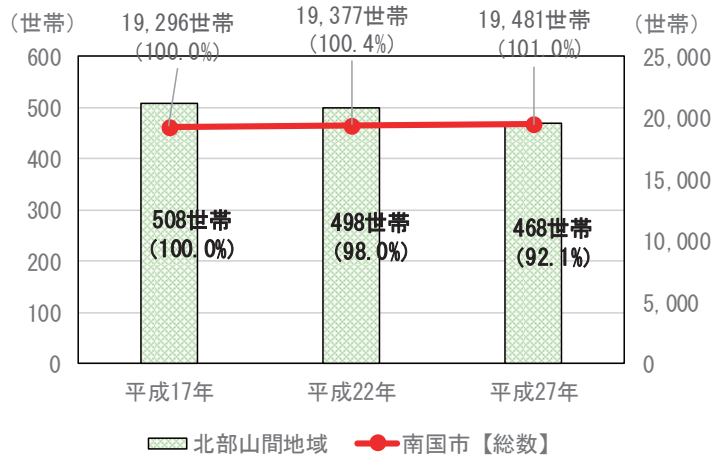


図 世帯数の推移

オ お住まいの周辺環境の項目別満足度【市民意向調査結果、2017（平成29）年8月調査】

「山林や水辺周辺の自然環境」（+0.96）などの“自然等”、「治安・交通安全対策」（+0.41）などの“安全性”はプラス（満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

一方、「電車・バスなどの公共交通の便」（-1.67）、「下水道の整備」（-0.88）、「生活道路の整備」（-0.74）などの“快適性”や、「娯楽施設」（-1.20）、「スポーツ・レクリエーション施設」（-1.04）、「高齢者等の福祉施設」（-0.75）などの“利便性等”はほぼ全項目がマイナス（不満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

また、「土砂災害、洪水などの風水害対策」がマイナス（-0.34）となっています。

全市の回答でプラスの評価となっている「土砂災害、洪水などの風水害対策」「住宅地の安全性・衛生面・快適さなど」「幹線道路の整備」「水道の整備」「日常の買物」「病院・診療所」「幼稚園・保育所」「地域の小中学校」の評価がマイナスに変化しています。

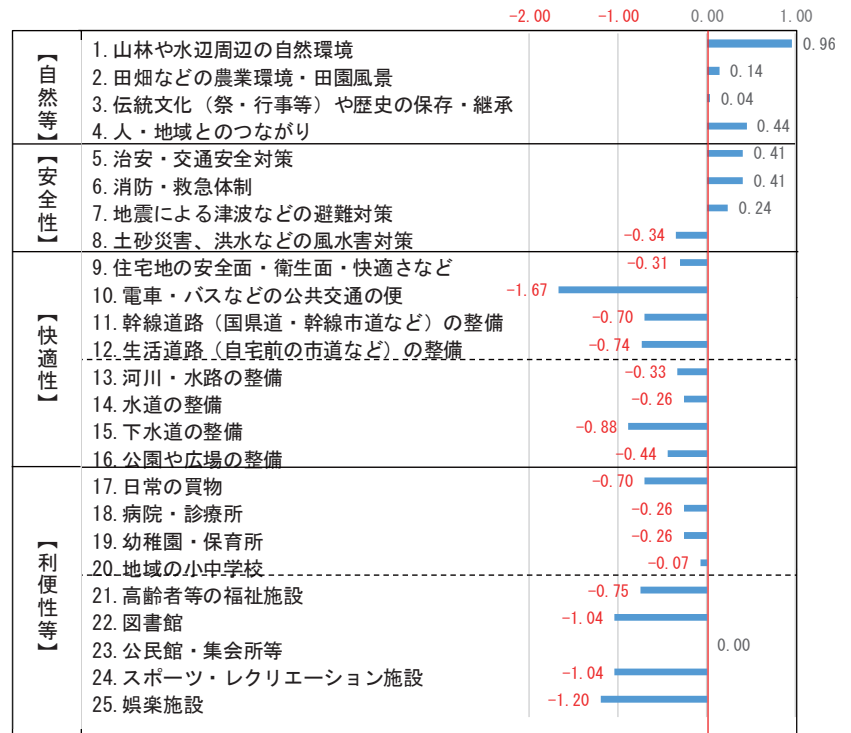


図 北部山間地域・回答者の集計結果

（回答票総数 29 票 = 100.0%）

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

②主な課題

北部山間地域の現状、住民の意向等を踏まえると、次のように、本地域の特徴的な課題が整理できます。

《主な課題》

- 本市で最も著しい人口減少が続き、集落の地域コミュニティの機能低下を防止するための対応が必要になっています。
- 自然災害の対策や公共交通、道路、情報通信環境の整備が求められています。
- 豊かな自然環境等を保全するとともに、これを活かした地域交流が望まれています。

2) 地域づくりの目標

清らかな水が流れ、豊かな森に抱かれた自然を守り、豊かな自然と触れ合える機会を活かしながら、安心して暮らし続けられる里づくりを目指します。

《地域づくりの目標》

清流と豊かな森に抱かれた、人にやさしい里づくり

3) 地域づくりの方針

“地域づくりの目標”の実現に向けて、次の“地域づくりの方針”を定めます。

《地域づくりの方針》

- ①自然災害への備えや快適性・利便性の向上に努め、安心して暮らせる生活環境の充実を促進します。
- ②清らかな水と豊かな森の自然を守り、自然との触れ合いを活かします。

①自然災害への備えや快適性・利便性の向上に努め、安心して暮らせる生活環境の充実を促進します。

ア 自然災害対策や救急体制の充実に努めます。

- ・自然災害への対策や、小学校等の避難施設、救急体制の充実に努め、安心して暮らせる環境づくりを図ります。

イ 情報通信環境の整備検討や公共交通の確保を図ります。

- ・瓶岩地区の光ケーブルなどの情報通信設備の整備を目指すとともに、乗合タクシーの利用促進やスクールバスの運行により住民の移動手段を確保し、生活環境の基盤づくりに努めます。

ウ 空き家等を活用し、定住人口の確保に努めます。

- ・自然災害対策や快適性・利便性の向上により人口減少を抑制するとともに、今後も空き家を活用した市営住宅の供給を検討するなど、空き家や空き地の活用等を地域住民等との協働により促進し、一定の定住人口の確保に取り組み、地域コミュニティ機能の維持に努めます。
- ・奈路小学校、白木谷小学校、瓶岩体育館・公民館付近を「集落拠点」として位置づけ、既存の生活サービス施設の保全、活用等を促進するとともに、周辺における集住への緩やかな誘導に努めます。

② 清らかな水と豊かな森を守り、自然との触れ合いを活かします。

ア 開発行為等を抑制し、森林環境の保全に努めます。

- ・森林エリアは「水と緑の拠点」として位置づけ、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的な機能を有していることを踏まえ、開発行為等を抑制し、森林環境の保全に努めます。

イ 地域の資源を活用し、市民が親しみ、交流できる郷土の森として活用に努めます。

- ・自然資源の白木谷の梅林・タチバナ、桑の川の鳥居杉、瀬戸の滝や、歴史・文化資源である才谷龍馬公園、参勤交代北山道、観光資源となる黒滝自然館せいらんを保全、活用するとともに情報発信設備等の整備を促進し、自然を活かしたレクリエーション活動等の活性化を促進し、市民が自然に親しみ、交流できる郷土の森として活用に努めます。また、中山間地域の特産品である四方竹の販売促進などの普及に努めます。
- ・また、地域内での交流人口の増加に努めて観光施設等の拡充や創出を促進し、集落環境づくりへの活力として活かします。

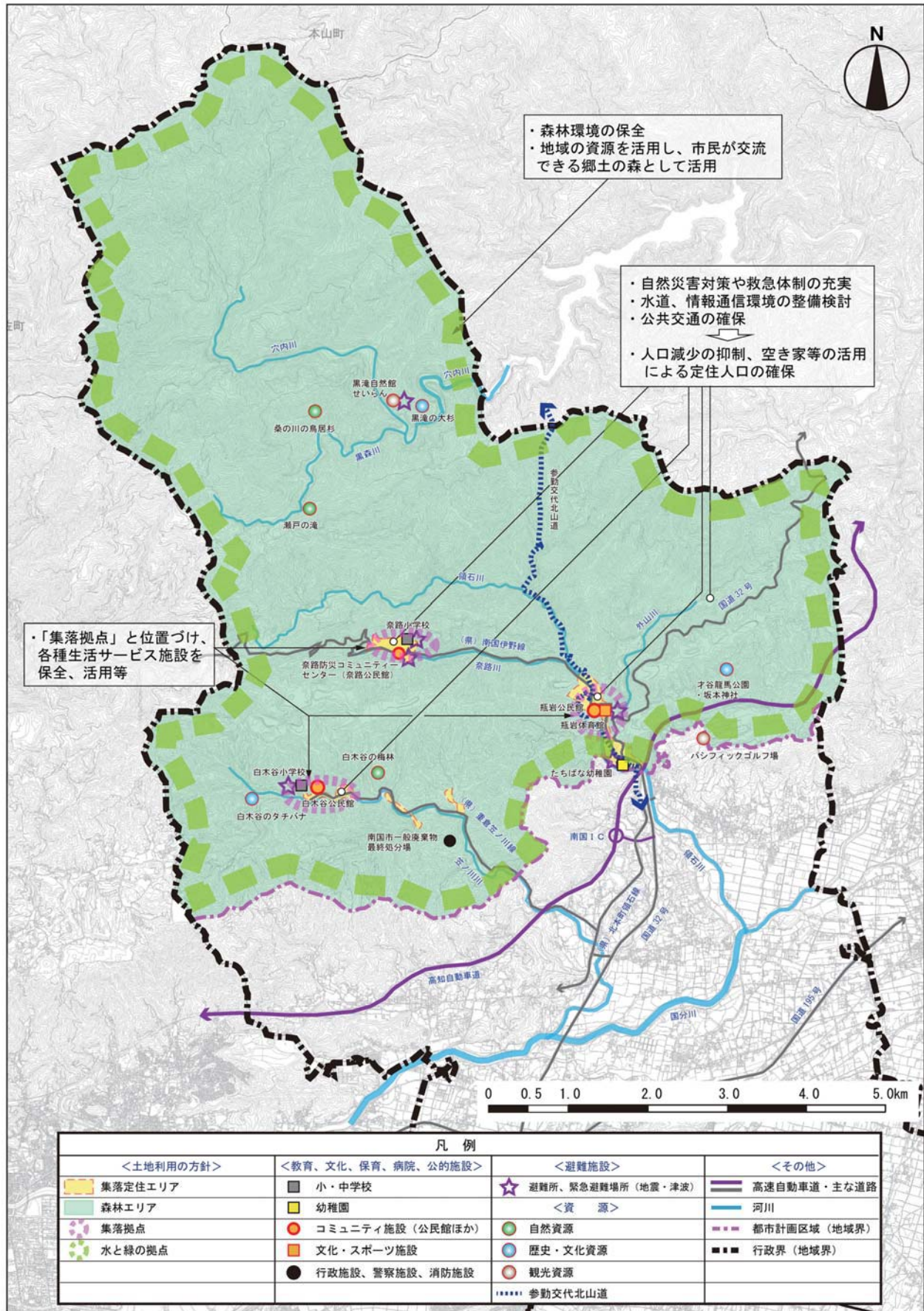


図 北部山間地域の地域づくり方針図

(2) 北東地域【久礼田、国府地区】

1) 地域の現状等と主な課題

①地域の概況

ア 位置、特性

北東地域は本市の北東部に位置し、国分川右岸流域と支流の領石川の流域等から構成されています。

北側は標高が概ね 60～250mの山地となっています。高知自動車道が山際を横断して南国インターチェンジがあり、この東側に南国オフィスパーク等の産業団地が形成され、市街化区域となっています。

北部の山際は概ね 20～50mの台地となり、主要な幹線道路の沿道に集落が形成され、周辺は優良農地が広がっています。また、南部は土佐国分寺や紀貫之邸跡などの歴史資源があります。

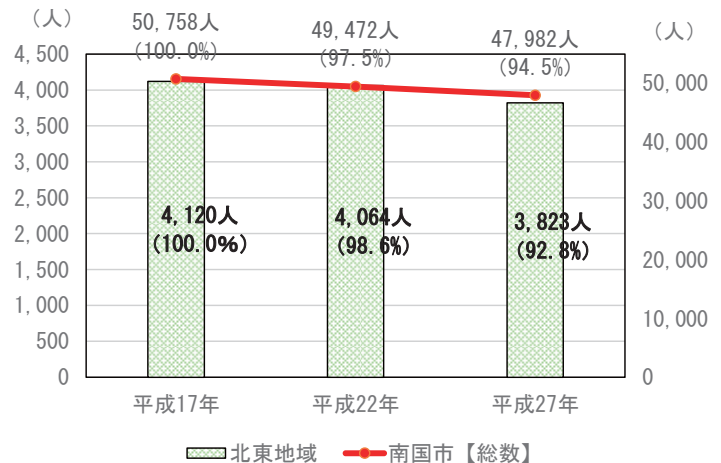


図 北東地域位置図

イ 人口の推移

平成 27 年時点の人口は 3,823 人で、10 年前（平成 17 年）の 92.8% となり、減少が続いています。

南国市（全市）における平成 17～27 年間の人口推移（94.5% に減少）とほぼ同率で減少しています。



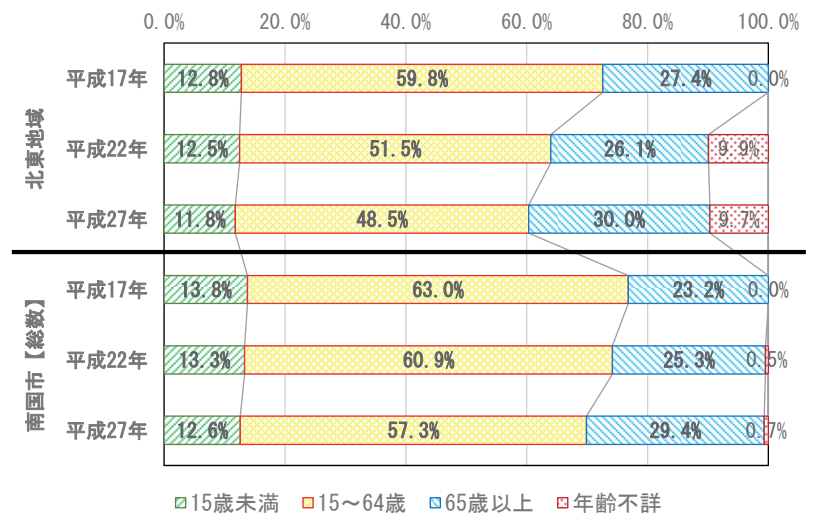
資料：国勢調査

図 人口の推移

ウ 年齢3区分別人口構成比

平成 27 年時点において、15 歳未満人口は 11.8%、65 歳以上人口は 30.0% となっています。

南国市（全市）の平成 27 年時点の 15 歳未満人口は 12.6%、65 歳以上人口は 29.4% で、少子・高齢化が全市とほぼ同様に進んでいます。



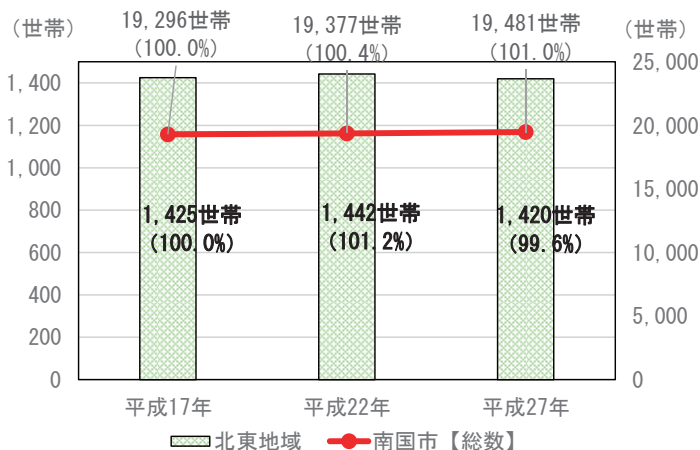
資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口構成比

工 世帯数の推移

平成 27 年時点の世帯数は 1,420 世帯で、平成 22 年から減少に転じ、10 年前（平成 17 年）の 99.6%となっています。

南国市（全市）では平成 17～27 年間に於いて、世帯数は 101.0%に微増しています。



資料：国勢調査

図 世帯数の推移

オ お住まいの周辺環境の項目別満足度【市民意向調査結果、2017（平成 29）年 8月調査】

「田畑などの農業環境・田園風景」（+0.71）、「山林や水辺周辺の自然環境」（+0.60）などの“自然等”、「消防・救急体制」（+0.57）などの“安全性”はプラス（満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

一方、「電車・バスなどの公共交通の便」（-1.08）、「生活道路の整備」（-0.50）などの“快適性”や、「娯楽施設」（-0.83）、「図書館」（-0.81）、「スポーツ・レクリエーション施設」（-0.65）、「日常の買物」（-0.50）などの“利便性等”は多数の項目がマイナス（不満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

全市の回答でプラスの評価となっている「幹線道路の整備」「日常の買物」「病院・診療所」の評価がマイナスに変化しています。

一方、「下水道の整備」の評価はマイナスからプラスに変化しています。

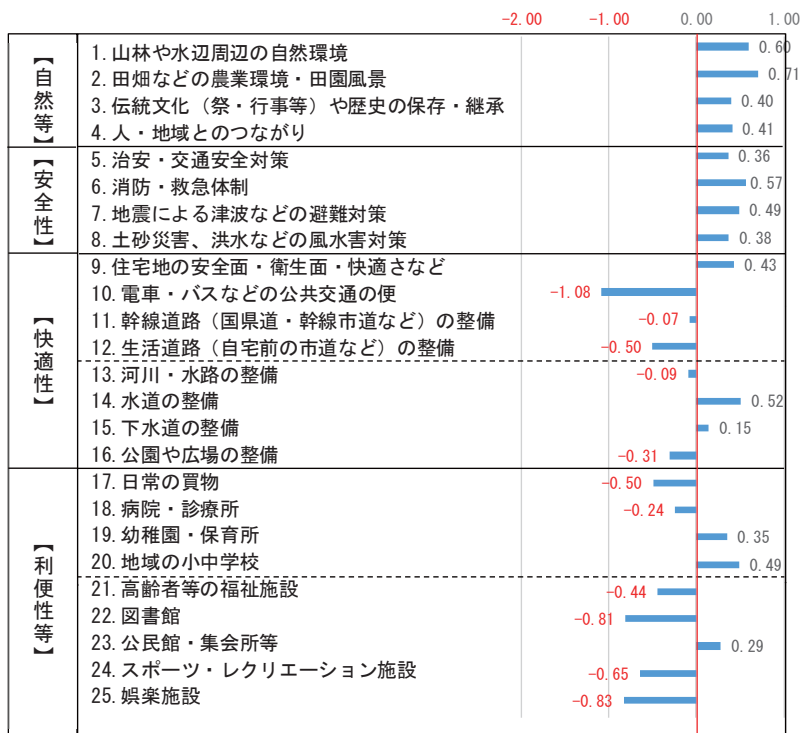


図 北東地域・回答者の集計結果

（回答票総数 102 票＝100.0%）

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

②主な課題

北東地域の現状、住民の意向等を踏まえると、次のように、本地域の特徴的な課題が整理できます。

《主な課題》

- 全市並みの人口減少が続いており、地域コミュニティ機能を維持するための対応が必要になっています。
- 南国インターチェンジの交通条件等を活かした南国オフィスパーク等の産業団地があり、昼間人口は多いものの、夜間人口は減少傾向にあります。この夜間人口減少の改善を目的として、空き地・空き家の利活用や新規住宅地の需要が高まっています。
- 公共交通や集落内の幹線的な道路等の整備が求められています。
- 土佐国分寺や紀貫之邸跡などの歴史資源を活かした観光・交流の活性化が望まれています。
- 南国インターチェンジの交通条件等を活かした南国オフィスパーク等の産業団地がありますが、新規の用地需要に供給できる用地が不足しています。

2) 地域づくりの目標

豊かな自然と歴史・文化から創造された“土佐のまほろば”の里で、安心して暮らし続けられる集落と高知の陸路の玄関口に活力ある産業が共生するまちづくりを目指します。

《地域づくりのテーマ》

**安らぎのまちと活力ある産業が心を通わせる、
土佐のまほろばの里づくり**

3) 地域づくりの方針

“地域づくりの目標”の実現に向けて、次の“地域づくりの方針”を定めます。

《地域づくりの方針》

- ① 古くから住み続けている集落の定住環境づくりを促進します。
- ② 歴史・文化を守り、次世代に継承するとともにまちづくりに活かします。
- ③ 交通要衝である南国インターチェンジを活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

① 古くから住み続けている集落の定住環境づくりを促進します。

ア 集落環境の向上と地域コミュニティ機能の維持に努めます。

- ・ 集落定住エリアにおいて、長期的観点に立って、地域住民等との協働により狭あい道路等の改善や空き家の活用を促進します。また、空き地・未利用地等の利用を市街化調整区域の開発許可基準等に照らして検討し、一定の人口規模の確保に取り組み、地域コミュニティ機能の維持に努めます。

- ・久礼田小学校、国府小学校付近を「集落拠点」として位置づけ、既存の生活サービス施設の保全、活用等を促進するとともに、周辺における集住への緩やかな誘導に努めます。
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略における移住政策のモデルケースとして、市外からの移住や、津波移転等を視野に入れた集住の誘導とともに集落環境の向上を目指し、植野地区において民間活力を活用した計画的な住宅団地の整備を検討していきます。
- ・集落周辺の優良農地、豊かな自然環境は、保全を図ります。

イ 周辺と結ぶ道路網の整備推進や公共交通の改善を検討します。

- ・「歴史文化拠点」や「産業拠点」と周辺を結ぶ道路網の整備を推進します。
- ・中心拠点へのバスダイヤや経路等の見直しなどにより、公共交通サービスの改善を検討します。

②歴史・文化を守り、次世代に継承するとともにまちづくりに活かします。

ア 伝統・文化を活かした観光・交流活動の活性化に努めます。

- ・土佐国分寺や紀貫之邸跡をはじめとする国分・比江地区を中心に形成されている“土佐のまほろば風景街道” 一帯を「歴史文化拠点」として位置づけ、情報発信設備等の整備や、おへんろ等の来訪者への支援、滞在施設の充実を検討し、これらを活かした観光・交流活動の活性化に努めます。

イ 歴史・文化資源一帯の景観保全を促進します。

- ・地域の伝統文化を守り、次世代に継承することを目指し、歴史・文化資源の保全とともに、周辺の田園風景や背景の山並みなどの自然景観と一体となった景観保全を促進します。

③交通要衝である南国インターチェンジを活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

ア 南国オフィスパーク等の産業集積の街にふさわしい緑化や景観の保全を促進します。

- ・南国オフィスパーク周辺の工業団地、産業団地は「産業拠点」として位置づけ、産業集積の街にふさわしい緑化や景観形成とともに集落に隣接する区域の緑化を促進し、地域の山並みや田園の景観と調和した景観の形成を促進します。

イ 南国インターチェンジ近傍の幹線道路沿道の適地において、産業の秩序ある立地を検討します。

- ・南国インターチェンジ近傍の市道南国 126 号線や国道 32 号の沿道の交通条件に恵まれたエリアの適地において、自然環境の保全や農業との調和を基本とし、新たな産業用地の計画的な整備を検討します。

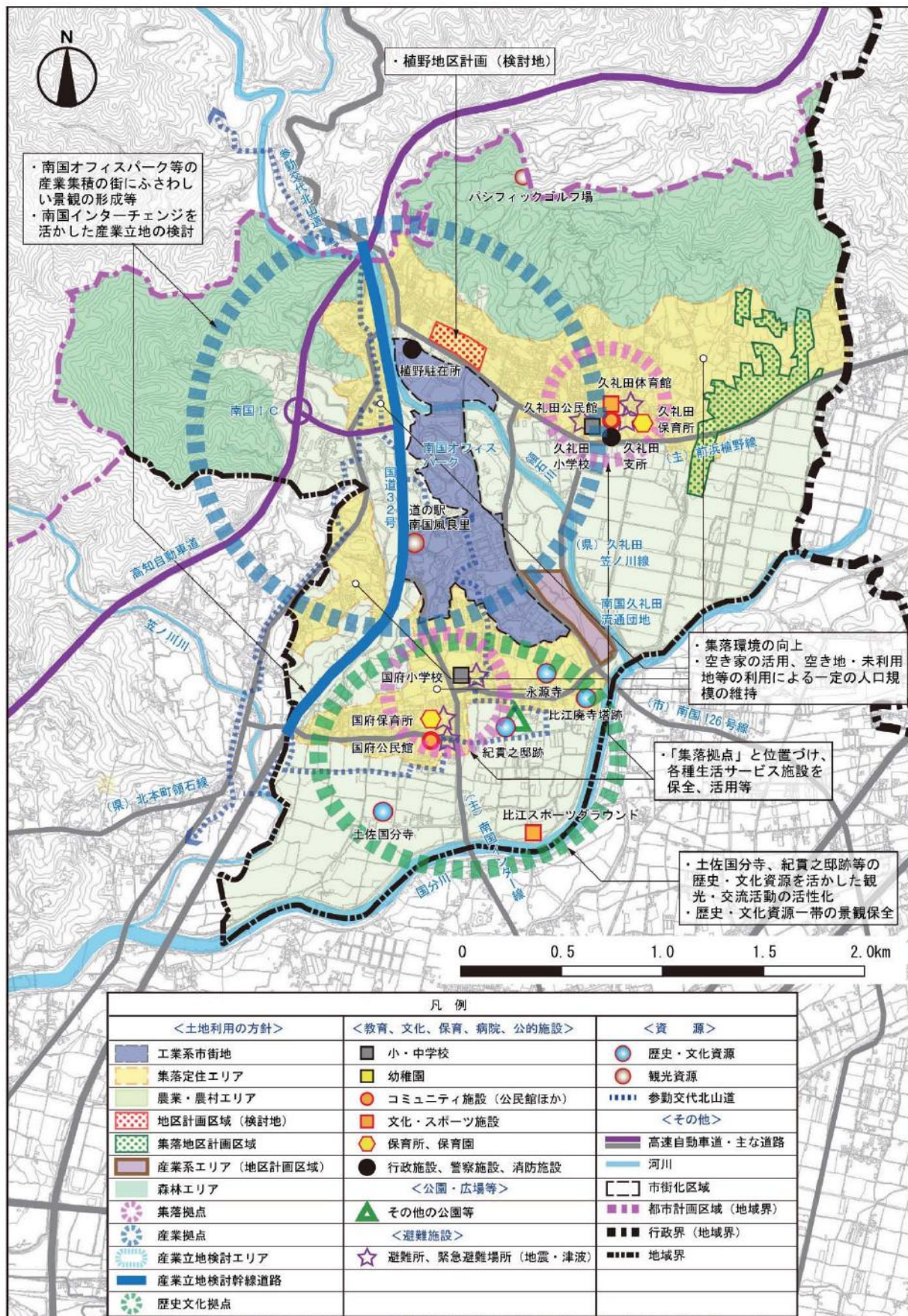


図 北東地域の地域づくり方針図

(3) 北西地域【岡豊地区】

1) 地域の現状等と主な課題

①地域の概況

ア 位置、特性

北西地域は本市の北西部に位置し、国分川右岸流域と支流の笠ノ川川の流域等から構成されています。

北側は標高が概ね 60～250mの山地となり、また国分川と笠ノ川川の合流点付近の岡豊山（標高約 100m）に岡豊城跡があります。

全域が市街化調整区域で、中央部の平坦地に高知大学医学部、附属病院が立地しています。

集落は県道沿いに連続的に形成され、周辺に農地が続いています。また、産業団地が県道や地域東部を南北方向に通る国道 32 号の沿道に立地しています。

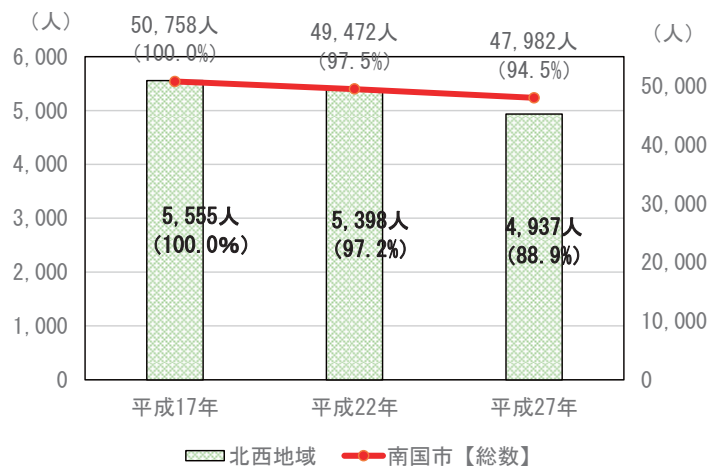


図 北西地域位置図

イ 人口の推移

平成 27 年時点の人口は 4,937 人で、10 年前（平成 17 年）の 88.9% となり、減少が続いています。

南国市（全市）における平成 17～27 年間の人口推移（94.5% に減少）と比較し、減少率が大きくなっています。



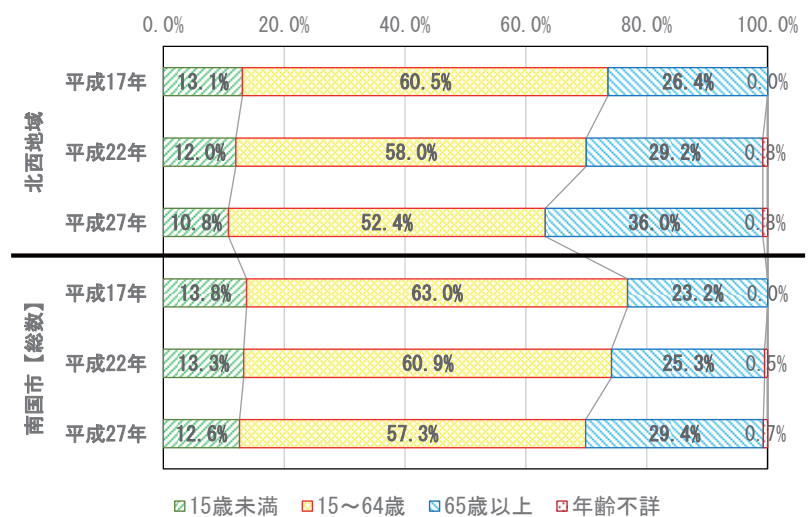
資料：国勢調査

図 人口の推移

ウ 年齢3区分別人口構成比

平成 27 年時点において、15 歳未満人口は 10.8%、65 歳以上人口は 36.0% となっています。

南国市（全市）では平成 27 年時点において、15 歳未満人口は 12.6%、65 歳以上人口は 29.4% で、これと比較して少子・高齢化が進んでいます。



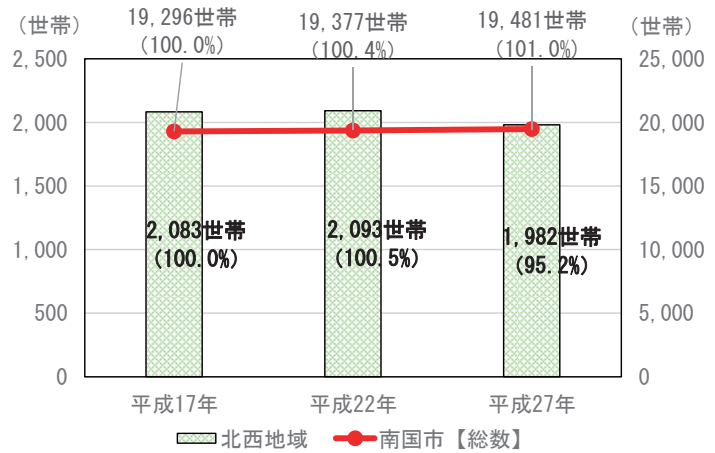
資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口構成比

工 世帯数の推移

平成 27 年時点の世帯数は 1,982 世帯で、平成 22 年から減少に転じ、10 年前（平成 17 年）の 95.2%となっています。

南国市（全市）では平成 27 年世帯数は、平成 17 年の 101.0%に微増しています。



資料：国勢調査

図 世帯数の推移

オ お住まいの周辺環境の項目別満足度【市民意向調査結果、2017（平成 29）年 8月調査】

「山林や水辺周辺の自然環境」（+0.77）、「田畑などの農業環境・田園風景」（+0.76）などの“自然等”、「消防・救急体制」（+0.29）などの“安全性”はプラス（満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

一方、「電車・バスなどの公共交通の便」（-1.16）、「公園や広場の整備」（-0.72）、「下水道の整備」（-0.58）などの“快適性”や、「娯楽施設」（-1.05）、「スポーツ・レクリエーション施設」（-0.76）、「図書館」（-0.68）、「日常の買物」（-0.56）などの“利便性等”は多数の項目がマイナス（不満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

全市の回答でプラスの評価となっている「土砂災害、洪水などの風水害対策」「日常の買物」「病院・診療所」の評価がマイナスに変化しています。

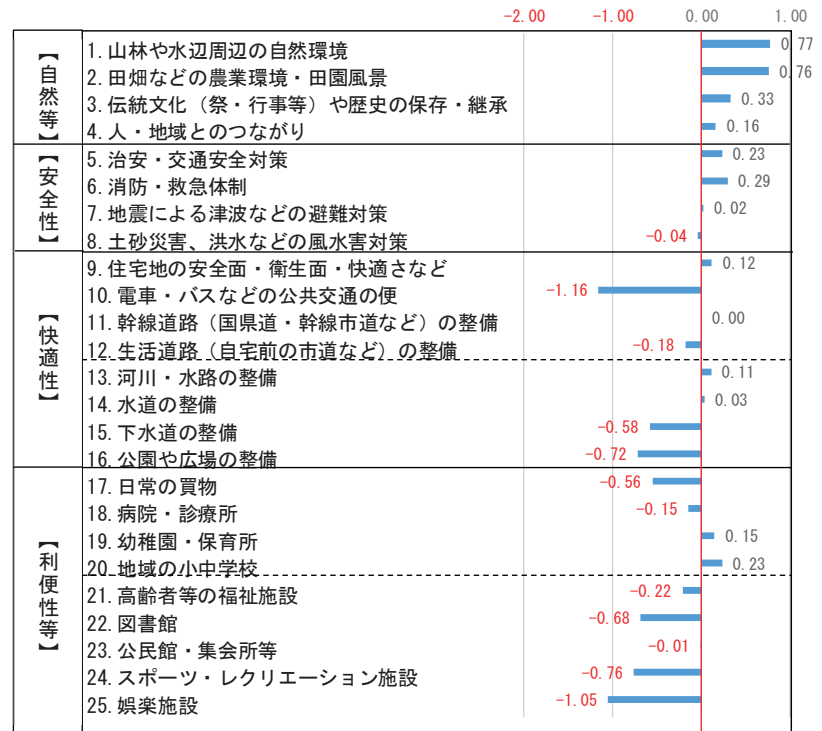


図 北西地域・回答者の集計結果

（回答票総数 107 票＝100.0%）

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

②主な課題

北西地域の現状、住民の意向等を踏まえると、次の主な課題が整理できます。

《主な課題》

- 全市並みの人口減少が続いており、地域コミュニティ機能を維持するための対応が必要になっています。
- 公共交通や下水道、公園等の整備が求められています。
- 歴史・文化や高知大学医学部、同附属病院を活用したまちづくりが望まれています。
- 国道 32 号沿道は利便性を活かした秩序ある活用が望まれています。

2) 地域づくりの目標

岡豊城跡周辺の歴史・文化を土台に、高知大学医学部・同附属病院による新たな健康・文化を創造するとともに、心豊かに暮らし続けられる集落と産業を育むまちづくりを目指します。

《地域づくりのテーマ》

歴史・文化と医療研究が融合し、心豊かな暮らしと産業を育むまちづくり

3) 地域づくりの方針

“地域づくりの目標”の実現に向けて、次の“地域づくりの方針”を定めます。

《地域づくりの方針》

- ① 古くから住み続けている集落の定住環境づくりを促進します。
- ② 歴史・文化を活かして観光・交流を育み、まちづくりに活かします。
- ③ 高知大学医学部等を活かし、研究学園づくりを目指します。
- ④ 交通要衝の立地条件を活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

① 古くから住み続けている集落の定住環境づくりを促進します。

ア 集落環境の向上と地域コミュニティ機能の維持に努めます。

- ・ 集落定住エリアにおいて、長期的観点に立って、地域住民等との協働により狭あい道路等の改善や空き家の活用を促進します。また、空き地・未利用地等の利用を市街化調整区域の開発許可基準等に照らして検討し、一定の人口規模の確保に取り組み、地域コミュニティ機能の維持に努めます。
- ・ 岡豊小学校付近を「集落拠点」として位置づけ、既存の生活サービス施設の保全、活用等を促進するとともに、周辺における集住への緩やかな誘導に努めます。
- ・ 集落周辺の豊かな自然環境等は、保全を図ります。

イ 周辺と結ぶ道路網の整備推進や公共交通の改善を検討します。

- ・「歴史文化拠点」や「研究学園拠点」周辺を結ぶ道路網の整備を推進します。
- ・中心拠点へのバスダイヤや経路等の見直しなどにより、公共交通サービスの改善を検討します。

②歴史・文化を活かして観光・交流を育み、まちづくりに活かします。

ア 岡豊城跡周辺の歴史・文化資源の集積エリアの景観保全に努めます。

- ・岡豊城跡周辺の歴史・文化資源が集積するエリアを「歴史文化拠点」として位置づけ、関係住民との協働により資源の保全や周辺の田園景観・自然景観と一体となった景観保全に努めます。

イ 観光と交流の活性化を図り、まちの活性化等への活用を促進します。

- ・岡豊城跡周辺において、来訪者のための周辺整備や観光案内・情報の提供を促進して観光と交流の活性化を図り、まちの活性化や魅力づくりへの活用を促進します。

③高知大学医学部等を活かし、研究学園づくりを目指します。

ア 高知大学医学部周辺において研究学園づくりを目指します。

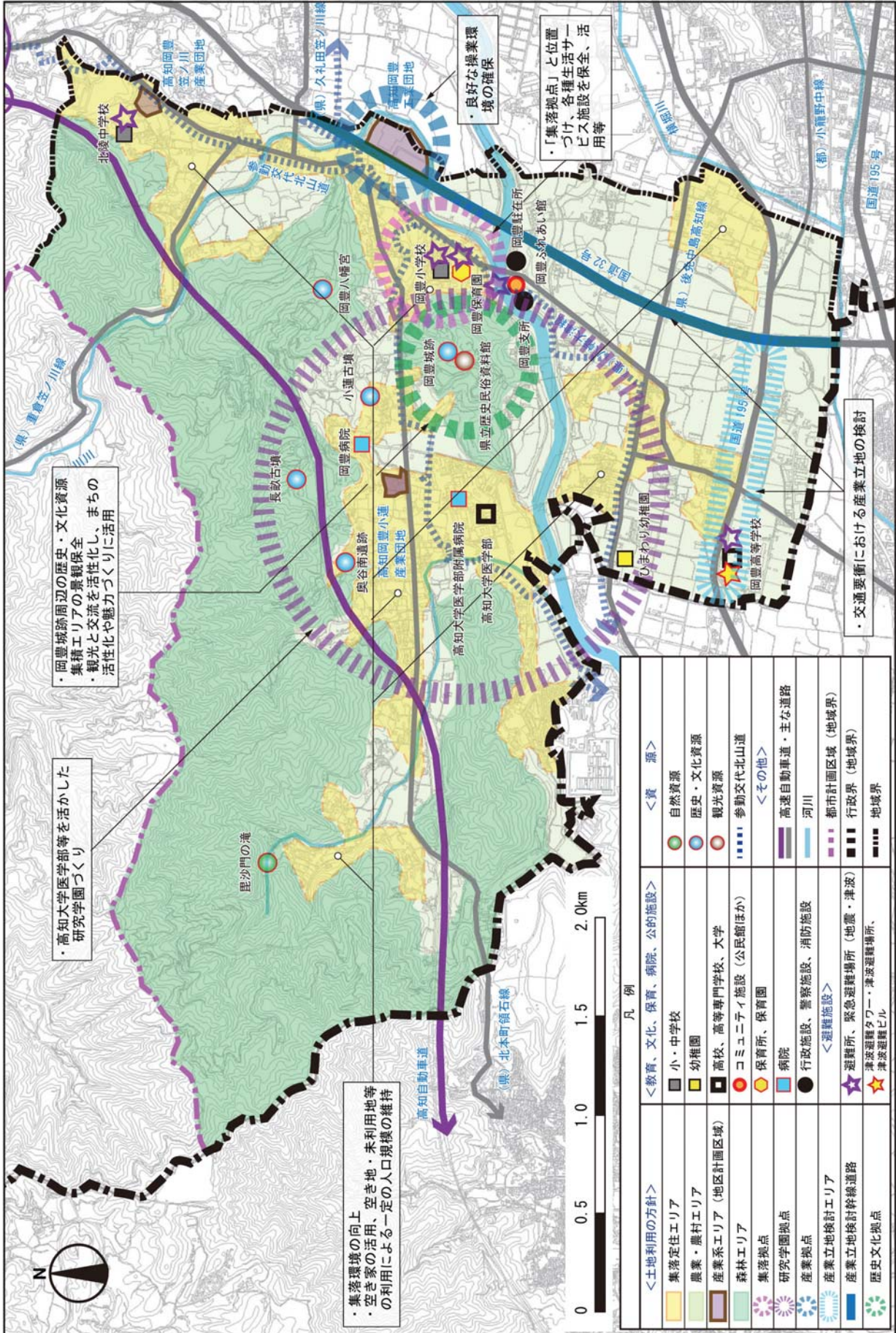
- ・高知大学医学部周辺を「研究学園拠点」として位置づけ、新たな健康・文化を創造する研究学園づくりを目指します。また、高知大学医学部周辺において、医学部関係者の住宅、宿泊施設等の適正な立地を検討します。

イ 「研究学園拠点」のアクセス道路の整備を検討します。

- ・高知大学医学部附属病院周辺の「研究学園拠点」と国道 32 号又は（県）後免中島高知線方面と連絡する幹線的な道路の整備を検討します。

④交通要衝の立地条件を活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

- ・高知岡豊工業団地を「産業拠点」に位置づけ、高知岡豊笠ノ川産業団地、高知岡豊小蓮産業団地とともに、周辺の集落や農業への影響に配慮しつつ良好な操業環境の確保を促進します。
- ・また、南国インターチェンジ、高知市方面に連絡する国道 32 号やこれより以西の国道 195 号沿道の適地において、自然環境の保全や農業との調和を基本とし、新たな産業用地の計画的な整備を検討します。



・岡豊城跡周辺の歴史・文化資源
 ・集積エリアの景観保全
 ・観光と交流を活性化し、まちの
 活性化や魅力づくりに活用

・高知大学医学部等を活かした
 研究学園づくり

・集積環境の向上
 ・空き家の活用、空き地・未利用地等
 の利用による一定の人口規模の維持

・良好な操業環
 境の確保

・「集落拠点」と位置
 づけ、各種生活サ
 ビス施設を保全、活
 用等

・交通要衝における産業立地の検討

凡例	
<土地利用の方針>	<資 源>
集積定住エリア	自然資源
農業・農村エリア	歴史・文化資源
産業系エリア (地区計画区域)	観光資源
森林エリア	参加交代北山道
集積拠点	<その他>
研究学園拠点	高速度自動車道・主な道路
産業拠点	河川
産業立地検討エリア	都市計画区域 (地域界)
産業立地検討幹線道路	行政界 (地域界)
歴史文化拠点	地域界
	<避難施設>
	避難所、緊急避難場所 (地震・津波)
	津波避難タワー・津波避難場所、津波避難ビル

図 北西地域の地域づくり方針図

(4) 中央地域【長岡、野田、後免、大篠地区】

1) 地域の現状等と主な課題

①地域の概況

ア 位置、特性

本市の中央部に位置し、JR土讃線、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、とさでん交通後免線や、国道55号、195号などの主要な幹線道路が集中しています。

南国市役所やJR後免駅を中心に中心市街地が形成され、一帯が市街化区域になっています。また、商業、医療、福祉などの多様な生活サービス施設が集積しています。

周辺は市街化調整区域となり、集落が散在するとともに優良農地が広がっています。



図 中央地域位置図

イ 人口の推移

平成27年時点の人口は22,413人で、10年前(平成17年)の102.1%となり、6地域の中で唯一増加が続いています。

南国市(全市)では平成27年人口は、平成17年の94.5%に減少しています。

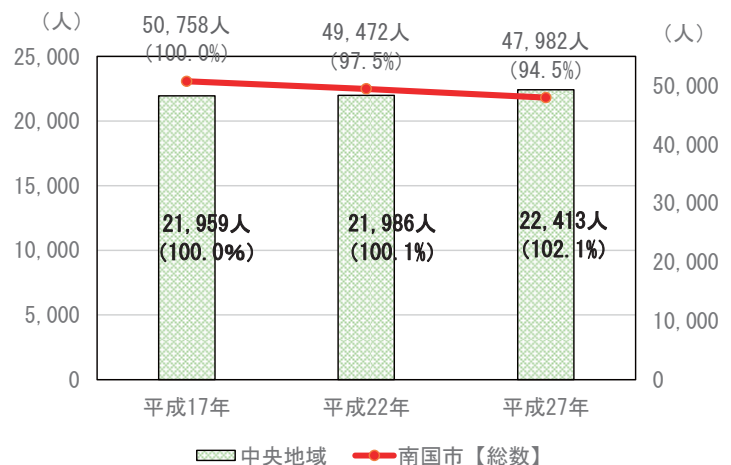


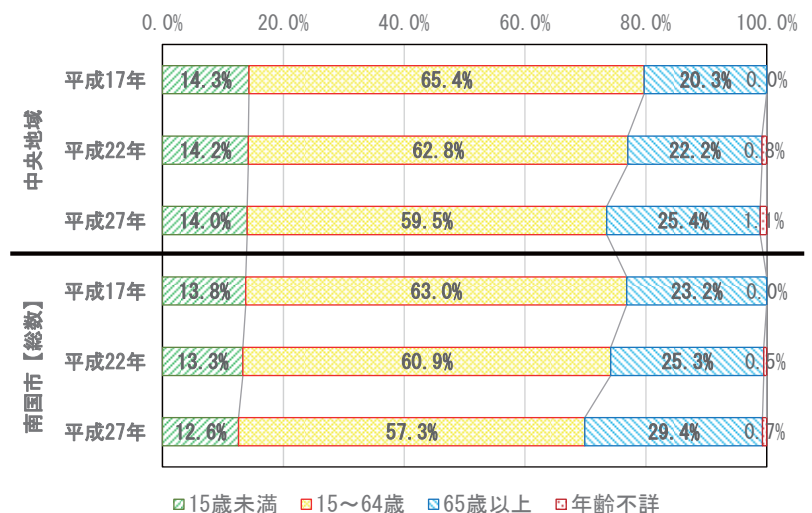
図 人口の推移

ウ 年齢3区分別人口構成比

平成27年時点において、15歳未満人口は14.0%、65歳以上人口は25.4%となり、少子・高齢化がみられます。

しかし、南国市(全市)の中では15歳未満や15~64歳人口の比率は高く、一方65歳以上人口の比率は低くなっています。

南国市(全市)では平成27年において、15歳未満人口は12.6%、65歳以上人口は29.4%となっています。



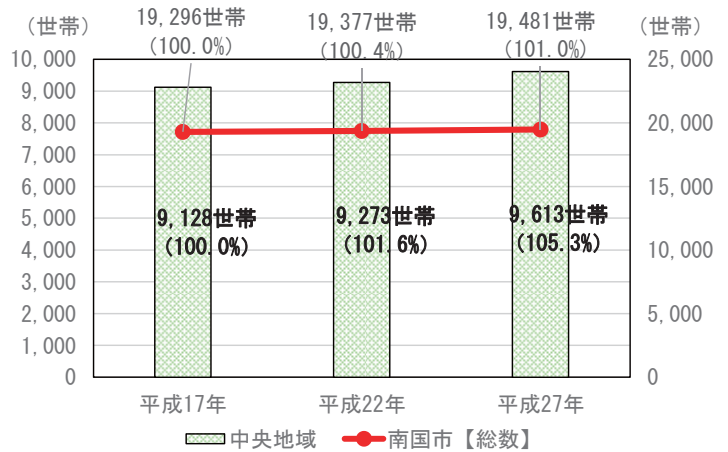
資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口構成比

工 世帯数の推移

平成 27 年時点の世帯数は 9,613 世帯で、10 年前（平成 17 年）の 105.3%となり、増加が続いています。

南国市（全市）では平成 27 年世帯数は、平成 17 年の 101.0%に微増しています。



資料：国勢調査

図 世帯数の推移

オ お住まいの周辺環境の項目別満足度【市民意向調査結果、2017（平成 29）年 8月調査】

“自然等”、“安全性”については全項目がプラス（満足とする回答者が多い。）の評価、“快適性”や“利便性等”についても多くの項目がプラスの評価となっています。

マイナス（不満足とする回答者が多い。）の評価は、“快適性”については「生活道路の整備」（-0.11）、「公園や広場の整備」（-0.33），“利便性等”については「図書館」（-0.34）、「スポーツ・レクリエーション施設」（-0.38）、「娯楽施設」（-0.72）の計 5 項目（全 25 項目）となっています。

全市の回答でマイナスの評価となっている「電車・バスなどの公共交通の便」「河川・水路の整備」「下水道の整備」「高齢者等の福祉施設」の評価がプラスに変化しています。

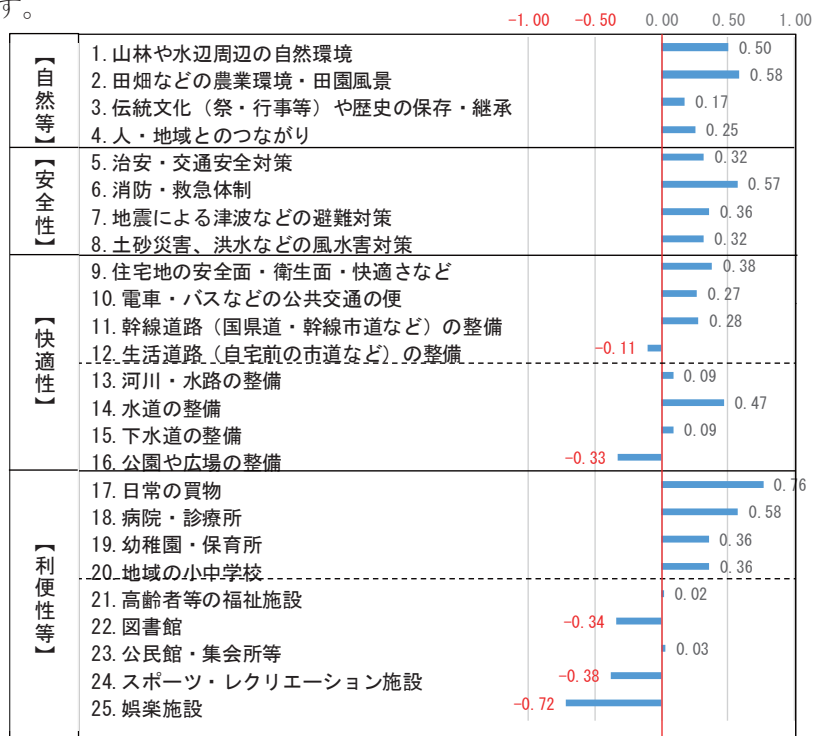


図 中央地域・回答者の集計結果

（回答票総数 524 票＝100.0%）

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

②主な課題

中央地域の現状、住民の意向等を踏まえると、次の主な課題が整理できます。

《主な課題》

- 市街地の分散や郊外部での商業施設立地等に伴ない、中心市街地の商業機能等が低下していることから、中心市街地周辺に各種生活サービス施設を集積することが求められています。
- 全市的には人口が減少する中で、中心市街地を中心とした人口増加傾向を継続させ、一定の人口密度・規模を維持した市街地の形成が求められています。
- 子育て世帯等の人口増加に伴う児童・生徒数の急増に対応した保育・教育施設の充実が望まれています。
- 狭あい道路の改善や公園・広場等の整備による居住環境の向上が望まれています。
- 市街化調整区域の集落では人口減少が続いており、地域コミュニティ機能を維持するための対応が必要になっています。
- 国道 55 号沿道等は利便性を活かした秩序ある活用が望まれています。

2) 地域づくりの目標

南国市役所やＪＲ後免駅周辺の本市の中心市街地周辺において、安全性や利便性等が高い立地条件を活かし、子育て世代や若者を中心とする人口増加傾向を継続させるとともに高齢者の居住継続を支援します。あわせて商業、医療、福祉、文化等の多様な生活サービス施設を集積を誘導し、本市の中心拠点として居住・都市機能が集約された中心市街地づくりを目指します。また、周辺地域において集落の定住環境づくりや交通要衝での産業活動の支援に努めます。

《地域づくりのテーマ》

**安全で利便性が高く、
多様な生活サービスと暮らしが集まる中心市街地づくり**

3) 地域づくりの方針

“地域づくりの目標”の実現に向けて、次の“地域づくりの方針”を定めます。

《地域づくりの方針》

- ①多様な生活サービス機能が充実した中心拠点づくりを図ります。
- ②子育て世代や若者、高齢者等の誰もが安心して住み続けられるよう居住環境を充実し、まちなか居住を誘導します。
- ③ＪＲ後免駅を中心とする幹線道路網や交通結節機能の充実を図ります。
- ④市民の憩い・交流の場の活用や公園・緑地の保全を促進します。
- ⑤古くから住み続けている集落の定住環境づくりを促進します。
- ⑥田園ゾーンにおいて、農業を活かした観光機能の充実を促進します。
- ⑦交通要衝の立地条件を活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

①多様な生活サービス機能が充実した中心拠点づくりを図ります。

ア 幹線道路の整備を契機として中心市街地の再整備を誘導します。

- ・(都) 南国駅前線、(都) 高知南国線の整備にあわせて中心市街地の再整備を誘導し、沿道等に立地が期待される商業施設等の立地を民間活力の活用により促進します。

イ 医療、文化、商業、余暇施設等の多様な生活サービス施設の集積を誘導します。

- ・南国市役所周辺の都市機能誘導区域において、病院、スーパーマーケット、銀行、図書館、地域交流センター、まちおこしセンターを南国市立地適正化計画の誘導施設に定め、これらの整備や保全、機能充実を図ります。
- ・地域交流センター、まちおこしセンターの整備を起爆剤として、空き地・空き店舗の活用や低・未利用地等の土地の高度利用等により商業・余暇施設等の立地誘導に努め、多様な生活サービス施設を集積し、魅力を感じる賑わい空間の創出を図ります。また、必要に応じて用途地域等の見直しを検討します。
- ・図書館は、市民が集まりやすく利便性が高い場所において整備を推進します。

②子育て世代や若者、高齢者等の誰もが安心して住み続けられるよう居住環境を充実し、まちなか居住を誘導します。

ア 子育て世代や若者の転入・流入を引き続き支援するとともに、高齢者等が安心して暮らし続けるための居住環境の充実を促進します。

- ・南国市役所周辺の居住誘導区域において、保育施設等や教育施設の充実、良質な住宅・住宅地の供給等により、転入・流入が続いている子育て世代や若者の居住を引き続き誘導します。
- ・また、医療・福祉・文化施設等の充実等により、高齢者等が暮らし続けるための安心できる居住環境の充実を促進します。
- ・これらの居住の誘導や継続支援等により、まちなか居住へ緩やかな誘導を図ります。

イ 空き地、空き家の活用や道路・広場の整備を検討し、良質な住宅地の形成を促進します。

- ・空き家バンクの積極的な利用により空き家、空き地等を再利用するとともに、狭あい道路整備等促進事業の拡充やまちなか広場の整備方策を地域住民との協働により検討し、良質な住宅地の形成を促進します。

ウ 低・未利用地等において面的な整備を検討します。

- ・篠原土地区画整理事業を引き続き推進するとともに、市街地内の低・未利用地等については土地区画整理事業等の面的な整備を検討します。

エ JR後免駅周辺において、低・未利用地等の高度利用の誘導を検討します。

- ・ JR後免駅から後免町商店街等の利便性が高い区域において、道路等の基盤施設の整備状況に応じて、低・未利用地等を活用して土地の高度利用による住宅等の立地の誘導を検討します。

オ 市街地等における防火機能の向上を検討します。

- ・ 市街地等において延焼防止による防火機能の向上を目指し、建築物の屋根の構造、外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分の構造を規定する区域の拡大を検討します。

③ JR後免駅を中心とする幹線道路網や交通結節機能の充実を図ります。

ア 幹線道路等の整備とともに賑わい空間の創出を図ります。

- ・ (都) 南国駅前線、(都) 高知南国線、JR後免駅前広場の整備、(都) 高知南国線の高知市方面の整備を推進し、幹線道路網の充実を図ります。
- ・ (都) 南国駅前線をシンボルロードと位置づけ、快適な道路・広場空間を整備するとともに、周辺地においてまちなか歩きルート、広場を整備し、市民・来街者が回遊する賑わい空間の創出を図ります。

イ 交通結節機能を充実し、公共交通の利用を促進します。

- ・ JR後免駅前広場の整備にあわせて、鉄道とバス、自動車、自転車との乗り継ぎのための交通空間や広場、緑地等の環境空間を整備し、交通結節機能を充実して公共交通の利用を促進します。
- ・ 土佐くろしお鉄道後免町駅、とさでん交通後免町駅の周辺に駐車場、駐輪場の立地の誘導を検討し、パークアンドライドを拡充して公共交通の利用に努めます。

④市民の憩い・交流の場の活用や公園・緑地の保全を促進します。

ア 南国中央公園は整備方針を明確化し、計画的な整備に努めます。

- ・ 南国中央公園は、市民の意向と今後のまちづくり方針を総合的に勘案しつつ長期的な観点に立って整備方針を明確化し、計画的な整備に努めます。

イ 吾岡山文化の森一帯を「スポーツ・レクリエーション拠点」として活用を促進します。

- ・ 吾岡山文化の森一帯を「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置づけ、市民のスポーツ、イベント・レクリエーション活動の拠点として活用を促進します。

ウ 南国緑地は市街地の緑地として保全を促進します。

- ・ 南国緑地は市街地の貴重な緑地であることから、保全を促進します。

⑤古くから住み続けている集落の定住環境づくりを促進します。

- ・集落定住エリアにおいて、長期的観点に立って、地域住民等との協働により狭あい道路等の改善や空き家の活用を促進します。また、空き地・未利用地等の利用を市街化調整区域の開発許可基準等に照らして検討し、一定の人口規模の確保に取り組み、地域コミュニティ機能の維持に努めます。
- ・長岡小学校、後免野田小学校付近を「集落拠点」として位置づけ、既存の生活サービス施設の保全、活用等を促進するとともに、周辺における集住への緩やかな誘導に努めます。
- ・集落周辺の優良農地、豊かな自然環境は保全を図ります。
- ・また、他地域との交流の利便性を向上させるため、(都)西山能間線の整備の推進を検討します。

⑥田園ゾーンにおいて、農業を活かした観光機能の充実を促進します。

- ・西島園芸団地、観光農園周辺を「観光・レクリエーション拠点」として位置づけ、既存の農業・園芸施設に加え、体験型農業施設や市民農園の整備により、参加型観光・交流機能の強化を促進します。また、地域内での交流人口の増加に努めて観光施設等の拡充や創出を促進し、まちの活力向上に努めます。

⑦交通要衝の立地条件を活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

- ・なんこく南インターチェンジ周辺、とさでん交通小籠通駅周辺を「産業拠点」に位置づけ、周辺の集落や農業への影響に配慮しつつ良好な操業環境の確保を促進するとともに、新たな産業の計画的な立地を検討します。
- ・市街化調整区域に位置する国道 32 号、55 号の沿道や、国道 195 号と(主)南国インター線との交差点の適地において、自然環境の保全や農業との調和を基本とし、新たな産業用地の計画的な整備を検討します。
- ・また、国道 55 号、(都)篠原小籠線に囲まれた市街化調整区域において、中心市街地に各種都市機能を集積することを基本としつつ、これを補完する商業・サービス地の形成を検討します。

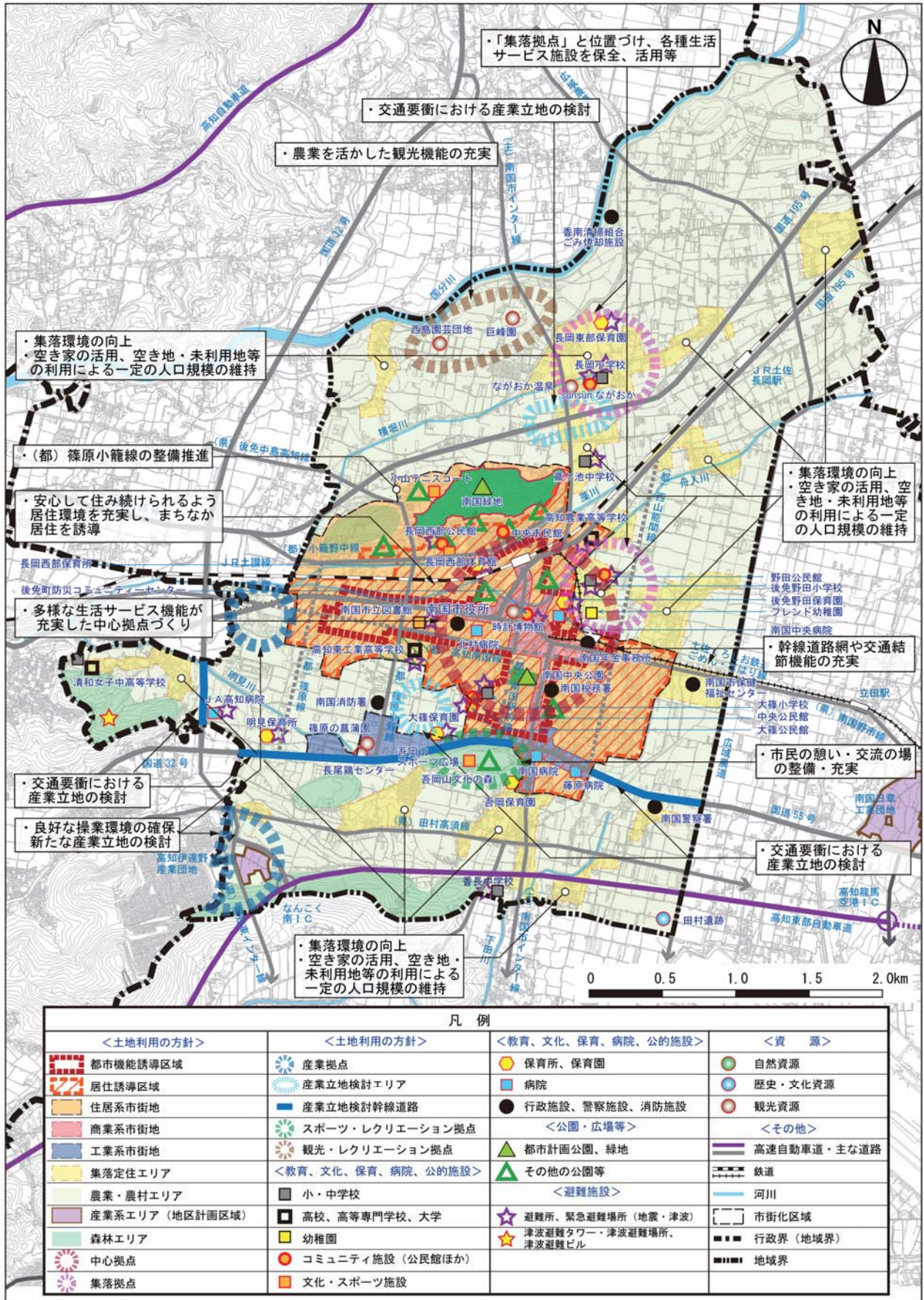


図 中央地域の地域づくり方針図

(5) 南東地域【岩村、日章、前浜地区】

1) 地域の現状等と主な課題

①地域の概況

ア 位置、特性

南東地域は本市の南東部に位置し、物部川右岸の標高約 20m未滿の平野部で構成されています。

当該地域の南側は津波浸水想定区域となり、津波避難タワー等が整備されています。

高知龍馬空港が土佐湾に面してあり、周辺に高知大学農学部、同海洋コア総合研究所、高知工業高等専門学校が立地しています。また、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、高知東部自動車道、国道 55 号が東西方向に通り、国道 55 号沿道に南国日章工業団地が建設されています。

全域が市街化調整区域で、集落は主要地方道や県道等の沿道に形成され、周辺は優良農地が広がっています。

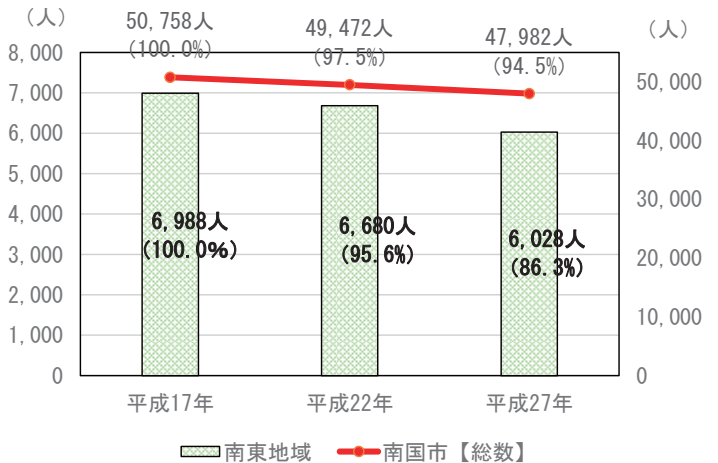


図 南東地域位置図

イ 人口の推移

平成 27 年時点の人口は 6,028 人で、10 年前（平成 17 年）の 86.3% となり、減少が続いています。

南国市（全市）における平成 17～27 年間の人口推移（94.5% に減少）より、減少率が大きくなっています。



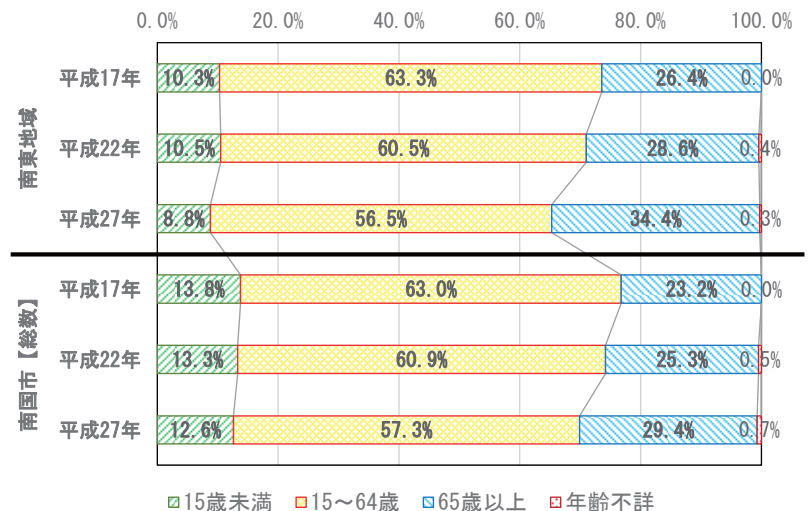
資料：国勢調査

図 人口の推移

ウ 年齢3区分別人口構成比

平成 27 年時点において、15 歳未満人口は 8.8%、65 歳以上人口は 34.4% となっています。

南国市（全市）の平成 27 年時点の 15 歳未満人口は 12.6%、65 歳以上人口は 29.4% で、この比率と比べて少子・高齢化が進んでいます。



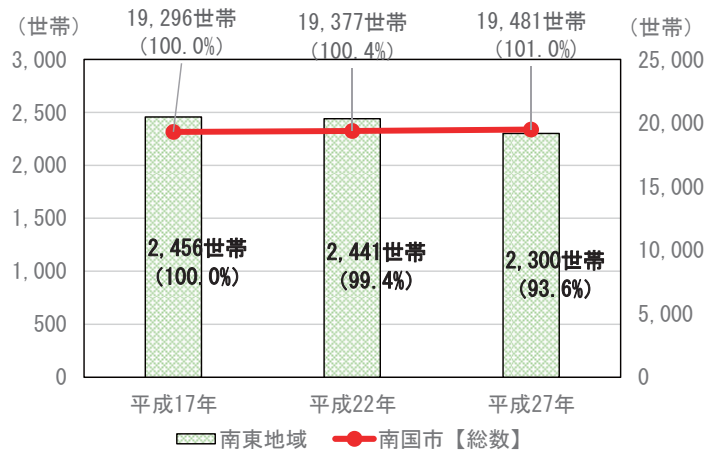
資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口構成比

工 世帯数の推移

平成 27 年時点の世帯数は 2,300 世帯で、10 年前（平成 17 年）の 93.6% となり、減少が続いています。

南国市（全市）では平成 17～27 年間に於いて、世帯数は 101.0% に微増しています。



資料：国勢調査

図 世帯数の推移

オ お住まいの周辺環境の項目別満足度【市民意向調査結果、2017（平成 29）年 8 月調査】

「田畑などの農業環境・田園風景」（+0.68）、「山林や水辺周辺の自然環境」（+0.48）などの“自然等”、「消防・救急体制」（+0.51）、「治安・交通安全対策」（+0.41）などの“安全性”はプラス（満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

一方、「電車・バスなどの公共交通の便」（-1.00）、「下水道の整備」（-0.57）、「公園や広場の整備」（-0.40）、「生活道路の整備」（-0.33）などの“快適性”や、「娯楽施設」（-0.72）、「図書館」（-0.67）、「スポーツ・レクリエーション施設」（-0.33）、「高齢者等の福祉施設」（-0.30）などの“利便性等”は多数の項目がマイナス（不満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

全市の回答でプラスの評価となっている「幹線道路の整備」「日常の買物」「病院・診療所」「幼稚園・保育所」の評価がマイナスに変化しています。

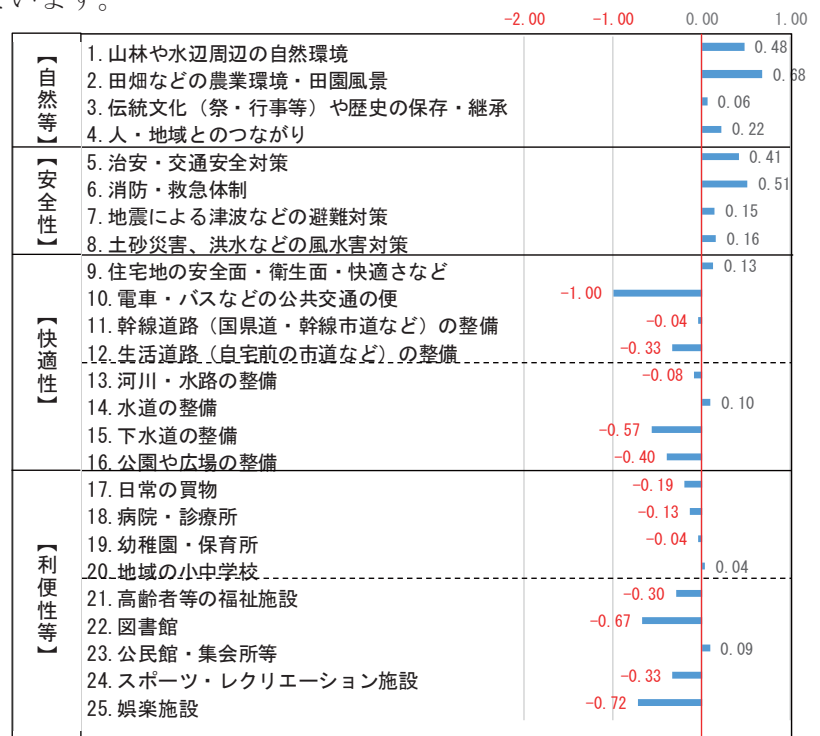


図 南東地域・回答者の集計結果

（回答票総数 146 票 = 100.0%）

注：「満足」：+2 点、「やや満足」：+1 点、「ふつう」：0 点、「やや不満」：-1 点、「不満」：-2 点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

②主な課題

南東地域の現状、住民の意向等を踏まえると、次の主な課題が整理できます。

《主な課題》

- 人口の大きな減少が続いており、地域コミュニティ機能を維持するための対応が必要になっています。
- 公共交通や下水道、公園等の整備が求められています。
- 高等教育機関や高知龍馬空港、国道55号の利便性を活かした産業の創造が望まれています。
- 南海トラフ巨大地震による津波浸水等に備えた避難対策の周知・徹底が求められています。
- 海岸等の自然環境を活かしたまちづくりが望まれています。

2) 地域づくりの目標

土佐湾、物部川の自然環境や田園環境を活しながら、心豊かに暮らし続けられる集落環境づくりと高知龍馬空港や高等教育機関の立地を活用した産学連携による研究拠点の創出を目指します。

《地域づくりのテーマ》

**海と空港を臨む田園環境に恵まれ、
心豊かな暮らしと教育研究を育むまちづくり**

3) 地域づくりの方針

“地域づくりの目標”の実現に向けて、次の“地域づくりの方針”を定めます。

《地域づくりの方針》

- ①安心して暮らし続けられる集落の定住環境づくりを促進します。
- ②高等教育・研究機関と連携する産業等の創造を検討します。
- ③物部川、海岸線の水辺や空港周辺緑地等を保全し、自然と触れ合うことができるレクリエーションエリアの形成に努めます。

①安心して暮らし続けられる集落の定住環境づくりを促進します。

ア 集落環境の向上と地域コミュニティの維持に努めます。

- ・集落定住エリアにおいて、長期的観点に立って、地域住民等との協働により狭あい道路等の改善や空き家等の活用を促進し、集落環境の向上と一定の人口規模の確保に取り組み、地域コミュニティの維持に努めます。

- ・岩村ふれあいセンター、日章小学校、大湊小学校付近を「集落拠点」として位置づけ、既存の生活サービス施設の保全、活用等を促進します。
- ・集落周辺の優良農地、豊かな自然環境は保全を図ります。

イ 津波浸水対策の充実や防災意識の向上等に取り組みます。

- ・南海トラフ地震による津波浸水想定区域においては、安全な居住地への住み替えを緩やかに誘導するため、希望者への支援に努めます。
- ・津波対策として、整備が一定完了した津波避難タワー等の緊急避難場所を活用し、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等のより一層の充実を図るとともに、津波ハザードマップの活用や避難訓練や学習会の開催等により市民の防災意識の向上に取り組みます。
- ・これらの「事前対策」に加え、集落の再整備に係る検討を含めて「応急対策」「復旧」「復興」のまちづくり計画の策定を検討します。

ウ 公共交通の確保に向けた検討を推進します。

- ・公共交通が確保できていない地域において、乗合タクシーを含め、多様な手法による移動手段の確保に向けた検討を推進します。
- ・また、中心拠点へのバスダイヤや経路等の見直しなどにより、公共交通サービスの改善を検討します。

②高等教育・研究機関と連携する産業等の創造を検討します。

ア 産学連携による研究開発・産業拠点の整備を検討します。

- ・高知龍馬空港周辺を「産学連携拠点」と位置づけ、高知大学農学部や同海洋コア総合研究所、高知工業高等専門学校と新たな企業による産学連携による研究開発・産業拠点の整備を検討します。
- ・あわせて、研究者、学生、留学生等の居住・交流エリアの整備等について検討します。

イ 交通要衝の立地条件を活かし、産業の秩序ある立地を検討します。

- ・南国日章工業団地は「産業拠点」として位置づけて早期の完成を目指し、企業誘致を促進します。
- ・国道 55 号沿道の適地や立田の工場跡地において、自然環境の保全や農業との調和を基本とし、新たな産業用地の計画的な整備を検討します。

③物部川、海岸線の水辺や空港周辺緑地等を保全し、自然と触れ合うことができるレクリエーションエリアの形成に努めます。

ア 物部川や海岸線の水辺を守り、自然と触れ合うことができるレクリエーションエリアの形成に努めます。

- ・物部川や土佐湾に面する海岸の自然環境や景観の保全に努めます。また、これらを守るための市民活動の支援を図ります。
- ・物部川沿岸・河口周辺を「水と緑の拠点」と位置づけ、海岸や物部川の自然資源や景観の保全を促進します。

イ 空港周辺緑地は、集落環境の保全のための緑地として活用を継続します。

- ・高知龍馬空港北端のやよい広場や南端のトリム広場等の「高知空港緑の広場」を保全し、集落環境の保全のための防災林や緩衝緑地として活用を図ります。

ウ 高知龍馬空港周辺の掩体群等の景観の保全に努めます。

- ・高知龍馬空港周辺の掩体群周辺は「歴史文化拠点」として位置づけ、一部を公園として保全を図るとともに、歴史的な特色を活かした景観の保全に努めます。

エ 市立スポーツセンター・グラウンドの活用を促進します。

- ・市立スポーツセンター・グラウンドは「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置づけ、市民がスポーツ等を通じて健康保持、交流する場として活用を促進します。

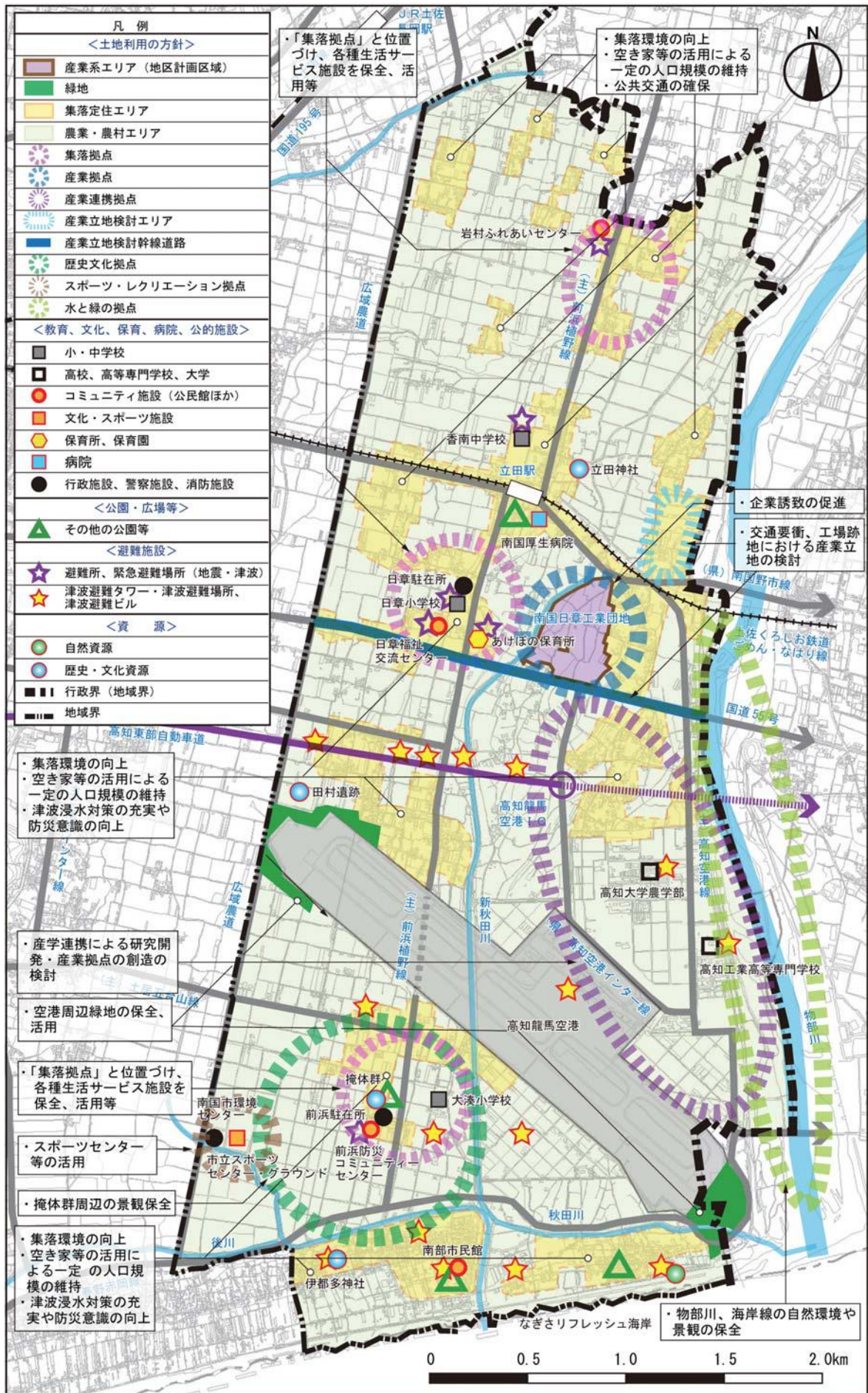


図 南東地域の地域づくり方針図

(6) 南西地域【三和、稲生、緑ヶ丘、十市地区】

1) 地域の現状等と主な課題

①地域の概況

ア 位置、特性

南西地域は本市の南西部に位置し、土佐湾に面する平野部と浦戸湾に注ぐ下田川の谷部から構成されています。

標高約 10m未滿の平野部や谷部は津波浸水想定区域になり、津波避難タワー等が整備されています。

高知市に接する緑ヶ丘は住宅市街地として、また南部には流通団地が建設され、これらの区域は市街化区域になっています。

その他の地域は市街化調整区域で、県道沿道等に集落が形成され、周辺は優良農地が広がっています。

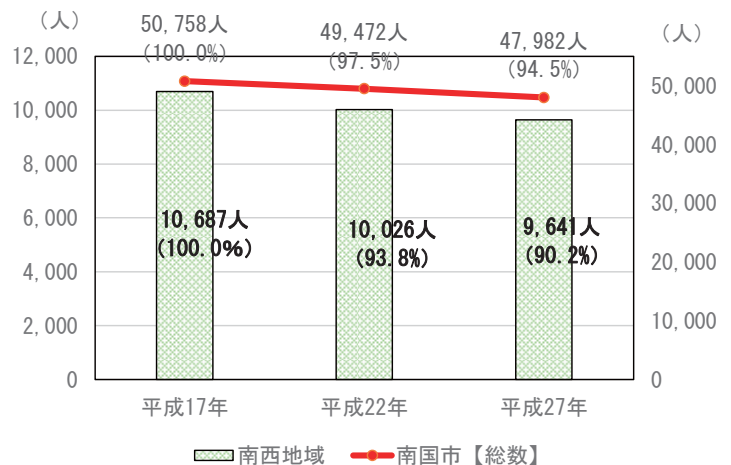


図 南西地域位置図

イ 人口の推移

平成 27 年時点の人口は 9,641 人で、10 年前（平成 17 年）の 90.2% となり、減少が続いています。

南国市（全市）における平成 17～27 年間の人口推移（94.5% に減少）より、減少率が大きくなっています。

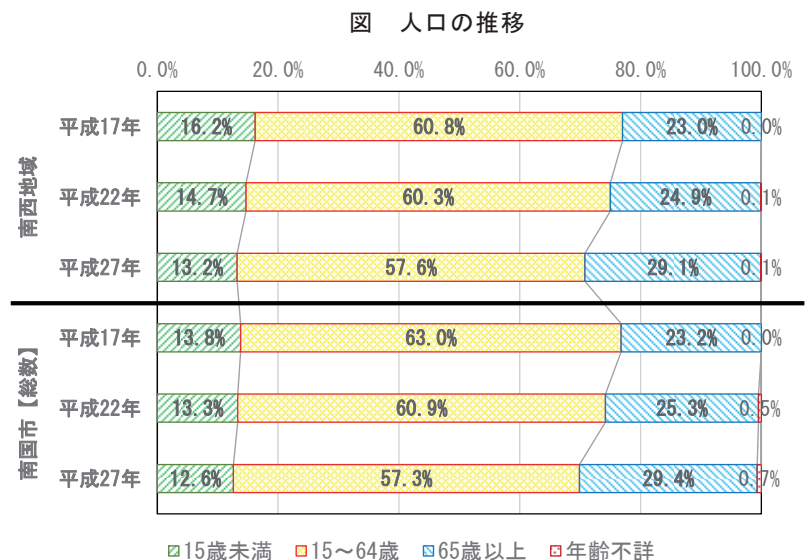


資料：国勢調査

ウ 年齢3区分別人口構成比

平成 27 年時点において、15 歳未満人口は 13.2%、65 歳以上人口は 29.1% となっています。

南国市（全市）の平成 27 年時点の 15 歳未満人口は 12.6%、65 歳以上人口は 29.4% で、この比率とほぼ同様に少子・高齢化が進んでいます。



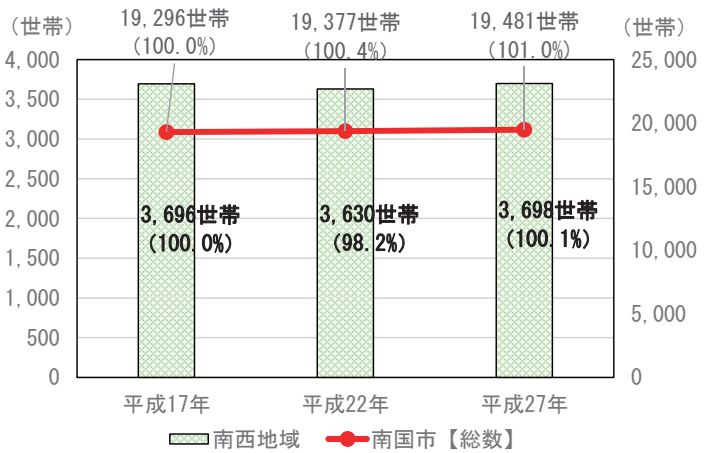
資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口構成比

工 世帯数の推移

平成 27 年時点の世帯数は 3,698 世帯で、10 年前（平成 17 年）の 100.1%となり、横ばい傾向となっています。

南国市（全市）では平成 17～27 年間に於いて、世帯数は 101.0%に微増しています。



資料：国勢調査

図 世帯数の推移

オ お住まいの周辺環境の項目別満足度【市民意向調査結果、2017（平成 29）年 8月調査】

「山林や水辺周辺の自然環境」（+0.58）、「田畑などの農業環境・田園風景」（+0.52）などの“自然等”、「治安・交通安全対策」（+0.31）などの“安全性”はプラス（満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

一方、「電車・バスなどの公共交通の便」（-1.08）、「公園や広場の整備」（-0.28）、「生活道路の整備」（-0.19）などの“快適性”や、「娯楽施設」（-0.86）、「図書館」（-0.83）、「スポーツ・レクリエーション施設」（-0.36）、「高齢者等の福祉施設」（-0.35）などの“利便性等”は多数の項目がマイナス（不満足とする回答者が多い。）の評価となっています。

全市の回答でプラスの評価となっている「地震による津波などの避難対策」「土砂災害、洪水などの風水害対策」「幹線道路の整備」「日常の買物」「病院・診療所」「公民館・集会所等」の評価がマイナスに変化しています。

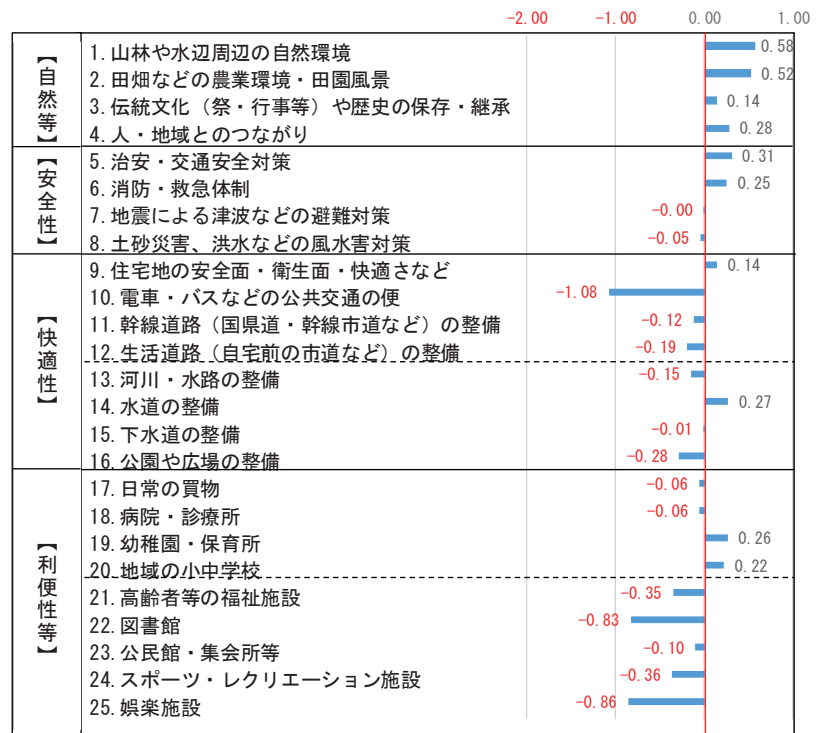


図 南西地域・回答者の集計結果

（回答票総数 272 票 = 100.0%）

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

②主な課題

南西地域の現状、住民の意向等を踏まえると、次の主な課題が整理できます。

《主な課題》

- 緑ヶ丘の市街化区域では人口の増加傾向を継続させ、一定の人口密度・規模を維持した市街地の形成が求められています。
- 市街化調整区域では人口の大きな減少が続いており、地域コミュニティ機能を維持するための対応が必要になっています。
- 公共交通や下水道、公園等の整備が求められています。
- 南海トラフ巨大地震による津波浸水等に備えた避難対策の周知・徹底が求められています。
- 海岸等の自然環境を活かしたまちづくりが望まれています。

2) 地域づくりの目標

土佐湾の幸、田園環境や農産物に恵まれ、高知市や流通団地に隣接して職住が近接している立地条件を活かし、居住、産業の拠点を維持・充実するとともに、誰もが安心して暮らし続けられる居住環境づくりを目指します。

《地域づくりのテーマ》

**海に面する自然や田園の幸に恵まれ、
誰もが安心して暮らし続けられる職住近接のまちづくり**

3) 地域づくりの方針

“地域づくりの目標”の実現に向けて、次の“地域づくりの方針”を定めます。

《地域づくりの方針》

- ①地域拠点の緑ヶ丘において、誰もが安心して住み続けられる居住環境を充実し、居住の継続支援や誘導を図ります。
- ②安心して暮らし続けられる集落の定住環境づくりを促進します。
- ③流通団地の良好な操業環境の充実を促進します。
- ④海岸線の水辺や歴史資源周辺の景観の保全等にも努めるとともに、自然と触れ合うことができるレクリエーションエリアの形成に努めます。

①地域拠点の緑ヶ丘において、誰もが安心して住み続けられる居住環境を充実し、居住の継続支援や誘導を図ります。

ア 地域住民に必要な各種の生活サービス施設の保全、充実を図ります。

- ・地域拠点の緑ヶ丘において、既存の保育施設、教育施設、商業施設の保全、機能充実とともに高齢者福祉施設、文化施設の立地や再配置を検討し、生活サービス施設の充実を図ります。

イ 緑ヶ丘において居住の継続支援や誘導を図ります。

- ・緑ヶ丘の住宅市街地において、各種の生活サービス施設の保全、充実とともに、空き家、空き地の活用等により良質な住宅地を保全し、子育て世代や高齢者等が安心して暮らし続けるための居住環境を充実し、居住の継続支援や誘導を図ります。

②安心して暮らし続けられる集落の定住環境づくりを促進します。

ア 集落環境の向上と地域コミュニティの維持に努めます

- ・集落定住エリアにおいて、長期的観点に立って、地域住民等との協働により狭あい道路等の改善や空き家等の活用を促進し、集落環境の向上と一定の人口規模の確保に取り組み、地域コミュニティの維持に努めます。
- ・三和小学校、稲生小学校付近を「集落拠点」として位置づけ、既存の生活サービス施設の保全、活用等を促進します。
- ・集落周辺の優良農地、豊かな自然環境は保全を図ります。
- ・他地域との交流の利便性を向上させるため、(都) 大津十市線の下田川架橋の整備を働きかけます。
- ・中心拠点へのバスダイヤや経路等の見直しなどにより、公共交通サービスの改善を検討します。

イ 津波浸水対策の充実や防災意識の向上等に取り組めます。

- ・南海トラフ地震による津波浸水想定区域においては、安全な居住地への住み替えを緩やかに誘導するため、希望者への支援に努めます。
- ・津波対策として、整備が一定完了した津波避難タワー等の緊急避難場所を活用し、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等のより一層の充実を図るとともに、津波ハザードマップの活用や避難訓練や学習会の開催等により市民の防災意識の向上に取り組めます。
- ・これらの「事前対策」に加え、集落や公共施設の再整備に係る検討を含めて「応急対策」「復旧」「復興」のまちづくり計画の策定を検討します。

ウ 石灰山の採掘跡地の利活用を検討します。

- ・高知東部自動車道北西側の石灰山に残されている採掘跡地は、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、災害時の避難場所や地域の産業用地としての活用等も視野に入れ、地域住民との協働により利活用の方策を検討します。

③流通団地の良好な操業環境の充実を促進します。

- ・なんごく流通団地、高知みなみ流通団地は「産業拠点」として位置づけ、周辺の集落や農業への影響に配慮しつつ良好な操業環境の確保を促進します。また、流通の近代化・高速化に対応した土地利用の再編を検討します。

④海岸線の水辺や歴史資源周辺の景観の保全等に努めるとともに、自然と触れ合うことができるレクリエーションエリアの形成に努めます。

ア 海岸の自然環境や歴史資源の景観保全、活用に努めます。

- ・土佐湾に面する海岸の自然環境や景観の保全に努めます。また、これらを守るための市民活動の支援を図ります。
- ・由緒ある琴平神社や禅師峰寺周辺は、緑豊かな自然環境を保全するとともに、土佐湾を望む眺望地点であることを考慮し、休息・交流の場としての活用を検討します。

イ 石土池の環境保全に努めます。

- ・緑ヶ丘の石土池は、水質浄化や自然環境の保全に努め、地域住民の憩いの場やレクリエーションの場等として活用を促進します。

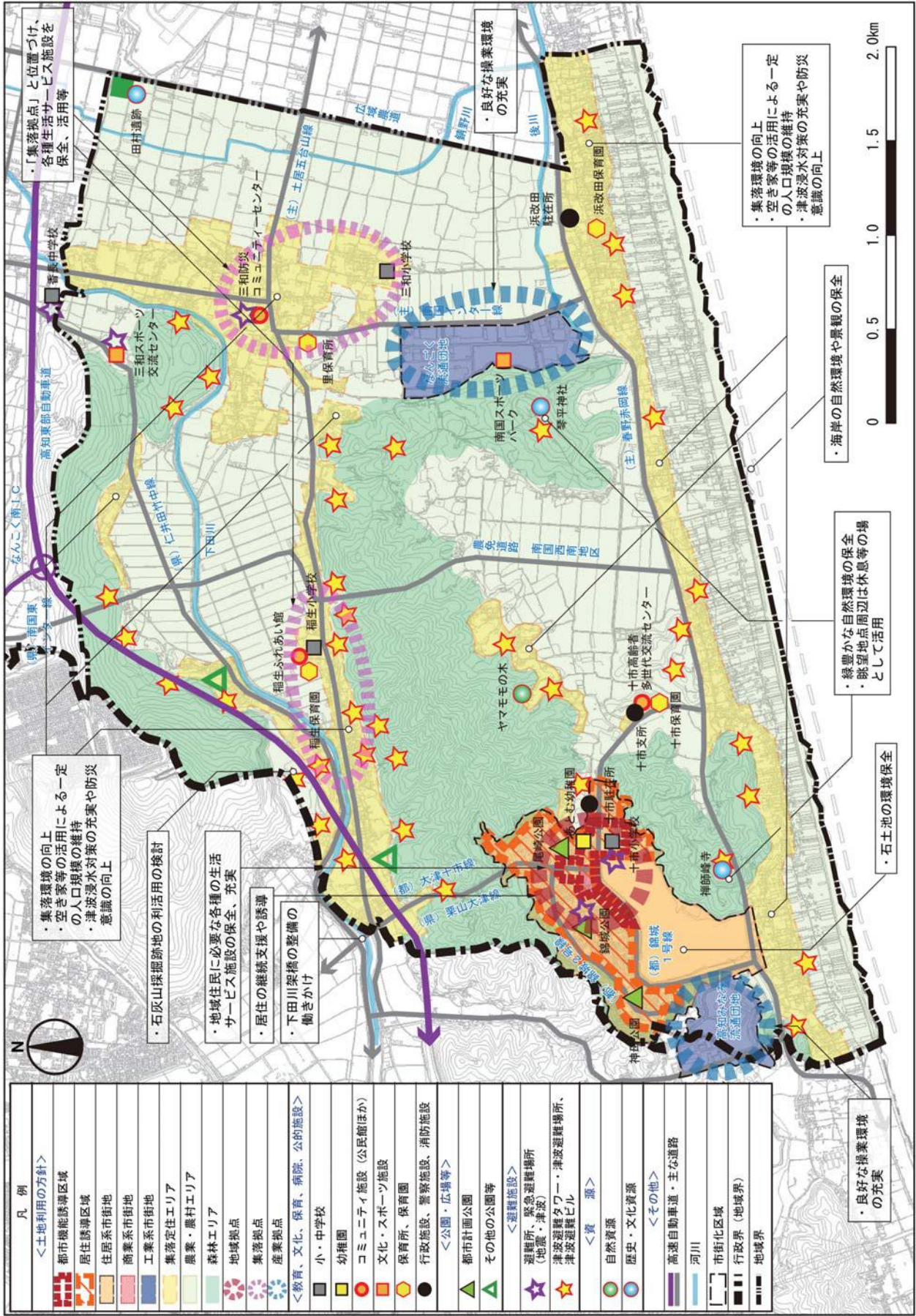


図 南西地域の地域づくり方針図

6 實現化方策

6-1 まちづくりの体制づくりに向けて

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進むなか、まちづくりにおいても行政だけでは地域の課題にきめ細かに対応することが困難になっています。安心して暮らし続けられる生活環境や魅力と活力があふれるまちを築くためには、地域の特性を活かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の参画によるまちづくりが求められています。

このことから、行政は様々な行政課題に対して計画的かつ効率的な行政運営を進める一方、市民と行政が信頼関係を持ちながら、適切な役割分担のもと、市民参画・協働を進めるとともに地域コミュニティ活動の充実を支援し、地域と行政、双方の体制づくりを進めます。

(1) 市民参画・協働の推進

本市ではこれまで各種委員会や審議会等を通じた市民参画による都市計画等の策定に努めているほか、パブリックコメント（市民意見の公募手続き）制度を導入して市民の意見を聴き、反映する機会を設けるように努めています。

また、市民の市政への参画や地域での活動を支援するためのICT（情報通信技術の略）利用方針を確立し、市民が行政に関して、直接、提案や提言できる機会を設けるように努めています。

今後においても、情報の公開を徹底し、市民が日常的にまちづくりに関心を持つことができる基盤づくりを進めるとともに、まちづくりへの市民の参画の機会を増やし、市民の意見をまちづくりに活かしていく必要があります。

①市民参画の推進

都市計画やまちづくり計画の策定においては、策定委員会やワークショップ（参加者の意見交換と共同作業による学習会）等の市民が参画できる機会を設け、決定にあたってはパブリックコメントなどの実施により、広く市民の意見を募るとともに、市民の意見が反映されるように努めます。

②協働体制の構築

地域活性化のための住民自治組織や自治活動団体などの地域の地縁組織・団体と連携し、地域における課題の解決やまちづくりについて、市民と共に考える仕組みづくりを検討します。

多様な市民ニーズや地域の課題に対応していくNPO活動やボランティア活動を支援し、市民がまちづくり活動に活躍できる環境を整えるよう努めます。

また、地域における課題の解決を目的とする市民のまちづくり活動や、市民提案型の市民協働によるまちづくり事業への助成制度について検討します。

(2) 地域コミュニティ活動の支援

本市は「地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例」を定め、地域の特徴を活かした活動及び住民の需要を満たすための活動を、自主的に実施する自治活動団体を育成することを目指しています。

しかし、全国的な人口の減少、高齢化社会の進行による地域リーダーの高齢化や後継者不足の問題、また、価値観の多様化や人口移動等に伴い地域のつながりの希薄化等がみられ、地域コミュニティの活性化等が課題となっています。

①住民自治組織の活動支援と再構築

まちづくりのための自治活動団体を中心に、基本的には地域内連携強化の方向で検討を進め、各地域での住民自治組織の再構築に取り組みます。

交流事業や文化・伝統芸能など、地域が主体となって行っているまちづくり活動等への支援を推進します。

②地域と行政との協働推進

市民によるまちづくりに関する提案について、地域の個性に応じた土地利用や建築物利用の規制・誘導を目標とする地区計画等の都市計画制度を「都市計画提案制度」に基づき適用することなどにより、まちづくりに活かすことを検討します。

【参考：都市計画提案制度について】

- ・「都市計画の決定等の提案」(都市計画法第21条の2)を土地所有者等やまちづくり法人等が一定の要件を満たしている場合に可能です。
- ・これまでの都市計画は行政主導で行われてきましたが、この制度を運用することにより、市民の皆さんの主体的なまちづくりを実現することができます。

<提案できる都市計画>

- ・南国市が決定権限を有するすべての都市計画について可能です。
⇒南国市都市計画審議会が提案内容を審議して採用又は不採用を決定します。
- ・高知県が決定権限を有する都市計画については、県に提案していただくこととなります。(ただし、高知広域都市計画区域マスタープランは対象となりません。)

(3) 行政の取組み

まちづくりや地域活性化のために、市民と行政が市や地域の現状と将来像について共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

また、行政サービスに対する需要は多様化・高度化する一方で、市の財政は一貫して厳しい状況です。こうした状況のもとで、行政需要に対応していくためには、行政評価等の制度の活用や高度なニーズに応える人材の育成、組織体制のスリム化など、継続的に改革を進めていかなければなりません。

①情報公開と広報公聴の充実

市広報紙は市民の視点に立った記事を掲載し、市民への情報発信としての広報紙の発

行に努め、市民が見やすく、読みたくなるような紙面の充実に努めます。また、スマートフォンに対応したページを構築するなど、市ホームページの充実に努めます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の1つである公式フェイスブックの更新頻度を上げることや、記事内容の多様化を図ることで、閲覧者数を増やすとともに、災害時における情報発信・収集の有効な手段として活用を図ります。

②行政改革の推進

まちづくりの施策を効率的かつ効果的に実現するため、施策についての評価及び進捗管理を行うとともに、行政評価のあり方を常に検証し、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善の4段階の繰り返しより、計画や施策を継続的に改善すること）の観点から見直しを行い、実効性のある施策の実現に努めます。

③民間活力の導入

これからのまちづくりにおいては、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、効率的・効果的なまちづくりや生活サービスの提供を図るため、民間の活力を積極的に取り入れて民間の資金やノウハウを活用するとともに行政の負担軽減などを図り、官民連携によるまちづくりを促進します。

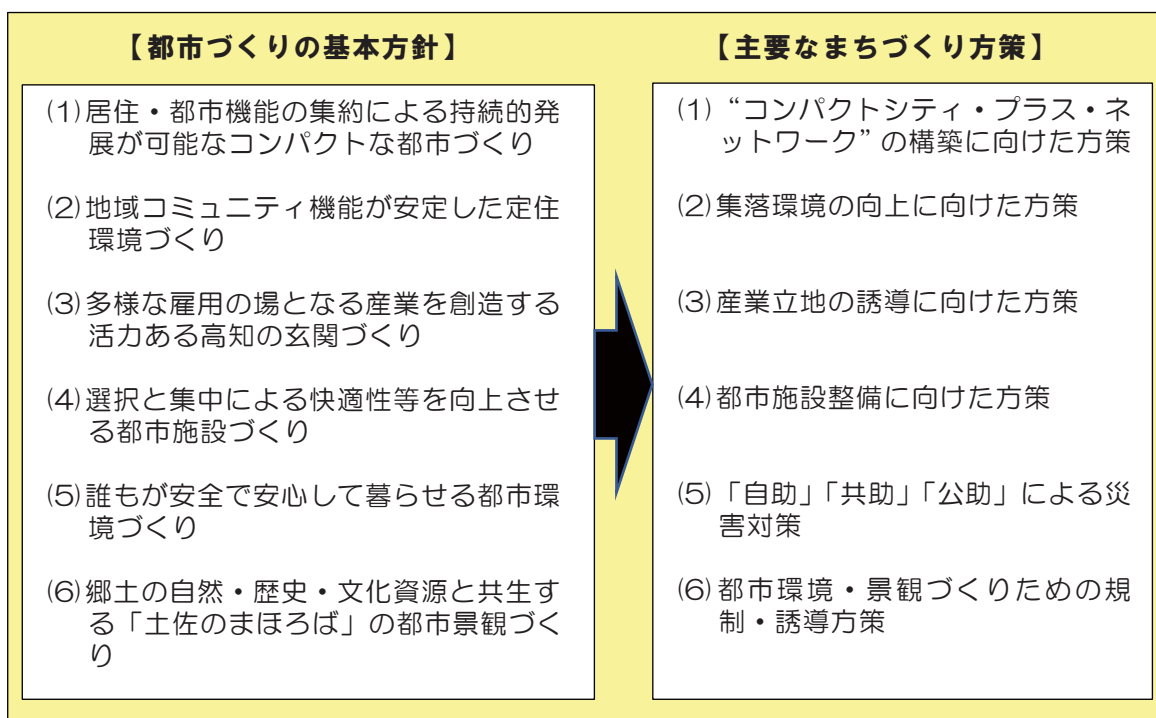
④広域連携の推進

本市及び周辺自治体のまちづくりの状況を踏まえた上で、公共施設などの整備や施設利用及び運営に対してハード・ソフト両面にわたり広域的な連携を推進することにより、施設整備などにおける投資や維持・運営面での効率化を図ります。

6-2 主要なまちづくり方策

本計画において下記の6つの「都市づくりの基本方針」を定めています。

ここでは、これらの「都市づくりの基本方針」を実現するうえで根幹となる主要なまちづくり方策について整理します。



(1) “コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の構築に向けた方策

本市は、全国と同様に人口減少や少子高齢化に伴う市街地の空洞化や生活サービス機能の低下、また地域活力の低下等の課題が懸念されています。このことから、南国市立地適正化計画を策定し、「高齢者など誰もが、住み慣れた郷土で、いつまでも安全で心豊かに暮らし続けることができるまち“なんこく”づくり」に取り組むこととしています。

この計画に基づき、いつまでも暮らしやすいまち“コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の構築を図ります。

1) 南国市役所周辺等の都市機能誘導区域における整備方策

①南国市立地適正化計画に基づく「届出」制の活用による都市機能の集積

南国市役所周辺の都市機能誘導区域において、子育て支援や高齢者福祉を中心として、医療、福祉、商業、文化、行政等の都市機能の集積を図ることを方針とし、誘導施設（病院、スーパーマーケット、銀行、図書館、地域交流センター、まちおこしセンター）を定めています。

また、緑ヶ丘周辺の都市機能誘導区域において、既存の保育施設、教育施設、商業施設の保全、機能充実とともに高齢者福祉施設、文化施設の立地や再配置を検討し、生活サービス施設の充実を図ることを方針とし、誘導施設（スーパーマーケット、金融施設）を定めています。

これらの誘導施設に対しては、都市機能誘導区域外での建設等について届出が義務づけられており、この届出制を活用して動向を把握するとともに都市機能誘導区域への立地を誘導します。

②国の支援を受けて取り組む生活サービス施設の整備

国の補助事業である都市再構築戦略事業により、教育文化施設（図書館）の移転整備、まちおこしセンター、地域交流センターの整備を実施します。また、今後も国の支援事業等の導入を必要に応じて検討します。

③中心拠点の都市空間の整備

都市再構築戦略事業等により、J R 後免駅や南国市役所周辺を中心拠点において、（都）南国駅前線、（都）高知南国線の街路整備のほか、J R 後免駅前広場やまちなか歩きルート上の情報板、ポケットパークの整備を実施します。また、今後も国の支援事業等の導入を必要に応じて検討します。

④その他の整備

都市機能誘導区域内において、国の財政上、金融上、税制上の支援措置や、市が国の支援を受けて行う施策を、今後、誘導施設の立地動向を見定めつつ適切な時期に活用します。

本市が独自に検討する施策として、今後の誘導施設の立地動向を見定めつつ、市は独自に、「用地の土地利用規制の緩和」、「円滑な事業への支援策」、「行政手続きの簡素化・円滑化などの支援策」を必要に応じて検討します。

また、（都）南国駅前線、（都）高知南国線の整備にあわせて沿道等において、用途地域等の見直しを必要に応じて検討するとともに、南国市空き家等対策計画の結果や南国市空き家バンク制度、南国市中心市街地活性化事業を活用し、空き地・空き店舗の活用や低・未利用地等の土地の高度利用等を促進し、民間活力による商業・余暇施設等の多様な生活サービス施設の立地誘導に努め、魅力を感じる賑わい空間の創出を図ります。

2) 南国市役所周辺等の居住誘導区域における整備方策

①南国市立地適正化計画に基づく「届出」制の活用による居住の緩やかな誘導

一定規模以上の住宅地開発や住宅建設等に対しては、南国市役所周辺、緑ヶ丘周辺の居住誘導区域の外での建設等について届出が義務づけられており、この届出制を活用して動向を把握するとともに居住誘導区域への居住を緩やかに誘導します。

②国の支援を受けて取り組む都市機能の整備

都市再構築戦略事業等により（都）南国駅前線、（都）高知南国線の街路整備のほか、J R 後免駅前広場やまちなか歩きルート上の情報板、ポケットパークの整備事業を実施し、良質な住まいづくりを図ります。

また、都市再構築戦略事業により教育文化施設（図書館）の移転整備、まちおこしセン

ター、地域交流センターの整備事業を実施し、魅力ある市街地環境づくりを図ります。また、今後も国の支援事業等の導入を必要に応じて検討します。

③その他の整備

居住誘導区域内において、国の財政上、金融上、税制上の支援措置や、市が国の支援を受けて行う施策（各種事業）を、今後、居住動向を見定めつつ適切な時期に活用することとします。

本市が独自に検討する施策として、子育て世代や若者等の転入・転居が行われている現状を踏まえ、今後もこの動向が継続するよう、また子育て世代や若者等が住み続けることができるよう、子育て環境の保全、充実を目指し、「保育施設等の充実」、「教育施設の充実」を長期的な観点から検討します。

また、良質な住まいづくりを目指し、今後の住宅・住宅地の立地動向を見定めつつ、「住宅地供給に資する円滑な事業化への支援策」、「住宅建設事業に向けての行政手続きの簡素化・円滑化などの支援策」を長期的な観点から検討します。また、南国市空き家等対策計画の結果や南国市空き家バンク制度等を活用し、空き地・空き家の活用や低・未利用地等の土地の高度利用等を促進し、民間活力により良質な住宅・住宅地の供給に努めます。

3) 地域公共交通網の形成施策

南国市地域公共交通網形成計画において、下記の基本方針、目標、事業を定めており、これらの実現化に取り組みます。

表 基本方針及び目標と具体的事業の体系

基本方針	目標	事業内容	
1 地域を支える利便性が高く持続可能な公共交通	1 社会の変化に応じた公共交通ネットワークの構築	事業①	収支率・乗車密度を踏まえた路線の見直し
		事業②	交通モードの変更
		事業③	重複区間におけるダイヤや運行形態の見直し
		事業④	交通結節点における乗継改善
	2 交通空白地域における移動手段の確保	事業①	中心拠点及び地域拠点と集落を結ぶ最適な交通手段の検討
	2 まちづくりと連携し、地域の魅力や活力を高め、ひとの交流を促す公共交通	1 中心拠点や地域拠点への公共交通による来訪促進	事業①
事業②			交通結節点の連携強化及び整備
事業③			広域的な高速交通体系の活用
2 観光客に対する情報提供とサービス向上		事業①	観光客への情報提供
		事業②	観光地へのアクセス改善
		事業③	観光客への情報提供
3 地域との連携による公共交通の利用促進	1 公共交通に対する認知度向上と理解促進	事業①	公共交通に関する情報発信
		事業②	地域との積極的な対話の実施
	2 公共交通利用促進策の推進	事業①	地域と協働で取り組む公共交通利用促進
		事業②	公共交通の運行見直し手順の作成

(2) 集落環境の向上に向けた方策

集落が位置する市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域とする。」と定められ、優良農地、豊かな自然環境の保全とともに、市街地や都市機能の無秩序な拡大を抑制することが求められています。このことから、市街化につながるおそれがある開発行為や建築行為は制限（不許可）されています。

しかし、本市では人口の半数以上が市街化調整区域に居住し、人口減少が続いて地域コミュニティ機能の維持が危惧されています。また、集落において狭あい道路や公園・広場の不足、空き家や空き地・未利用地の発生等の課題があります。

一方、都市計画法第34条により“市街化調整区域における開発許可の基準”が定められ、この基準に適合する開発行為等は許可されます。このことから、集落環境の向上に資する方策として、この“市街化調整区域における開発許可の基準”を適正に運用することが考えられます。

これらのことを踏まえ、集落環境の向上に向けた方策として、優良な農地等や森林の保全など、農林漁業との健全な調和を図った上で、地域住民が主体となった“1) 空き家の有効活用”、“2) 集落拠点周辺エリア等における開発許可基準の運用”、“3) その他”の3つの方策に取り組みます。

1) 空き家の有効活用

空き家の有効活用は、新たな開発行為、建築行為を伴わず、既存のストックを活用した方策です。

南国市空き家等対策計画の活用や南国市空き家バンク制度の充実など空き家の情報提供や利用システムを充実し、本市へのU I Jターンを希望する人や南海トラフ地震対策として住居移転を希望する人等を対象に、賃貸や売買を希望する空き家の活用を促進し、一定の人口を確保して地域コミュニティ機能の維持に努めます。

また、既に実施している空き家活用促進事業費の活用を今後も検討し、市が空き家を借り上げ、改修して市営住宅として移住者等へ貸し出しすることにより地域の活性化に努めます。

2) 集落拠点周辺エリア等における開発許可基準の運用

市街化調整区域における開発行為等は、都市計画法により下表《市街化調整区域における開発許可の基準【概要】》に整理している要件に該当することが許可基準となっています。

2018（平成30）年4月に、高知県から南国市へ、都市計画法に基づく開発許可等の権限が移譲されました。これに伴い、本市は南国市独自の市街化調整区域の許可の基準を定める条例（南国市都市計画法施行条例）に、次のような新しい許可基準を追加し、本市の地域特性に応じたまちづくりに対応するための基準を設けています。

【追加した住宅に関する主な許可の基準】

- ・ 条例で定めた集落拠点周辺エリア（概ね、本計画で定める「集落定住エリア」）にある既存の宅地、雑種地（不動産登記法上の地目が2017（平成29）年1月1日時点において宅地、雑種地であること）に住宅が建てやすくなりました。（第13条第9号）
- ・ 空き家や持ち家など合法的な住宅であれば、第三者が所有し居住するための用途変更の許可が下りやすくなりました。（第13条第11号）

今後、この開発許可基準を適正に運用するとともに、集落の幹線的な道路のうち狭い道路については、地域住民の要請や関係権利者等からの用地提供など、地域住民との協働により拡幅整備を必要に応じて検討します。

また、既存集落においてスプロールの防止やゆとりある居住環境の形成等を目的とする秩序あるまちづくり計画について、高知県の「市街化調整区域における地区計画の策定の指針について」との整合性を確認した上で地区計画又は集落地区計画を検討し、その地区計画又は集落地区計画を定めた場合、この計画内容に適合する建築物等を建築する開発行為が許可されます。

《市街化調整区域における開発許可の基準【概要】》
（都市計画法第34条）

第1号	学校、社会福祉施設、医療施設等の公益施設、及び日常生活に必要な物品の販売、加工修理の店舗等
第2号	鉱物資源、観光資源等の有効な利用に必要な建築物等
第3号	温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする法令で定める事業の用に供する建築物等
第4号	農林業用施設、農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等
第5号	「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に係る所有権移転等促進計画に適合する一定の開発計画
第6号	中小企業の共同化、集団化のための建築物等
第7号	既存工場と密接な関連を有する建築物等
第8号	危険物の貯蔵、処理に供する建築物等
第9号	沿道サービス施設等の建築物
第10号	地区計画、集落地区計画に定められた建築物等
第11号	条例で指定する地域内で行う開発行為（市街化区域に隣接又は近接し、50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する地域）
第12号	条例で目的又は予定建築物の用途を限り定めたもの
第13号	既存権利者の自己用建築物等の用に供する開発行為
第14号	前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て許可するもの

※表中の要件に該当する開発行為が許可されます。

《南国市都市計画法施行条例第13条【概要】》

第1号	分家住宅
第2号	線引き前宅地
第3号	収用代替
第4号	用途の変更を伴わない既存建築物の増改築
第5号	地区集会所等
第6号	大規模指定集落の自己用住宅
第7号	大規模指定集落の業務用建築物
第8号	災害危険区域等に存する建築物の移転
第9号	集落拠点周辺エリアの住宅
第10号	集落拠点周辺エリアの業務用建築物
第11号	既存の建築物の用途変更

3) その他

上記以外に、南国市長は高知県開発審査会の議を経て、「市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為」について、開発許可基準を適正に運用して許可します。

(3) 産業立地の誘導に向けた方策

市街化調整区域において、新たな都市的土地利用（住宅・商業・工業用地等）のうち、住宅地以外で流通業務施設等の都市活動に利用すべきものについては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、例えば地区計画などを活用し、誘導・支援を図ることが考えられます。

このことを踏まえ、「産業立地検討エリア」、「産業立地検討幹線道路」沿道、「産学連携・研究学園検討エリア」の適地において、民間等から産業立地の要請があり、その立地の適合性と実現性が確認でき、かつ農林業との調整が整っている場合において、地域住民との合意形成を前提として「地区計画」の都市計画決定を検討します。ただし、高知県の「市街化調整区域における地区計画の策定の指針について」に関する協議が必要となります。

この「地区計画」に基づき、この「地区計画」が定める内容に適合する産業団地等（土地利用、施設等）の開発行為、建築行為については、その実施を検討します。

(4) 都市施設整備に向けた方策

1) 道路

幹線道路において、(都) 南国駅前線、(都) 高知南国線を都市再構築戦略事業等により整備を図るとともに、その他の都市計画道路についても社会資本整備総合交付金事業等の国の支援事業を活用して整備を推進します。また、国道、県道等については関係機関に整備を要請するとともに、隣接都市に対しても関連する幹線道路の整備を働きかけます。

生活道路のうち狭あい道路は、国の支援事業である狭あい道路整備等促進事業等を活用し、地域住民の要請や民間からの用地提供など、地域住民との協働により拡幅整備を今後も必要に応じて検討します。

2) 公園・広場

都市計画公園である南国中央公園は、長期的な観点に立って整備方針を明確化し、社会資本整備総合交付金事業等の国の支援事業を活用して計画的な整備に努めます。

市街地内の街区公園等は、篠原土地区画整理事業等の面的な開発事業にあわせて整備に努めます。

また、空き地や空き家等を活用したまちなか広場の整備方策を検討し、長期的な視点に立って地域住民との協働によりまちなか広場の整備に努めます。

3) 下水道

浦戸湾東部流域下水道関連南国処理区、十市地区下水道の公共下水道事業計画区域において公共下水道の整備事業を推進します。

また、新川、篠原、明見西排水区の大雨等による浸水解消を目指し、計画的な整備に取り組みます。

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の地域においては、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(5) 「自助」「共助」「公助」による防災対策

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまく連携しないと大規模広域災害直後の防災対策がうまく働かないことが強く認識されました。

この教訓を踏まえ、まずは自分自身で身を守る「自助」、その上で地域コミュニティで助け合う「共助」、そして行政が実施する「公助」による防災対策に取り組みます。

1) 自助

「自助」とは、“自らの命は自らが守る”ことで、市民が日頃からの備えや防災情報を理解することが大切になります。

市は、自助力の向上を啓発するため、津波ハザードマップなどの各種ハザードマップ等により災害発生状況の予測、緊急避難場所や防災グッズ等の情報を提供しています。

地震対策として、南国市住宅等耐震改修補助金や家具転倒予防器具等取付事業を引き続き実施します。

また、避難に対する市民の意識の向上を図るため、災害ごとの避難勧告等の基準を明確にするとともに、避難勧告等の発令基準や発令した際の情報伝達の文言等のマニュアル化を図ります。

2) 共助

「共助」とは、“災害時に近隣が助け合って地域の人々を守る”ことで、地域の自主防災組織の充実等が求められます。

市は、「共助」の観点から、自主防災組織の結成の支援や若い世代のリーダー育成を促進します。また、主体的に迅速な避難行動を起こすことができるよう各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を図ります。

3) 公助

南海トラフ地震対策として、沿岸部では津波から概ね5分で避難可能となる緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定終了しました。今後は地域津波避難計画に基づき、緊急避難場所への迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等の整備を図ります。

国や県などの関係機関と連携し、治山・治水等の対策を促進します。

また、南国市役所等の防災拠点、救援物資等の集積拠点、災害医療拠点の防災機能の充実や、災害時におけるライフライン関係施設の確保を促進します。

さらに、災害発生時における業務を継続するための業務継続計画の確認・検証を行うとともに、災害発生後からの復旧、復興に向けての対応について、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、「応急復旧」「復旧」「復興」の計画づくりの策定に取り組みます。

(6) 都市環境・景観づくりのための規制・誘導方策

本市の都市計画区域（市街地ゾーン・田園ゾーン）は高知広域都市計画区域マスター

プランに基づき、市街化区域と市街化調整区域とに区域区分が定められています。

市街化区域においては1) 中心市街地や周辺の環境づくり、市街化調整区域においては2) 環境保全を図るとともに、3) 都市景観の形成を検討します。

これらにより、本市の良好な市街地環境、集落環境、農業環境、自然環境の保全、形成を促進し、市民との協働により、郷土で受け継がれた自然・歴史・文化資源の保全と活用を促進します。

1) 市街化区域・中心市街地の環境づくり

市街化区域では、南国市役所周辺の中心拠点において都市再構築戦略事業等を活用しつつ賑わいを感じる道路空間・広場の景観や沿道の魅力、愛着を感じるまちなみ景観の形成に努めます。

また、中心拠点周辺においては、用途地域を基本として地区計画や建築協定等の適用を検討し、良好な市街地環境の形成等に努めます。

2) 市街化調整区域における環境保全

市街化調整区域では、市街化調整区域における開発許可の基準や農地法、森林法等を適正に運用し、優良農地や豊かな自然環境、固有の歴史・文化環境の保全と活用に努めます。

3) 都市景観の形成

上記の環境づくりや環境保全を基本として景観法に基づく景観計画の策定を検討し、景観計画区域、景観の形成方針等を定めるとともに、景観地区（市街地の良好な景観の形成を図る地区）、景観重要建造物・樹木の指定や、住民合意による景観協定等の適用を検討します。

6-3 都市計画マスタープランの見直し

南国市都市計画マスタープランは2038(令和20)年を目標年次とする長期的な計画です。

このことから、今後のまちづくりにおいては、社会経済情勢や本市及び地域を取り巻く環境の変化等に的確に対応しながら、各種の施策や事業を的確に実施していくことが重要となります。

このことを踏まえ、まちづくりを進めていく上においては、本市や地域の実状や施策・事業の成果進捗状況を把握するとともに、本市の総合計画や高知広域都市計画区域マスタープラン等との整合を確認しつつ、本計画の評価・検証を適宜に実施し、市民等の意見を聴きながら必要な見直しを行います。

參考資料

参考資料

市民アンケート調査

1. 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、南国市都市計画マスタープランの改定に際し、より良いまちづくりを進めるため、市民の皆さまのお考えを広くお聴きし、計画づくりのための基礎的な資料として活用させていただくことを目的としています。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	15歳以上の市民（男女）
対象者抽出法	無作為抽出（住民基本台帳より）
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査期間	平成29年8月18日（金）～平成29年8月31日（木）

(3) 調査の内容

- ①回答者の属性（5項目）
- ②回答者や家族の買物・余暇活動等の場所、選ぶ理由、交通手段（5項目）
- ③南国市の暮らしやすさ、お住まいの環境、今後の居住地の意向（5項目）
- ④南国市の将来像のイメージ、まちづくりの方向性、まちづくりの参加（8項目）
- ⑤自由意見

(4) 配布数及び回収結果

項目	票数、比率
配布数	3,000票
回収票数	1,197票
回収率	39.9%

備考：必要標本数は、通常の社会調査の信頼度（95%）や精度（3%）等を条件として算定すると、市民47,912人（平成29年8月末）に対して1,044票となります。本調査結果はこの必要標本数を上回っており、通常の社会調査の信頼度、精度が確保されています。

2. 調査の結果

(1) 回答者の属性

① 性別【問1-1、単一回答】

■ 女性が43.3%、男性が32.2%となっています。

性別は、回答票総数1,197票(100.0%)のうち、「女性」が43.3%、「男性」が32.2%、無回答が24.5%となっています。

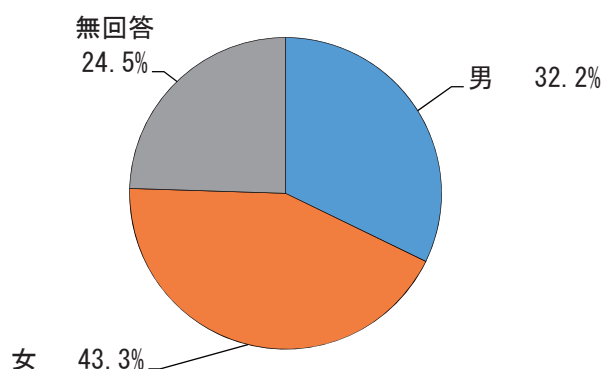


図 性別 (回答票総数 1,179 票=100.0%)

② 年齢【問1-2、単一回答】

■ 「60歳代」が28.0%で最も多く、「60歳代」以上が計41.5%となっています。

年齢は、「60歳代」が28.0%で最も多く、「70歳以上」が13.5%、「60歳代」以上が計41.5%となっています。

2番目に「50歳代」が16.5%、次いで40歳代」が16.0%となり、「30歳代」～「50歳代」の計44.8%となっています。

一方、「15～19歳」が4.3%、「20歳代」が8.6%となっています。

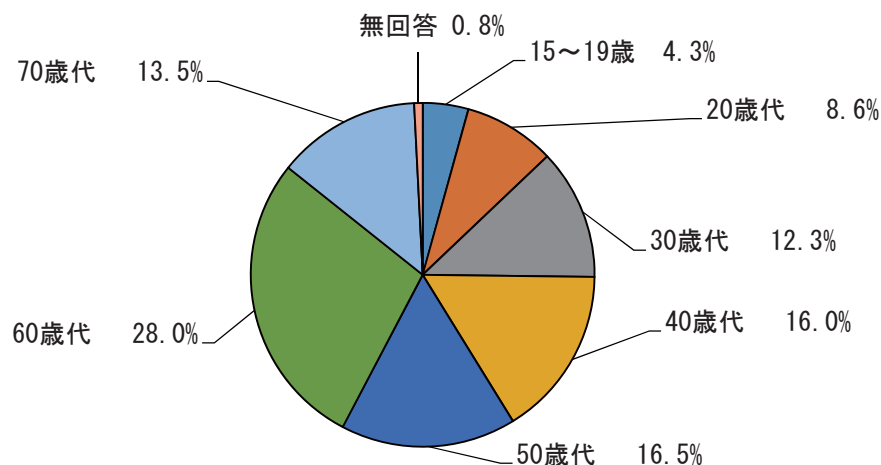


図 年齢 (回答票総数 1,197 票=100.0%)

③ 職業【問1-3、単一回答】

■ 「常勤の勤め人」が36.3%で最も多くなっています。

職業は、「常勤の勤め人（会社員・公務員・団体職員など）」が36.3%で最も多く、次いで「無職」が15.9%、「家事専業（主婦など）」が13.5%などとなっています。また、「パート・臨時の勤め人」が12.9%、「農林漁業（専業、家族従業者を含む）」が5.9%、「自営業」が6.4%、「学生」が5.6%となっています。

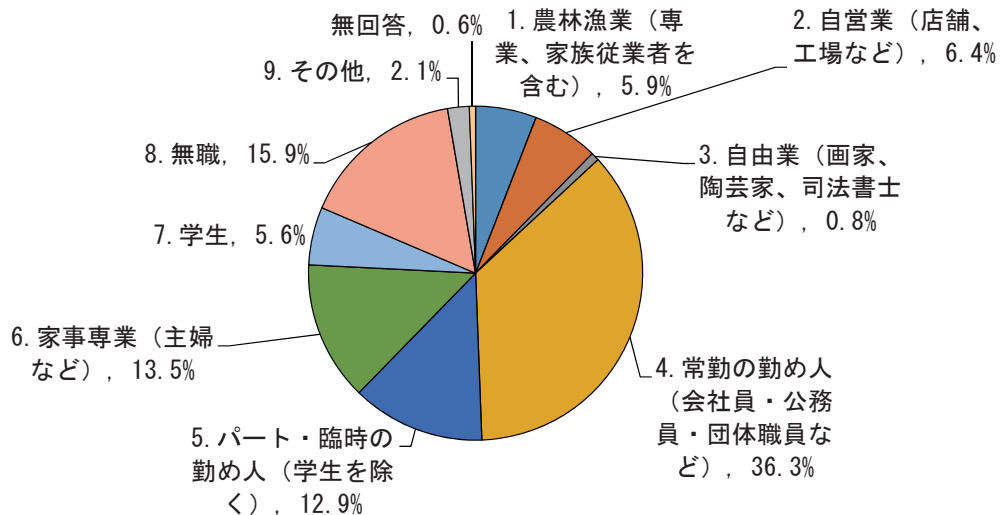


図 職業（回答票総数 1,197 票=100.0%）

④ 居住地【問1-4、単一回答】

■ 「大篠」、「長岡」、「岡豊」が計44.1%と多くなっています。

居住地は、「大篠地区」が25.5%で最も多く、次いで「長岡地区」が9.7%、「岡豊地区」が8.9%と多く、他の13地区は1.2%~7.4%となっています。

この比率は、平成29年8月末時点の行政区別人口の比率と比較すると、一部の地区を除いて概ね合致しています。

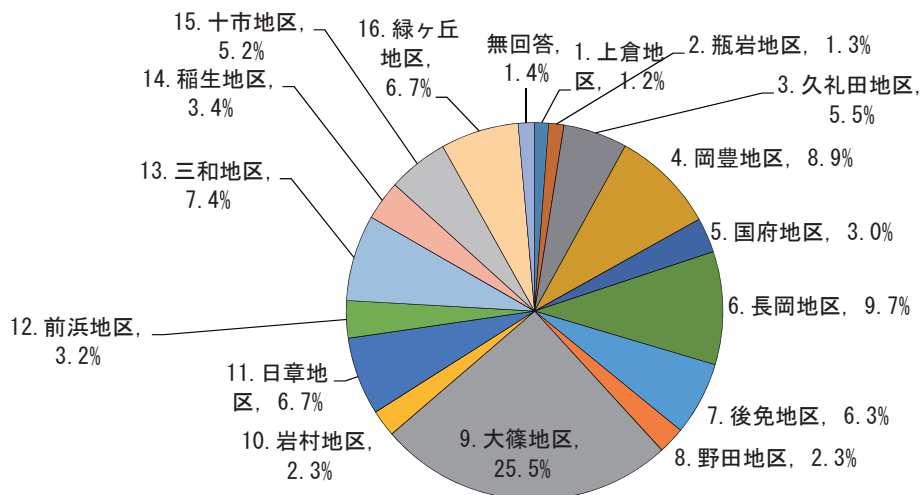


図 居住地（回答票総数 1,197 票=100.0%）

平成29年8月31日現在の「行政区別人口統計表」

地区	上倉	瓶岩	久礼田	岡豊	国府	長岡	後免	野田	大篠
人口	713	505	2,426	4,349	1,549	6,647	479	1,193	14,100
比率	1.5%	1.1%	5.1%	9.1%	3.2%	13.9%	1.0%	2.5%	29.4%
	岩村	日章	前浜	三和	稻生	十市	緑ヶ丘		計（全市）
人口	908	3,789	1,235	2,927	1,654	1,829	3,609		47,912
比率	1.9%	7.9%	2.6%	6.1%	3.4%	3.8%	7.5%		100.0%

⑤ 世帯の家族類型【問2、単一回答】

■ 「親と子の世帯」、「夫婦のみの世帯」、「親・子・孫の世帯（三世代同居）」が計 87.6% となっています。

世帯の家族類型は、「親と子の世帯」が 53.2%、「夫婦のみの世帯」が 23.0%と多く、以下「親・子・孫の世帯（三世代同居）」が 11.4%となっています。

一方、「単身世帯（一人暮らし）」が 8.9%となっています。

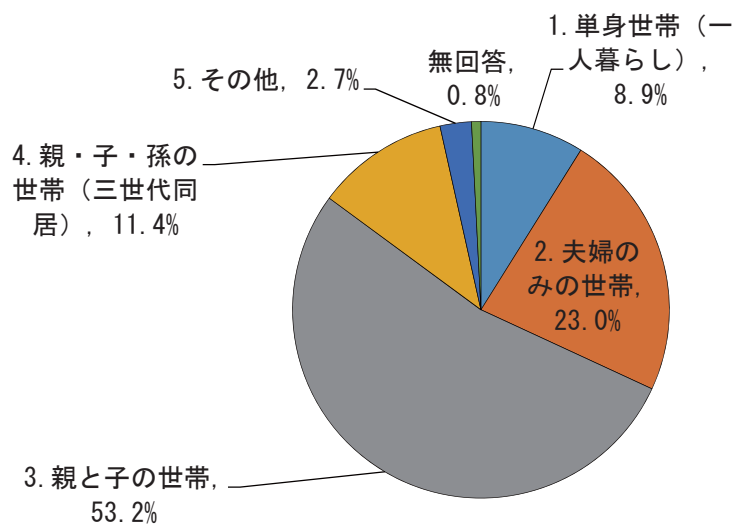


図 世帯の家族類型（回答票総数 1,197 票=100.0%）

(2) 回答者や家族の買物・余暇活動等の場所、選ぶ理由、交通手段

注：この項目については、回答者から買物等のすべての行動について回答（複数回答）していただいたもので、比率は回答件数（回答者が複数回答を合計した件数）の総数を100%とする構成比です。

① 食料品・日用雑貨【問3-1、複数（全て）回答】

ア よく利用する場所

■ 「後免町やその周辺地域の店舗」が26.7%で最も多く、南国市内の3地点（合計）が65.5%となっています。

食料品・日用雑貨の買物によく利用する場所は、「後免町やその周辺地域の店舗」が26.7%、「国道55号沿道の店舗」が20.8%、「地元地域の店舗」が18.0%と比較的多くなっています。これらの南国市内の3地点を合計した構成比が65.5%を占めています。

一方、南国市外では「高知市内の店舗」が17.9%、「インターネット・通信販売など」が6.2%となっています。

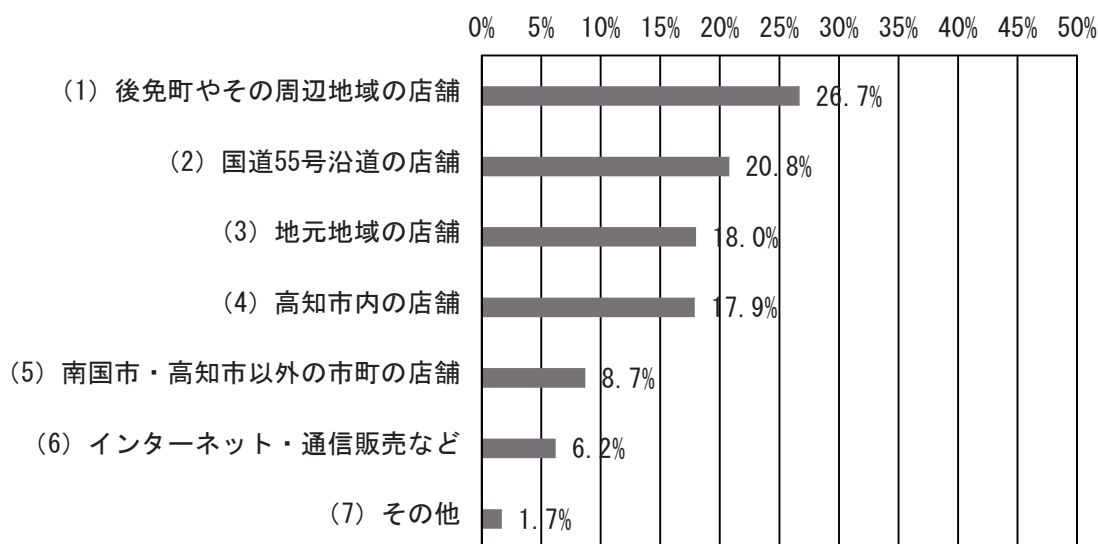


図 食料品・日用雑貨の買物によく利用する場所
(回答件総数 2,213 件=100.0%)

イ 選ぶ理由

■ 「何でもそろう」、「交通の便がよい」が各々28.8%、25.0%と多くなっています。

選ぶ理由は、「何でもそろう」が28.8%、「交通の便がよい」が25.0%と多く、次いで「値段が安い、手ごろ」が22.4%、「職場や学校からの帰りに寄りやすい」が15.6%などとなっています。

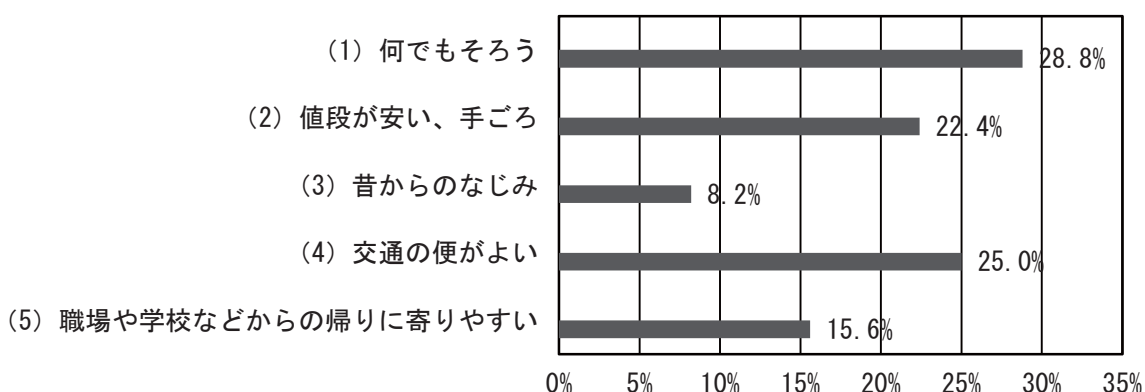


図 食料品・日用雑貨の買物場所を選ぶ理由
(回答件総数 1,960 件=100.0%)

ウ 交通手段

■ 「自動車」が69.1%となっています。

交通手段は、「自動車」が69.1%と多く、次いで「自転車」が12.6%、「徒歩」が10.3%となっています。

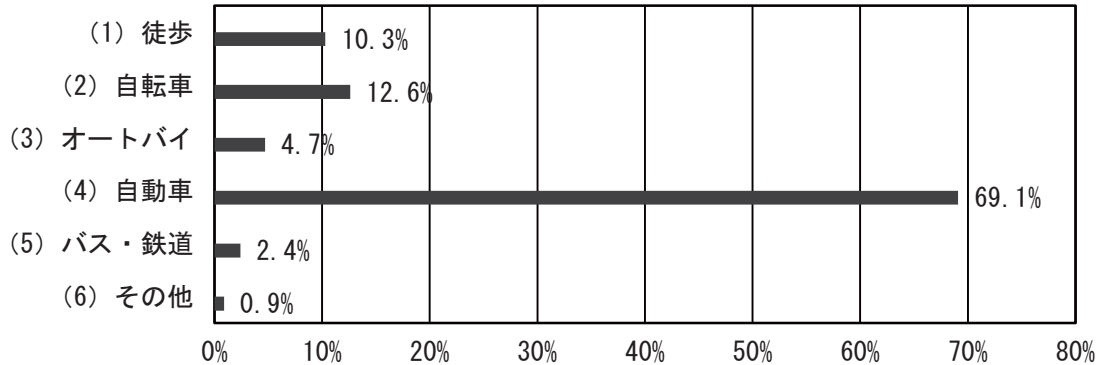


図 食料品・日用雑貨の買物の交通手段
(回答件総数 1,479 件=100.0%)

② 服等のファッション関係【問3-2、複数(全て)回答】

ア よく利用する場所

■ 「高知市内の店舗」が38.0%で最も多く、南国市内の3地点(合計)が32.6%となっています。

服等のファッション関係の買物によく利用する場所は、「高知市内の店舗」が38.0%で最も多く、次いで「インターネット・通信販売など」が17.5%となっています。

一方、南国市内では、「国道55号沿道の店舗」が16.3%、「後免町やその周辺地域の店舗」が10.3%、「地元地域の店舗」が6.0%で、これら南国市内の3地点を合計した構成比が32.6%となっています。

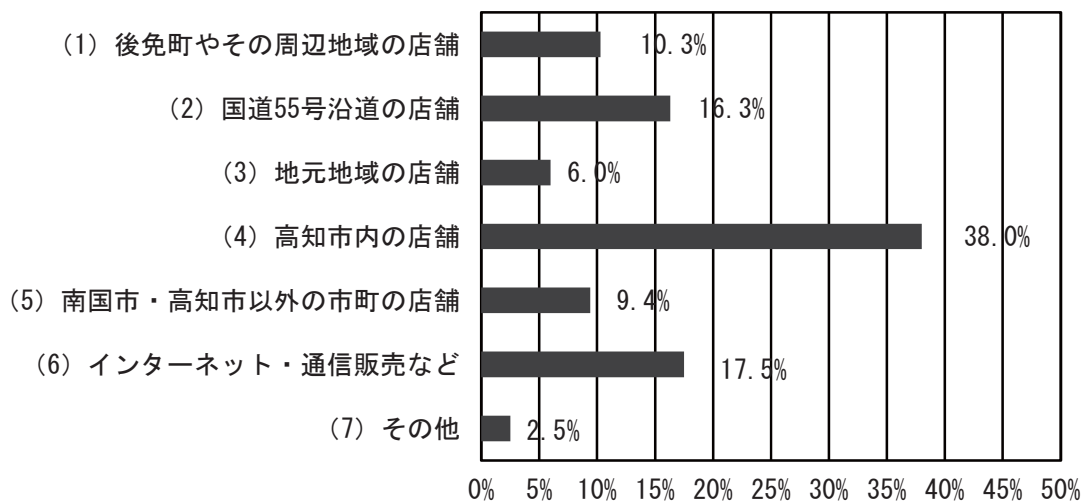


図 服等のファッション関係の買物によく利用する場所
(回答件総数 1,925 件=100.0%)

イ 選ぶ理由

■ 「何でもそろろう」、「値段が安い、手ごろ」が各々40.7%、31.6%と多くなっています。
選ぶ理由は、「何でもそろろう」が40.7%、「値段が安い、手ごろ」が31.6%と多く、次いで「交通の便がよい」が16.1%となっています。

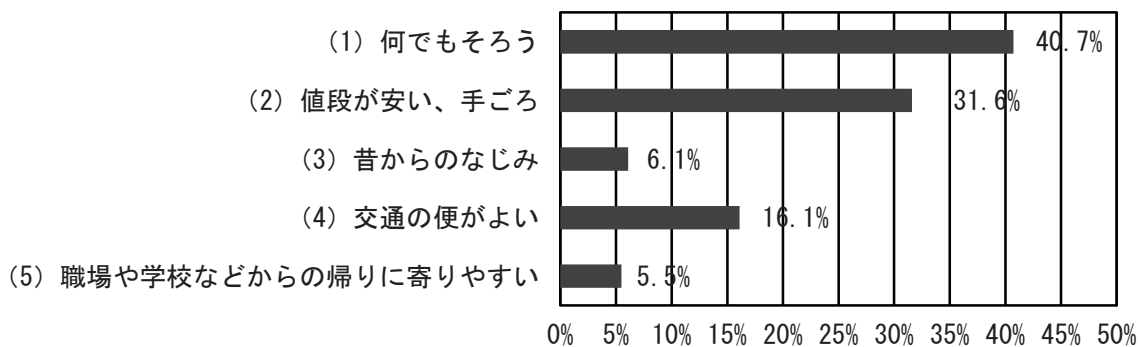


図 服等のファッション関係の買物場所を選ぶ理由
(回答件総数 1,568 件=100.0%)

ウ 交通手段

■ 「自動車」が78.3%となっています。
交通手段は、「自動車」が78.3%と多く、次いで、「自転車」が6.9%、「バス・鉄道」が5.4%、「徒歩」が3.3%となっています。

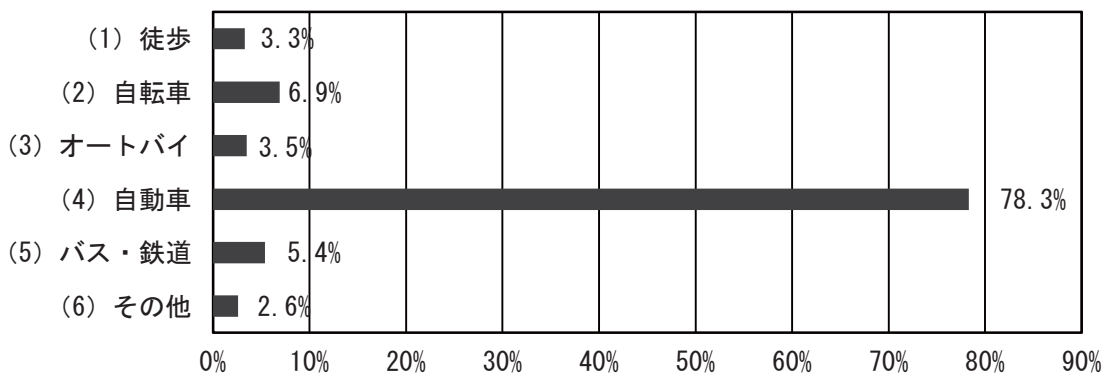


図 服等のファッション関係の買物の交通手段
(回答件総数 1,224 件=100.0%)

③ 友人等との会合・会食【問4-1、複数（全て）回答】

ア よく利用する場所

■ 「高知市内の店舗・施設」が41.0%で最も多く、南国市内の3地点（合計）が47.9%となっています。

友人等との会合・会食によく利用する場所は、「高知市内の店舗・施設」が41.0%で最も多くなっています。

次いで「後免町やその周辺地域の店舗・施設」が19.5%となっています。また、「国道55号沿道の店舗・施設」が14.8%、「地元地域の店舗・施設」が13.6%で、これらの南国市内の3地点を合計した構成比が47.9%となっています。

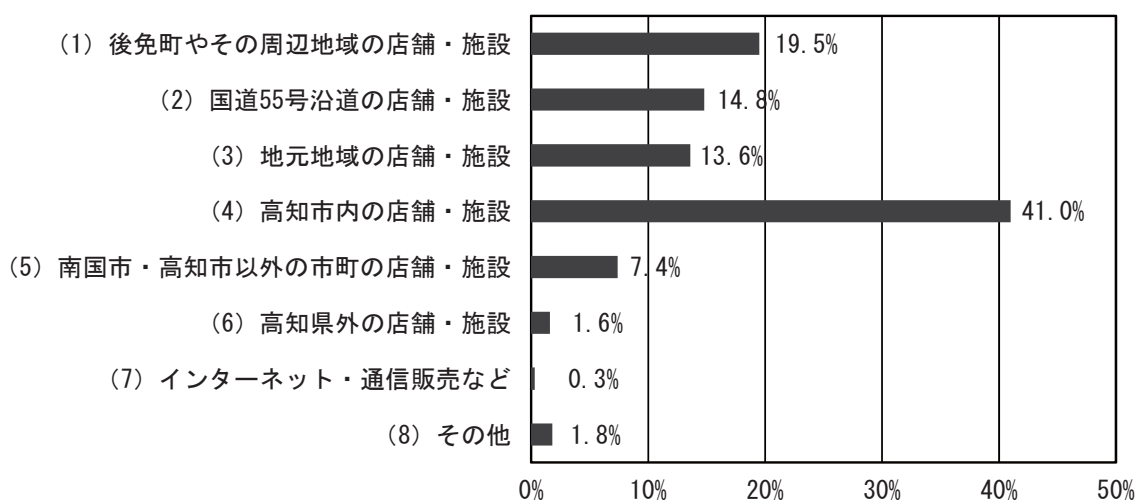


図 友人等との会合・会食に利用する場所
(回答件総数 1,851 件 = 100.0%)

イ 選ぶ理由

■ 「交通の便がよい」、「値段が安い、手ごろ」が各々30.9%、21.9%と多くなっています。

選ぶ理由は、「交通の便がよい」が30.9%、「値段が安い、手ごろ」が21.9%と多く、次いで「何でもそろう」が19.3%、「昔からのなじみ」が12.7%などとなっています。

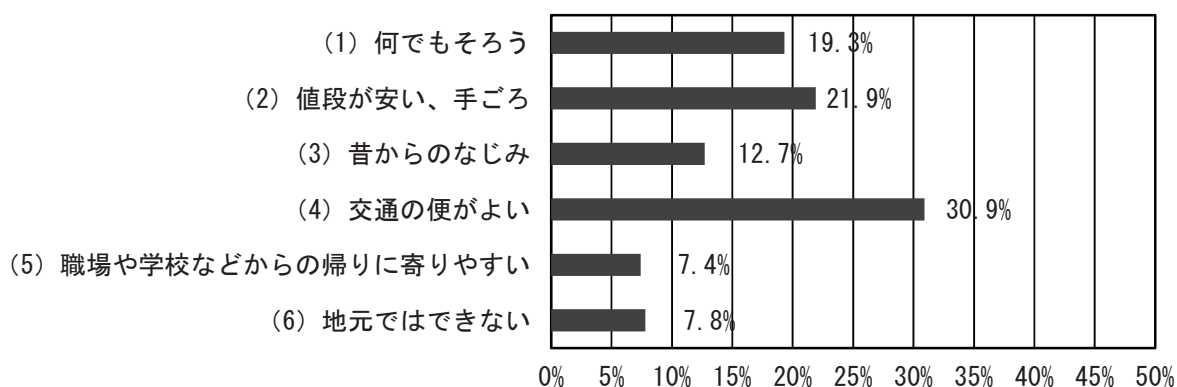


図 友人等との会合・会食の場所を選ぶ理由
(回答件総数 1,456 件 = 100.0%)

ウ 交通手段

■ 「自動車」が68.0%となっています。

交通手段は、「自動車」が68.0%と多く、次いで「バス・鉄道」が11.4%となっています。また、「自転車」が8.4%、「徒歩」が6.6%となっています。

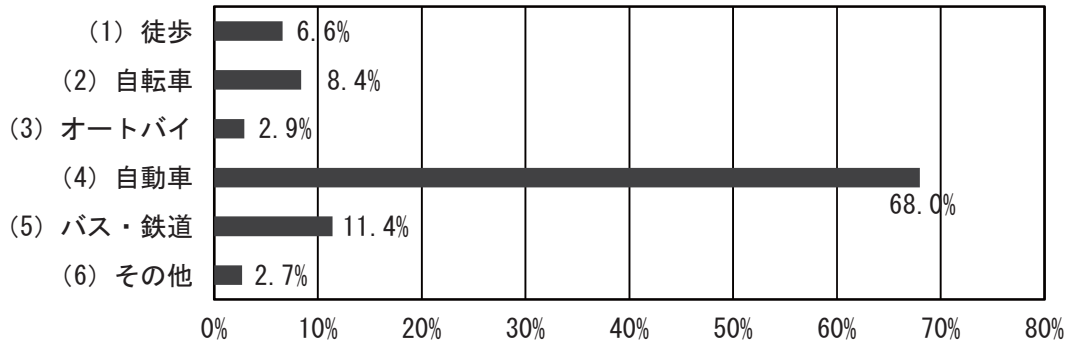


図 友人等との会合・会食の交通手段
(回答件総数 1,388 件=100.0%)

④ 贈答品・高級品等の買物【問4-2、複数(全て)回答】

ア よく利用する場所

■ 「高知市内の店舗・施設」が54.1%で最も多く、南国市内の3地点(合計)が21.4%となっています。

贈答品・高級品等の買物によく利用する場所は、「高知市内の店舗・施設」が54.1%で最も多く、次いで「インターネット・通信販売」が12.9%となっています。

一方、南国市内では、「国道55号沿道の店舗・施設」が9.0%、「後免町やその周辺地域の店舗・施設」が7.7%、「地元地域の店舗・施設」が4.7%で、これらの南国市内の3地点を合計した構成比が21.4%となっています。

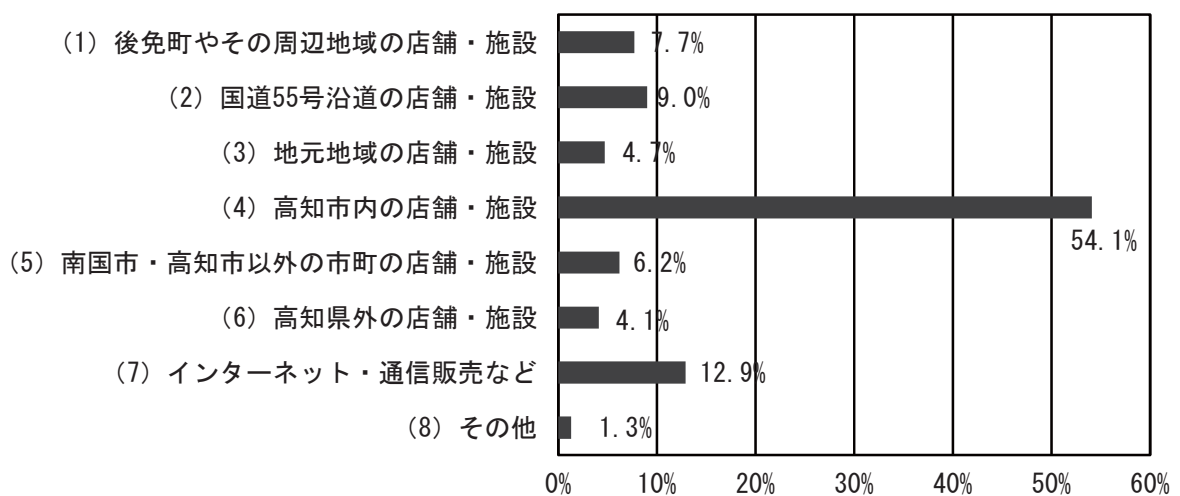


図 贈答品・高級品等の買物によく利用する場所
(回答件総数 1,507 件=100.0%)

イ 選ぶ理由

■ 「何でもそろう」が44.9%で最も多くなっています。

選ぶ理由は、「何でもそろう」が44.9%で最も多くなっています。次いで「値段が安い、手ごろ」が16.0%「交通の便がよい」が15.9%となっています。

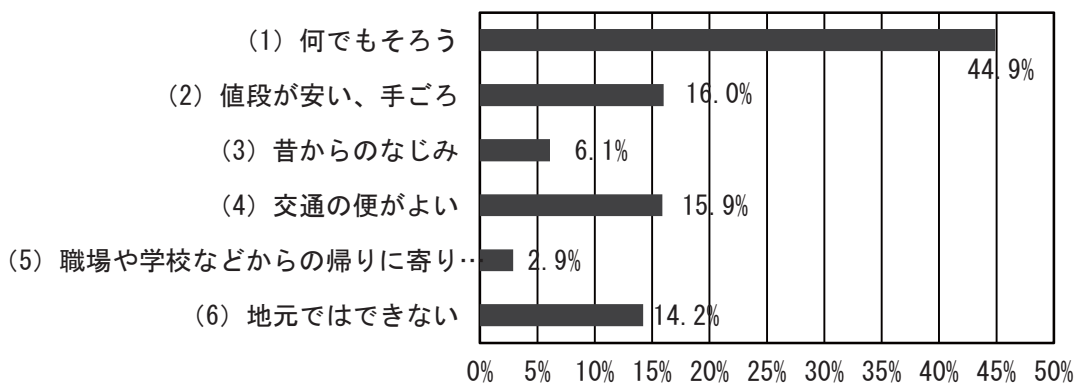


図 贈答品・高級品等の買物場所の選ぶ理由

(回答件総数 1,346 件 = 100.0%)

ウ 交通手段

■ 「自動車」が80.6%となっています。

交通手段は、「自動車」が80.6%で最も多く、次いで「バス・鉄道」が7.3%となっています。また、「自転車」が5.0%、「徒歩」が2.2%となっています。

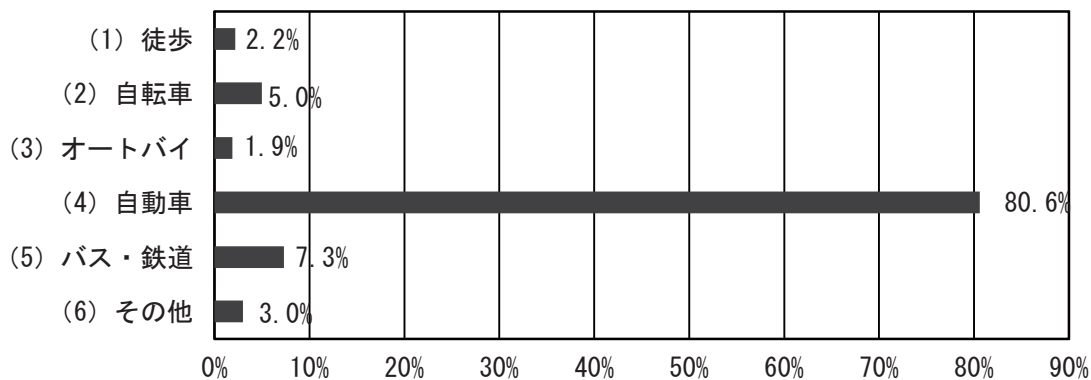


図 贈答品・高級品等の買物の交通手段

(回答件総数 1,126 件 = 100.0%)

⑤ 美術・演劇・映画・音楽会等の趣味・娯楽【問4-3、複数（全て）回答】

ア よく利用する場所

■ 「高知市内の店舗・施設」が71.3%で最も多く、南国市内の3地点（合計）が9.0%となっています。

美術・演劇・映画・音楽会等の趣味・娯楽によく利用する場所は、「高知市内の店舗・施設」が71.3%で最も多く、次いで「高知県外の店舗・施設」が9.0%となっています。

一方、南国市内では、「後免町やその周辺地域の店舗・施設」が3.5%、「国道55号沿道の店舗・施設」が2.6%、「地元地域の店舗・施設」が2.9%で、これらの南国市内の3地点を合計した構成比が9.0%となっています。

また、「南国市・高知市以外の市町の店舗・施設」が6.0%となっています。

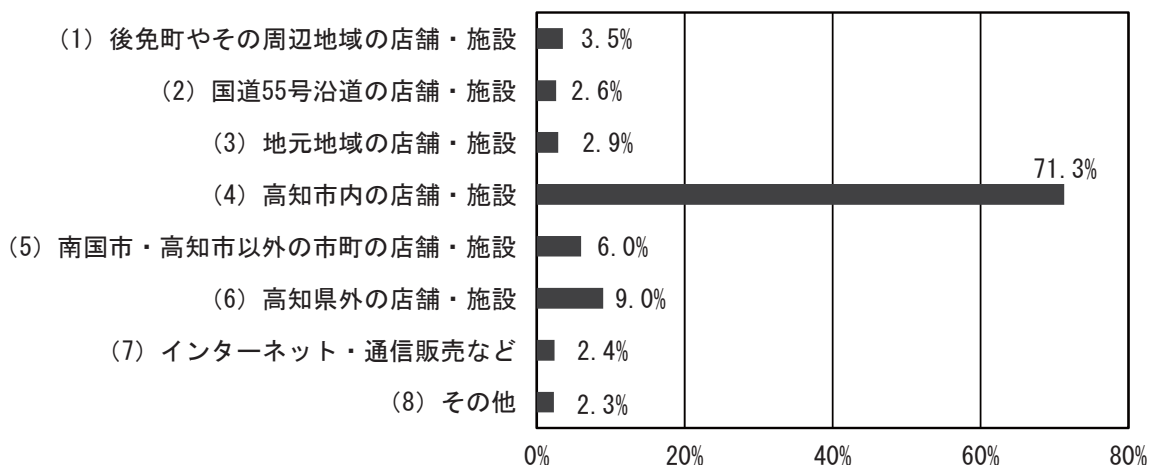


図 美術・演劇・映画・音楽会等の趣味・娯楽によく利用する場所
(回答件総数 1,293 件=100.0%)

イ 選ぶ理由

■ 「地元ではできない」が43.7%で最も多くなっています。

選ぶ理由は、「地元ではできない」が43.7%で最も多くなっています。次いで、「交通の便がよい」が20.9%、「何でもそろう」が20.2%となっています。

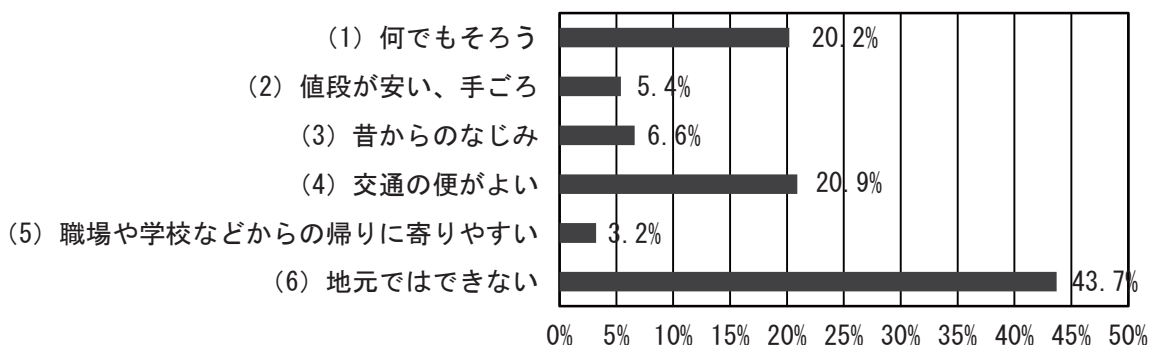


図 美術・演劇・映画・音楽会等の趣味・娯楽の場所を選ぶ理由
(回答件総数 1,139 件=100.0%)

ウ 交通手段

■ 「自動車」が77.6%となっています。

交通手段は、「自動車」が77.6%と多く、次いで「バス・鉄道」が11.3%となっています。また、「自転車」が4.7%、「徒歩」が1.4%となっています。

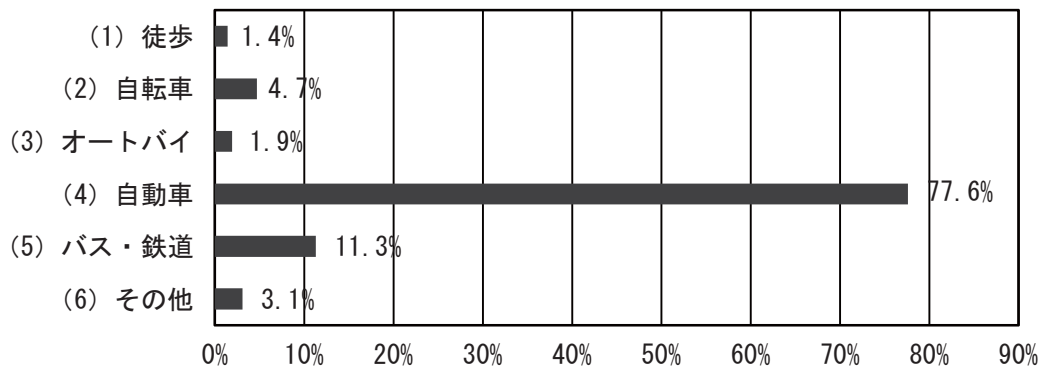


図 美術・演劇・映画・音楽会等の趣味・娯楽の交通手段
(回答件総数 1,176 件 = 100.0%)

(3) 南国市の暮らしやすさ、お住まいの環境、今後の居住地の意向

① 南国市の住みやすさ【問5、単一回答】

■ 「どちらかと言えば住みやすい」、「住みやすい」が計65.4%となっています。

南国市の住みやすさについて、「どちらかと言えば住みやすい」が36.4%で最も多く、次いで「住みやすい」が29.0%となっています。以下、「どちらとも言えない」が17.1%、「どちらかと言えば住みにくい」が12.1%、「住みにくい」が3.8%となっています。

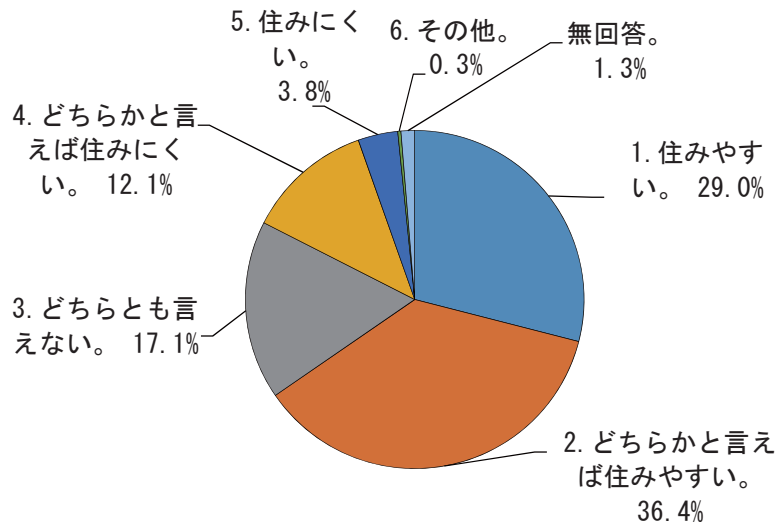


図 南国市の住みやすさ（回答票総数 1,197 票 = 100.0%）

①-2 南国市の住みやすい点【問6、複数（3つ以内）回答】

注：この項目は、問5で「住みやすい」、「どちらかと言えば住みやすい」と回答された方への設問です。また、この項目は、複数回答であることを踏まえ、回答者総数についての選択率（回答者総数 = 100.0%）として整理します。このことから、選択率の合計が100.0%を超える場合があります。

■ 住みやすいと考えられる点は、「自然環境が良いから」が45.8%、「買い物に便利だから」が41.3%と多くなっています。”

問5で「住みやすい」、「どちらかと言えば住みやすい」と回答された方（782票）で、南国市の住みやすいと考えられる点は、「自然環境が良いから」が45.8%で最も多く、次いで「買い物に便利だから」が41.3%となっています。以下、「通勤通学に便利だから」が30.1%、「災害の心配が少ないから」が26.5%となっています。

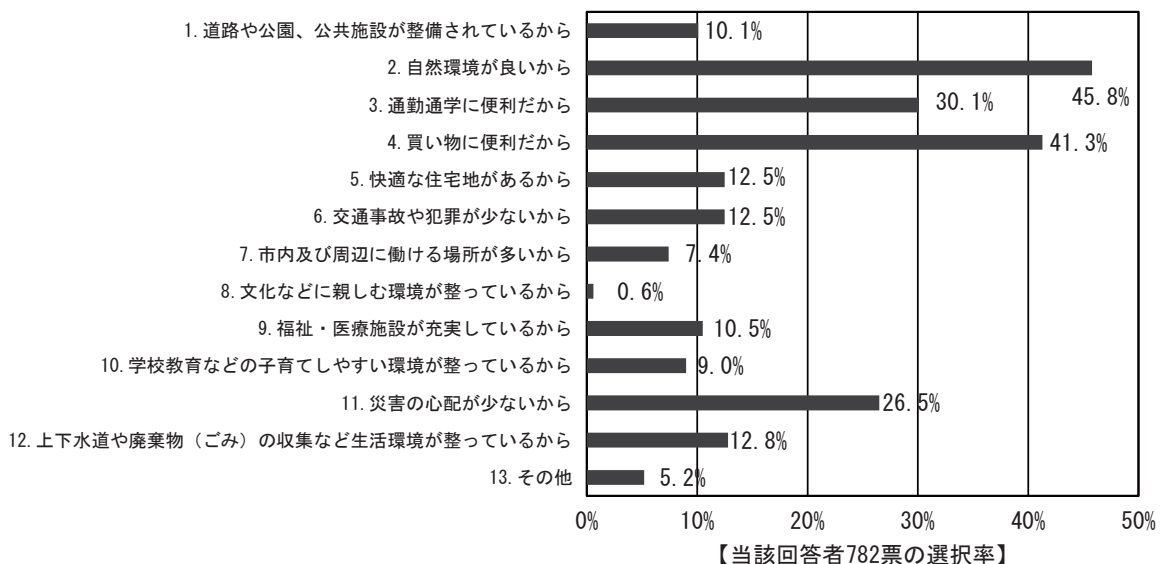


図 住みやすい点

①-3 南国市の住みにくい点【問7、複数（3つ以内）回答】

注：この項目は、問5で「どちらかと言えば住みにくい」、「住みにくい」と回答された方への設問です。
また、この項目は、複数回答であることを踏まえ、回答者総数についての選択率（回答者総数＝100.0%）として整理します。このことから、選択率の合計が100.0%を超える場合があります。

■ 住みにくいと考えられる点は、「買い物に不便だから」が51.1%、「道路や公園、公共施設の整備が不十分だから」が31.6%と多くなっています。”

問5で「どちらかと言えば住みにくい」、「住みにくい」と回答された方（190票）で、南国市の住みにくいと考えられる点は、「買い物に不便だから」が51.1%で最も多く、次いで「道路や公園、公共施設の整備が不十分だから」が31.6%となっています。以下、「文化などに親しむ環境が整っていないから」が26.3%、「通勤通学に不便だから」が25.3%となっています。

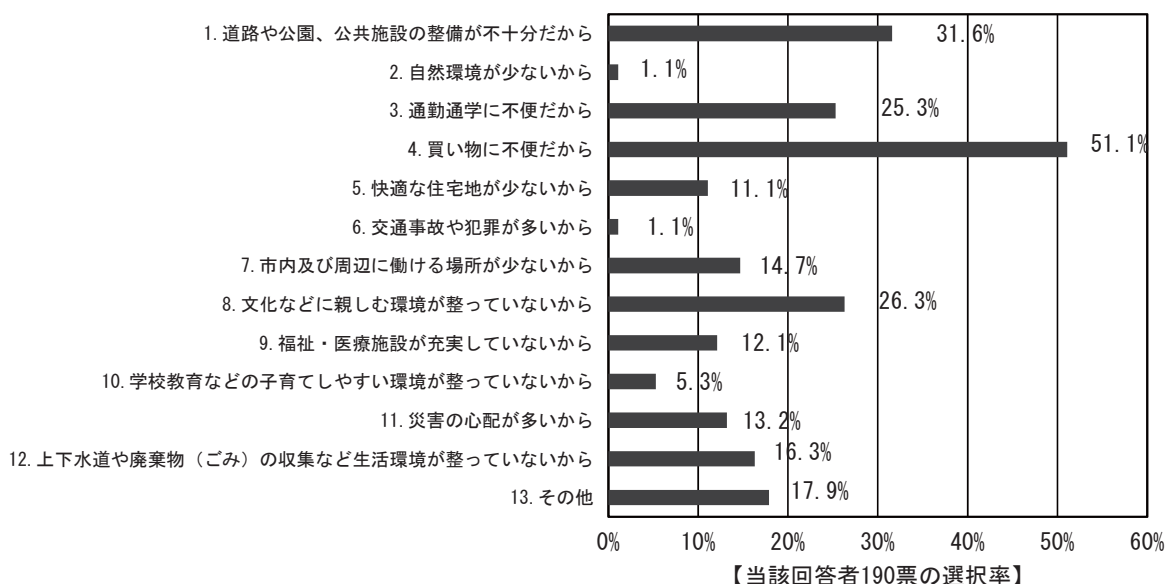


図 住みにくい点

② お住まいの周辺環境の満足度【問8、単一回答】

ア 周辺環境の項目別について

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理します。

■ 「田畑などの農業環境・田園風景」、「山林や水辺周辺の自然環境」などの“自然等”に関して満足度が高く、一方「娯楽施設」、「図書館」などの“利便性等”に関して満足度が低くなっています。

満足度の評価点の最も高い項目は、「田畑などの農業環境・田園風景」が0.59、次いで「山林や水辺周辺の自然環境」が0.56となり、“自然等”に関する満足度が高くなっています。

次いで、「消防・救急体制」が0.45、「治安・交通安全対策」が0.32と“安全性”に関

する満足度が高く、「水道の整備」が同数の 0.32 と続いています。

全 25 項目中 16 項目がプラス評価で、自然等の 4 項目や安全性の 4 項目については、各項目が共に評価点がプラスとなっています。

満足度の評価点の最も低い項目は、「娯楽施設」が-0.80 となっています。以下、「図書館」が-0.58、「電車・バスなどの公共交通の便」が-0.49、「スポーツ・レクリエーション施設」が-0.44、「公園や広場の整備」が-0.36 と続いています。

全 25 項目中 9 項目がマイナス評価点となっており、“快適性”や“利便性等”に関する項目については、マイナス評価点の項目が多くなっています。

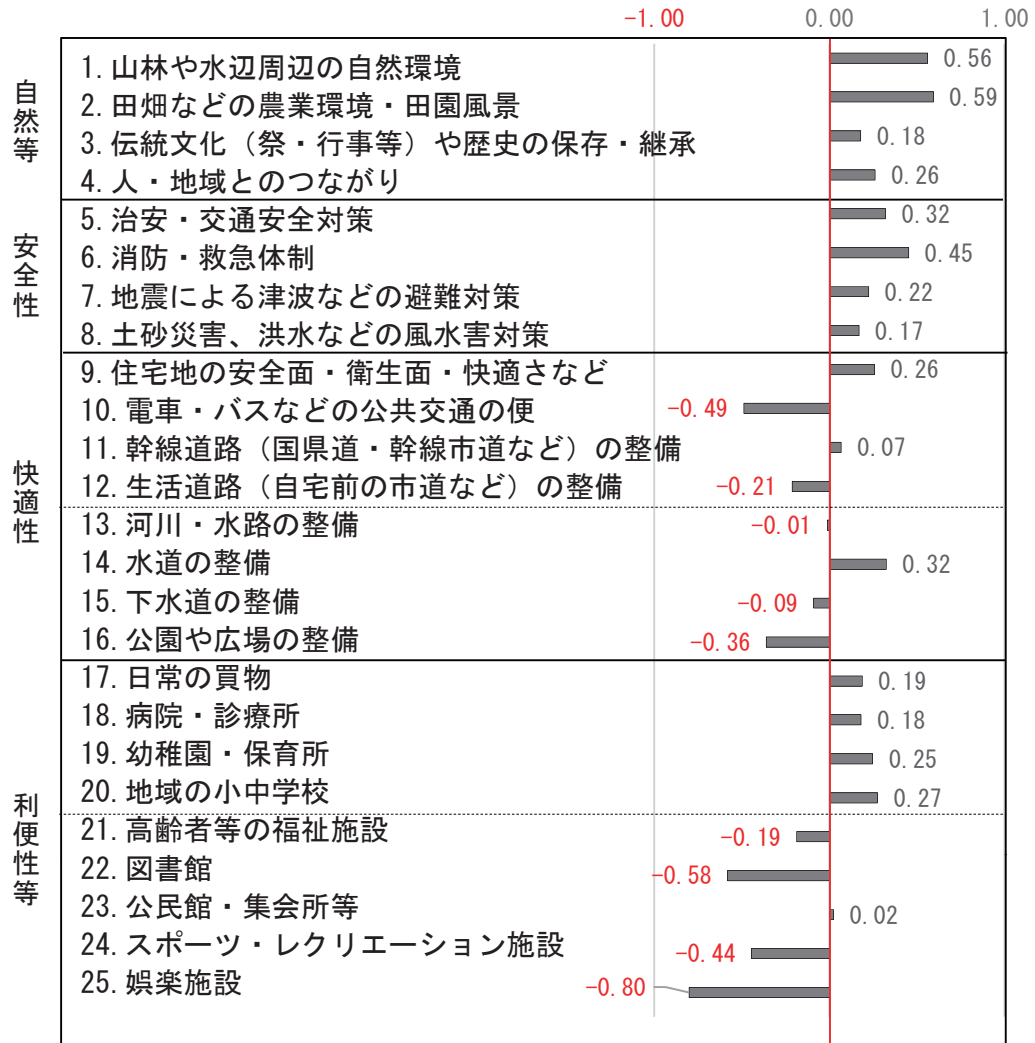


図 お住まいの周辺環境の項目別満足度

注：「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した平均値を満足度の評価点として整理しています。

イ 地区全般の環境について

■ 地区全般についての満足度は「普通」が50.5%で最も多く、次いで「やや満足」が20.5%、「やや不満」が14.4%となっています。

地区全般についての満足度は、「普通」が50.5%で最も多く、次いで「やや満足」が20.5%、「やや不満」が14.4%となっています。

「満足」と「やや満足」の合計構成比は28.0%で、一方「不満」、「やや不満」の合計構成比は18.7%となっています。

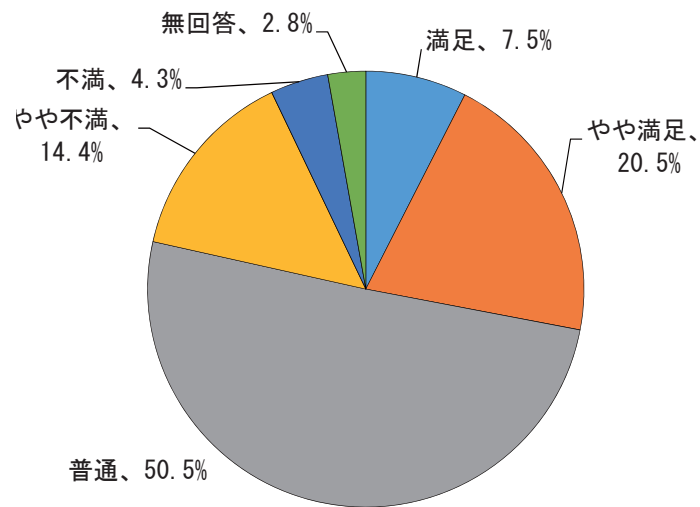


図 お住まいの周辺環境の地区全般の満足度（回答票総数 1,197 票＝100.0%）

⑤ 今後の居住地の意向【問9、単一回答】

■ 「現在の場所に、住み続けたい」が60.3%で最も多くなっています。

将来住みたい場所は、「現在の場所に、住み続けたい」が60.3%で最も多く、次いで「南国市を出て、高知市の中心部などの便利な場所に移り住みたい。」が8.5%、「現在の場所を離れ、南国市内の津波などの災害に対して安全な場所に移り住みたい。」が5.4%となっています。

なお、“南国市外へ移り住みたい”の3項目(5.6.7.)の計は15.0%、“南国市内で移り住みたい”の3項目(2.3.4.)の計は12.2%となっています。また、“津波などの災害に対して安全な場所へ移り住みたい”は市内外(3.6.)の計は9.8%となっています。

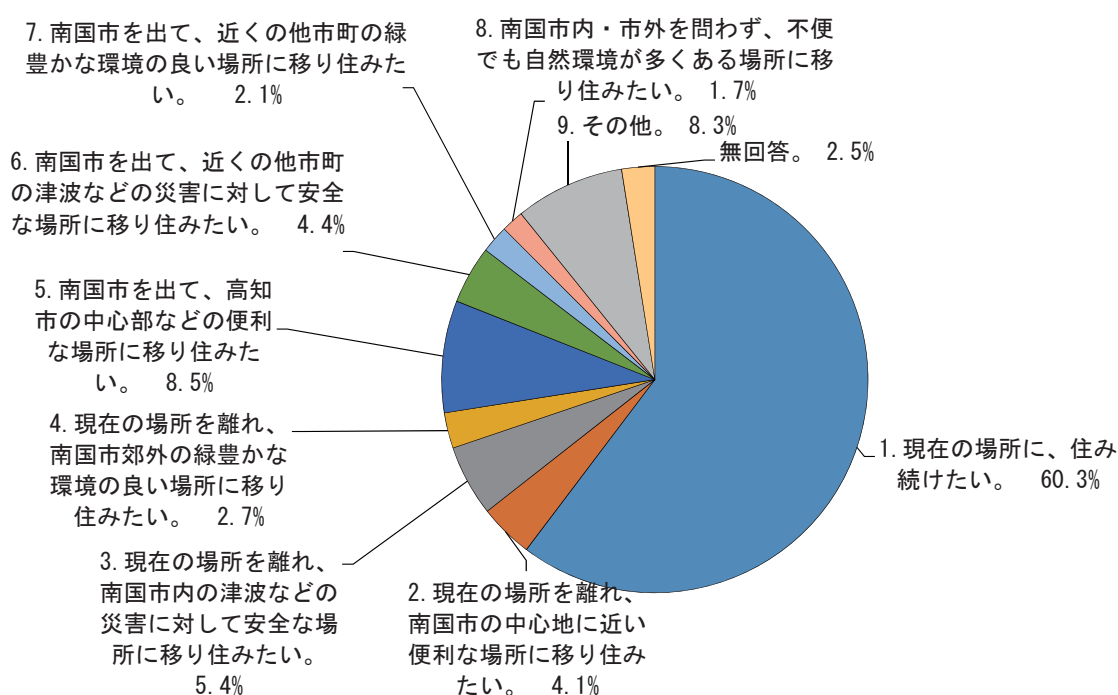


図 今後の居住地の意向（回答票総数 1,197 票＝100.0%）

(4) 南国市の将来像のイメージ、まちづくりの方向性、まちづくりの参加

① 南国市の将来像【問 10、複数（3つ以内）回答】

注：この項目は、複数回答であることを踏まえ、回答者 1,197 票についての選択率(1,197 票=100.0%)として整理します。このことから、選択率の合計が 100.0%を超える場合があります。

■ 「子供から高齢者までが安心できる保健、医療、福祉が充実した都市」が 70.3%、で最も多くなっています。”

南国市の目指すべき将来像のイメージは、「子供から高齢者までが安心できる保健、医療、福祉が充実した都市」が 70.3%で最も多く、次いで「災害に強い都市」が 54.6%、「自然が豊かな環境に恵まれた都市」が 50.1%となっています。

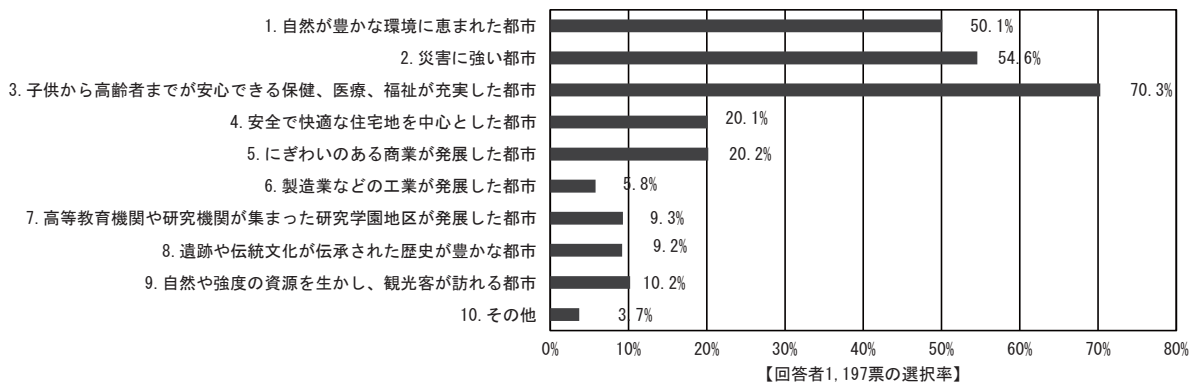


図 南国市の将来像

② 南国市の中心部（後免町～市役所周辺）のまちづくりの重要点【問 11、単一回答】

■ 「さまざまなサービスを受けられるように、商業・文化・医療・福祉などの施設を充実させる。」が 59.1%で最も多くなっています。

南国市の中心部（後免町～市役所周辺）のまちづくりを進めていくための重要点は、「さまざまなサービスを受けられるように、商業・文化・医療・福祉などの施設を充実させる。」が 59.1%で最も多く、次いで「他の市町村でもサービスは受けられるので、施設は適度に増やす。」が 17.4%となっています。

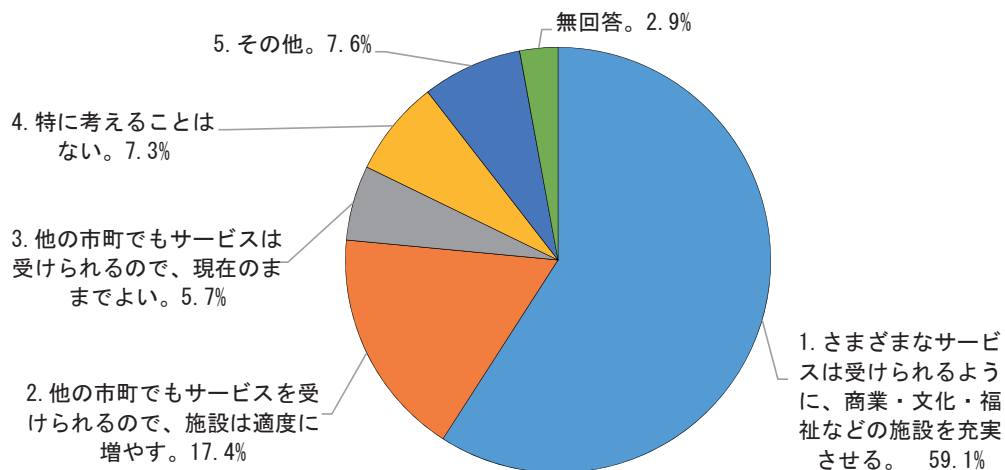
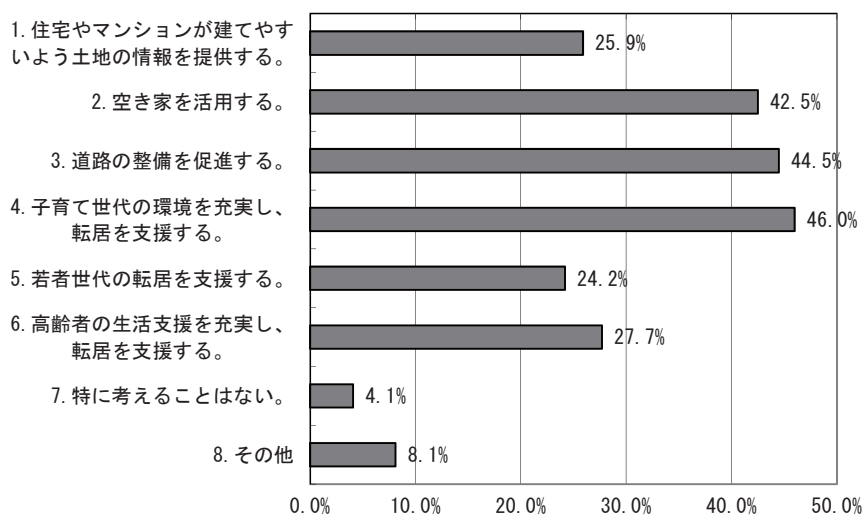


図 南国市の中心部（後免町～市役所周辺）のまちづくりの重要点
(回答票総数 1,197 票=100.0%)

③ 南国市中心部に住んでいただけるためまちづくりの重要点【問 12、複数(3つ以内) 回答】

注:この項目は、複数回答であることを踏まえ、回答者 1,197 票についての選択率(1,197 票=100.0%)として整理します。このことから、選択率の合計が 100.0%を超える場合があります。

■ 「子育て世代の環境を充実し、転居を支援する。」が 46.0%で最も多くなっています。南国市の中心部やその周辺に人々が集まって住んでいただけるためのまちづくりの重要点は、「子育て世代の環境を充実し、転居を支援する。」が 46.0%で最も多く、次いで「道路の整備を促進する。」が 44.5%、「空き家を活用する。」が 42.5%となっています。



【回答者1,197票の選択率】

図 南国市中心部に住んでいただけるための重要点

④ 南国市の今後のまちづくりについて重要な点【問 13、各項目について単一回答】

ア 住宅地について【問 13-1、単一回答】

■ 「空き家・空き地を解消し、住宅環境を向上させる。」が 39.0%で最も多くなっています。

南国市の住宅地について、今後のまちづくりで重要と思われる点は、「空き家・空き地を解消し、住宅環境を向上させる。」が 39.0%で最も多く、次いで「道路を整備する。」が 23.6%、「現在の住宅地の環境を守る。」が 20.3%と続いています。

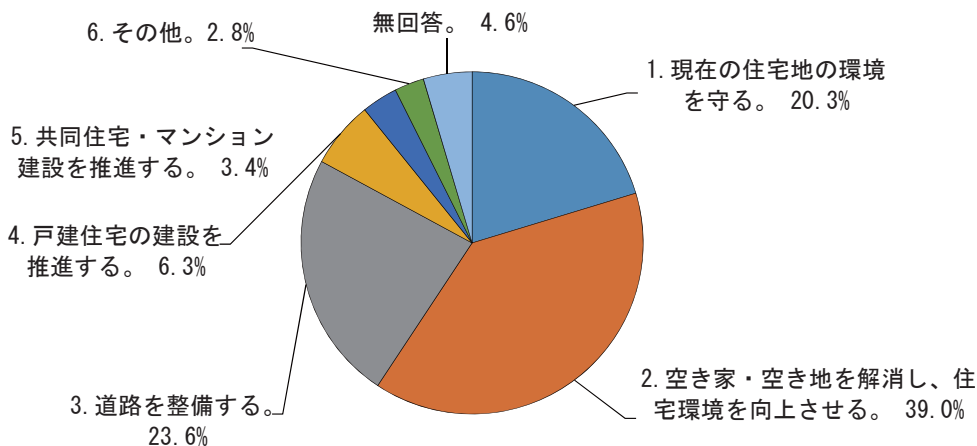


図 南国市の今後の住宅地 (回答票総数 1,197 票=100.0%)

イ 商業地について【問 13-2、単一回答】

■ 「大規模な複合商業施設などを誘致し、新たな商店の拠点をつくる。」が 32.8%で最も多くなっています。”

南国市の商業地について、今後のまちづくりで重要と思われる点は、「大規模な複合商業施設などを誘致し、新たな商店の拠点をつくる。」が 32.8%で最も多く、次いで「魅力ある余暇・レクリエーション施設を誘致する。」が 16.2%、「後免町周辺の商店街を活気づける。」16.1%、「地元の商店を活気づける。」15.2%、「現在の大型スーパーマーケットを活気づける。」が 12.1%と続いています。

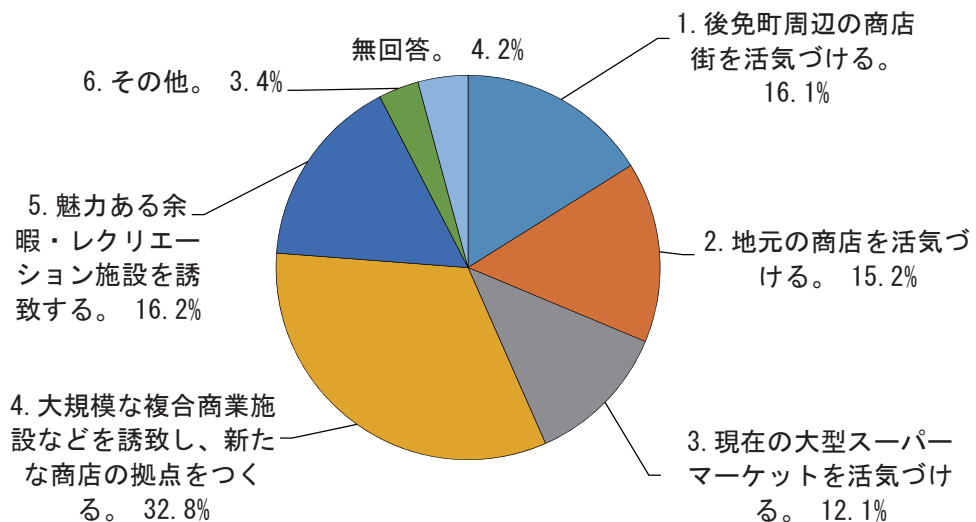


図 南国市の今後の商業地（回答票総数 1,197 票=100.0%）

ウ 工業地について【問 13-3、単一回答】

■ 「現在の工業地内での生産や操業環境を向上させる。」が 45.8%で最も多くなっています。

南国市の工業地について、今後のまちづくりで重要と思われる点は、「現在の工業地内での生産や操業環境を向上させる。」が 45.8%で最も多く、次いで「現在の工業地に工場を誘致する。」が 27.2%、「新たに工業団地などを開発する。」が 17.7%となっています。

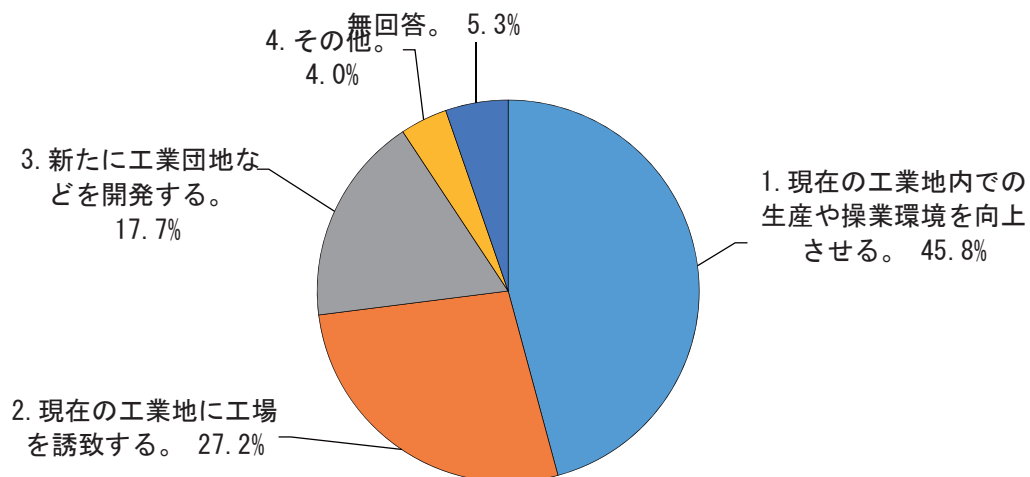


図 南国市の今後の工業地（回答票総数 1,197 票=100.0%）

工 農業地域、山間地域について【問 13-4、単一回答】

■ 「農地の減少をくい止め、農業振興を図る。」が 30.0%で最も多くなっています。”

南国市の農業地域、山間地域について、今後のまちづくりで重要と思われる点は、「農地の減少をくい止め、農業振興を図る。」が 30.0%最も多く、次いで「農地を市民農園など交流の場として有効的に活用する。」が 23.6%、「農地の宅地化を積極的に図っていく。」が 16.6%、以下「必要な範囲で公園などを整備する。」が 11.8%、「林業を支援し、山林等の自然資源を保護する。」が 10.0%と続いています。

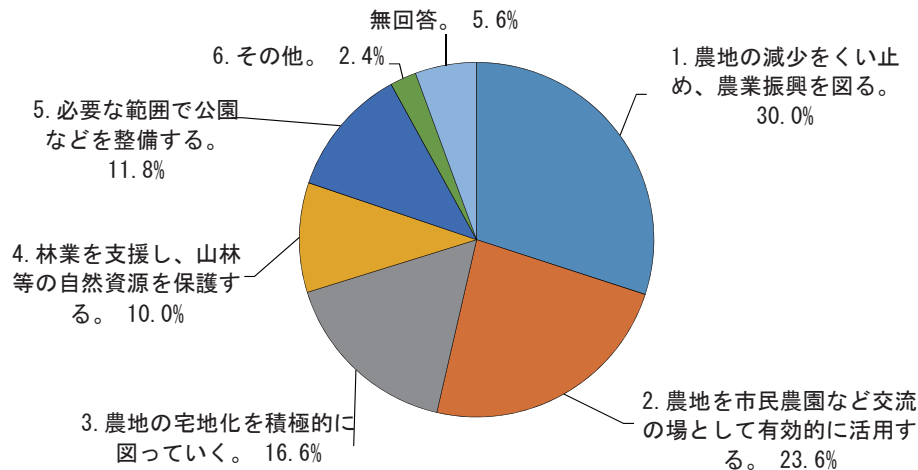


図 南国市の今後の農業地域、山間地域（回答票総数 1,197 票=100.0%）

⑭ まちづくりの参加についてのお考え【問 14、単一回答】

■ 「自分から進んではやらないが、協力を求められれば参加する。」が 52.2%で最も多くなっています。”

祭、イベント、ボランティア、ワークショップなどのまちづくり活動への参加についてのお考えは、「自分からは進んでやらないが、協力を求められれば参加する。」が 52.2%で最も多く、次いで「行政や地元の熱心な人にまかせたい。」が 24.8%となっています。

以下、「自分たちのまちを住みやすくするために、自分から進んで参加したい。」が 9.9%、「関心がないので参加しない。」が 7.2%と続いています。

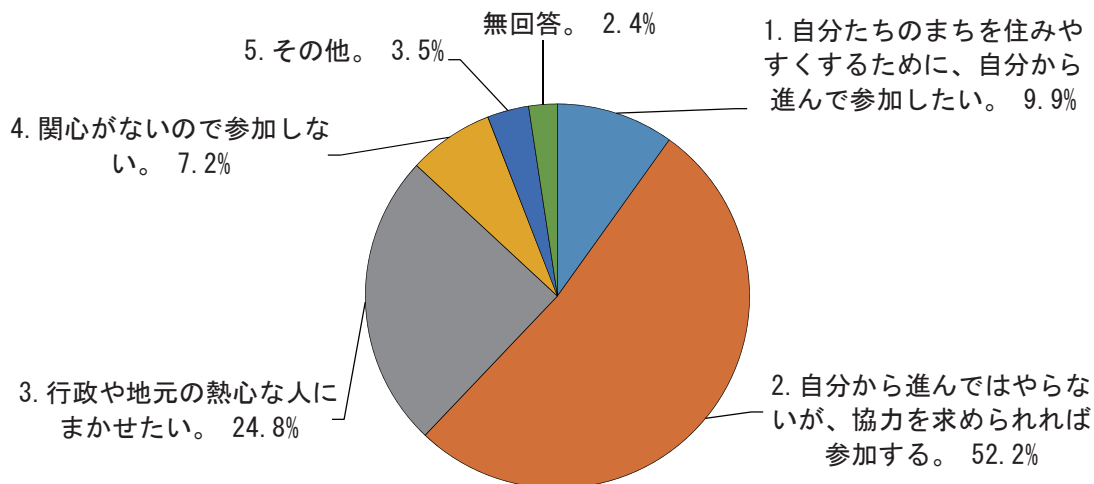


図 まちづくり活動の参加（回答票総数 1,197 票=100.0%）

南国市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

平成19年9月21日
条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南国市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、南国市都市計画マスタープランの策定のために必要な調査及び研究を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 南国市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役員及び職員
- (5) 地域の代表者
- (6) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された後に、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和34年南国市条例第39号)の別表のその他の委員の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画マスタープラン策定までの経過

2017（平成 29）年度

- 全体構想（原案）
- 市民アンケート調査の実施（3,000人、無作為抽出、15歳以上の男女対象）

2018（平成 30）年度

- 平成 30 年 7 月 23 日 ●第 1 回南国市都市計画マスタープラン策定幹事会の開催
- 平成 30 年 8 月 1 日 ●第 1 回南国市都市計画マスタープラン策定委員会の開催
- 平成 30 年 9 月 28 日 ●第 2 回南国市都市計画マスタープラン策定幹事会の開催
- 平成 30 年 10 月 15 日 ●第 2 回南国市都市計画マスタープラン策定委員会の開催
- 平成 30 年 11 月 ●市民ワークショップの開催
11 月 5 日～9 日 第 1 回ワークショップ
11 月 26 日～30 日 第 2 回ワークショップ

以下の 4 地域に分けて実施

1 班	2 班	3 班	4 班
北部山間地域	中央地域	南東地域	南西地域
北東地域			
北西地域			

2019（平成 31、令和元）年度

- 平成 31 年 4 月 18 日 ●第 3 回南国市都市計画マスタープラン策定幹事会の開催
- 平成 31 年 4 月 23 日 ●第 3 回南国市都市計画マスタープラン策定委員会の開催
- 令和元年 9 月末日 ●高知県協議（原案）
- 令和元年 10 月 ●公聴会規則による手続き
10 月 1 日 公告、縦覧（10 月 1 日～15 日）
10 月 9 日 住民説明会
10 月 25 日 公聴会（公述申立人なし、不開催）
- 令和 2 年 1 月 29 日 ●都市計画審議会（報告）
- 令和 2 年 2 月 7 日 ●高知県知事へ通知
●南国市議会へ報告及び公表

南国市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

任期：2018（平成30）年8月1日～2020（令和2）年7月31日

	氏名	所属
委員	大谷 英二	高知工科大学 名誉教授
委員	村田 功	南国市 副市長
委員	島田 雅人	高知県 都市計画課長 2019年4月1日より 小松 信彦
	小松 信彦	
委員	岡崎 純男	南国市議会 議長
委員	山中 良成	南国市議会 産業建設常任委員長
委員	武市 憲雄	南国市農業委員会 会長
委員	杉村 寛	南国市商工会 会長
委員	山本 俊暢	南国市老人クラブ連合会 会長
委員	岡林 満男	南国市地域活性化自治活動団体連合会 会長
委員	竹村 明	南国市社会福祉協議会 会長
委員	門脇 由紀子	南国市地産地消・外商推進協議会 会長
委員	川村 忠義	北部地区代表（久礼田公民館長）
委員	徳久 衛	中央地区代表（南国市中心市街地活性化推進協議会会長）
委員	川田 朋子	南部地区代表（稲生小学校PTCA会長）
委員	松木 和哉	南国市 参事兼企画課長
事務局	南国市 都市整備課	

南国市都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿

任期：2018（平成30）7月1日～2020（令和2）年6月30日

役職	氏名	所属
幹事長	若枝 実	南国市 都市整備課長
幹事	橋田 裕子	南国市 参事兼会計管理者兼会計課長 2019年4月1日より 秋田 節夫
	秋田 節夫	
幹事	西山 明彦	南国市 参事兼総務課長
幹事	中島 章	南国市 参事
幹事	渡部 靖	南国市 参事兼財政課長
幹事	松木 和哉	南国市 参事兼企画課長
幹事	山田 恭輔	南国市 危機管理課長
幹事	谷合 成章	南国市 環境課長
幹事	中村 俊一	南国市 生涯学習課長
幹事	長野 洋高	南国市 商工観光課長
幹事	伊藤 和幸	南国市 教育次長兼学校教育課長
幹事	西川 博由	南国市 建設課長
幹事	土橋 愛	南国市 農業委員会事務局長 2019年4月1日より 弘田 明平
	弘田 明平	
幹事	田内 理香	南国市 子育て支援課長 2019年4月1日より 溝渕 浩芳
	溝渕 浩芳	
幹事	古田 修章	南国市 農林水産課長
幹事	田所 卓也	南国市 農地整備課長 2019年4月1日より
幹事	岩原 富美	南国市 福祉事務所長 2019年4月1日より 池本 滋郎
	池本 滋郎	
幹事	島本 佳枝	南国市 長寿支援課長
幹事	小松 和英	南国市 消防本部消防長
幹事	高橋 元和	南国市 保健福祉センター所長 2019年4月1日より 土橋 愛
	土橋 愛	
幹事	橋詰 徳幸	南国市 上下水道局長
事務局	南国市 都市整備課	

南国市都市計画マスタープラン

2020（令和2）年3月

発行：高知県南国市都市整備課

〒783-8501

高知県南国市大塚甲 2301 番地

TEL 088-880-6582（直通）

FAX 088-863-1167
